

2025年度
公益社団法人日本栄養士会
定時総会

期 間 2025年6月21日（土）・22日（日）
場 所 大阪府大阪市・新大阪ワシントンホテルプラザ

公益社団法人 日 本 栄 養 士 会

栄 養 士 憲 章

制定 昭和57年6月17日

私たち栄養士は、国民の健康と福祉向上の見地から、職業の重要性と社会的使命を強く自覚し、ここに栄養士憲章を制定して栄養士の規範とし、その実現を期するものである。

〔専門性の自覚〕

1. 栄養士は、国民の栄養改善・健康づくりの指導者として誇りと責任を持って社会に貢献する。

〔業務の原則〕

1. 栄養士は、常に人の立場を尊重して誠実に業務を遂行する。

〔生涯学習〕

1. 栄養士は、社会の信頼にこたえるため常に人格の形成と知識及び技術の向上に努める。

〔融和と連繋〕

1. 栄養士は、常に栄養改善事業・健康づくり事業の拡充のため、社会との融和と連繋に努める。

〔栄養士会〕

1. 栄養士は、日本栄養士会に属し、栄養士会員としての自覚のもとに社会的責務を全うする。

2025年度公益社団法人日本栄養士会定時総会

資 料 目 次

栄養士憲章	1
資 料 目 次	2
プログラム	3
第 1 号議案 2024年度事業報告、貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）および 財産目録承認の件	4
第 2 号議案 役員報酬承認の件	48
第 3 号議案 名誉会員承認の件	49
協 議 2025年度事業計画、予算について	50
協 議 公益社団法人日本栄養士会の重要課題 「管理栄養士・栄養士倫理綱領について」	当日
情 報 提 供 「大阪・関西万博について」	当日
宣言（案）	80
諸 規 程	
公益社団法人日本栄養士会定款	81
公益社団法人日本栄養士会定款施行規則	96
役員の報酬等に関する規程	111
総会議事運営規程	113
事業部及び事務局設置運営規程	115
政策・職域推進事業部運営規程	122

**2025 年度 公益社団法人日本栄養士会定時総会
プ ロ グ ラ ム**

日時：2025 年 6 月 21 日（土） 13:00~16:00

6 月 22 日（日） 9:00~12:00

於：新大阪ワシントンホテルプラザ

第 1 日 6 月 21 日（土）

12:00~13:00 受 付

13:00~13:20 開 会

会長挨拶

公益社団法人日本栄養士会会長 中村 丁次

議長団選出・議事録署名人選出・書記団指名・総会運営委員指名

総会成立宣言

13:20~14:00 第 1 号議案 2024 年度事業報告、貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）
および財産目録承認の件（提案）

14:00~14:20 第 2 号議案 役員報酬承認の件（提案・討論・採決）

14:20~14:30 第 3 号議案 名誉会員承認の件（提案・討論・採決）

14:30~15:00 協 議 事 項 2025 年度事業計画、予算について（提案）

15:00~16:00 特 別 講 演 「国の栄養施策の動向について」（仮題）

厚生労働省 健康・生活衛生局健康課 栄養指導室長 塩澤 信良

18:30~20:30 情報交換会 （新大阪ワシントンホテルプラザ サファイヤホール）

第 2 日 6 月 22 日（日）

8:30~ 9:00 受 付

9:00~ 9:20 総会式典

来賓祝辞

祝電披露

名誉会員の証授与

宣言（案）採択

9:20~10:30 第 1 号議案 2024 年度事業報告、貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）
および財産目録承認の件（討論・採決）

10:30~11:00 協 議 事 項 2025 年度事業計画、予算について（討論）

11:00~11:45 協 議 事 項 公益社団法人日本栄養士会の重要課題（提案・討論）
「管理栄養士・栄養士倫理綱領について」

11:45~12:00 情 報 提 供 「大阪・関西万博について」

12:00 閉 会

2024年度公益社団法人日本栄養士会事業報告

【概 要】

2024年度の事業は、2023年度3月理事会で決定した事業計画に基づき、執行した。

本会の重要課題を①誰一人取り残さない実効性のある栄養改善活動の推進、②活動の担い手である管理栄養士・栄養士の会員増対策の強化、③国内外で大規模な自然災害発生時、迅速に栄養・食生活支援活動を行うため、JDA・DATの人材育成・体制整備の推進④東京栄養サミットのコミットメントの実現に向けた国際的活動の展開とし、関係部門ごとに2024年度の活動計画を策定し、取り組んだ。

総務部関連事項では、社会のニーズに対応するために拡充している事業内容の評価、財政のあり方について、引き続き検討を進めた。また、会員増対策として、4つの戦略方針を立て、就業状況と入会率の動向や新入会・退会の傾向等について現状分析を行い、会員増の取組を推進した。

学術研究事業部関連事業では、「日本栄養士会雑誌」の発行に係る企画・編集及び管理栄養士・栄養士の業務規範のとりまとめの方針と論点整理により、倫理綱領も含めた検討を再開した他、引き続き育英資金事業を実施した。

人材育成事業部関連事業では、基幹教育研修事業（基本研修・実務研修）講義のeラーニング講座の充実、各演習のオンライン開講を強化した。さらに、2025年度からの基本研修eラーニングの一新と会員への一部無償化にむけ新しいコンテンツの制作をすすめるとともに、会員が受講しやすい新たな研修管理システムの導入を検討し、生涯教育の充実を一層推進していくこととした。拡充教育事業としては、引き続きオンラインによる研修運営を充実させるとともに、各認定事業を適宜実施した。

情報コミュニケーション事業部関連事業では、国民の食・栄養の課題を解決するために、“栄養の日・栄養週間 2024”を、8月4日「栄養の日」、8月1日から8月7日の「栄養週間」を中心に、「口と栄養のおいしい関係」をテーマに実施した。全国の管理栄養士・栄養士が業務のなかで開催する栄養のイベント「栄養ワンダー」、4年ぶりに会場での集合形式で開催をした「市民公開講座」の実施、さらに特設Webサイトを開設して、テーマの「口と栄養のおいしい関係」について学べるマンガや雑誌のほか、「市民公開講座」のアーカイブ配信を行った。また、世論形成と健康・栄養関連情報をわかりやすく提供することを目的として、ホームページの内容充実や広報活動の推進に努めた。

栄養ケア・ステーション事業部関連事業では、国民の身近な場所での栄養相談・支援等を展開するために、栄養ケア・ステーション認定制度を推進した。今後も、地域住民のための食生活支援活動の拠点としての設置促進、人材育成に注力した。

地域連携事業部関連事業では、諮問会議及び地区栄養士会長会議の開催、同会議での意見を踏まえた会務運営に努めた。

政策・職域推進事業部関連事業では、各職域において基本方針、具体的推進項目を設定して、職域の専門性の向上のために各種活動に取り組んだ。

災害対策事業部関連事業では、令和6年能登半島地震に係る災害支援活動に取り組んだ他、日本栄養士会災害支援チーム(The Japan Dietetic Association - Disaster Assistance Team)に関わる各種の活動を展開した。

I 公1事業 食・栄養の科学振興事業

1 食と栄養の科学に関する調査・研究・技術開発事業

1-1 業務分野毎の専門性の向上に関する調査研究

社会保障制度改革が推進される中、管理栄養士・栄養士がその専門性を十分に生かせる制度や仕組みを検討するため、戦略的、政策的に調査研究事業を実施することとし、医療職域による「全国病院栄養部門実態調査」を実施した。また、福祉職域では、「介護保険施設及び通所サービス事業所等における実態調査」を実施した。

1-2 国庫補助金等による事業

1-2-1 管理栄養士専門分野別人材育成事業（厚生労働省委託事業）

本事業は、厚生労働省の「管理栄養士専門分野別人材育成事業」として実施した。「がん病態栄養専門管理栄養士」「腎臓病病態栄養専門管理栄養士」については日本病態栄養学会、「摂食嚥下リハビリテーション栄養専門管理栄養士」については日本摂食嚥下リハビリテーション学会、「在宅栄養専門管理栄養士」については日本在宅栄養管理学会とそれぞれ連携して取り組むとともに、認定状況、活動実態及び課題等を整理し、仕組みや実践プログラムの検証・改善を行った。また、栄養ケア・マネジメントに係る Step1、Step2 研修を実施し、プログラムの検証を行った。さらに、2023 年度から取り組みを開始した「公衆衛生専門管理栄養士（仮称）」の育成のための試行研修を実施し、研修プログラムの検証を進めた。

1-3 管理栄養士・栄養士の業務規範の策定

2023 年度にとりまとめた（案）をもとに、とりまとめの方針と論点の確認をした。今後、業務規範の作成とあわせ倫理綱領についても、社会的背景や要請等を踏まえ、協議を継続し、適宜見直ししていくこととした。

1-4 国への栄養施策の提言活動

日本健康会議、厚生科学審議会、厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会、保険者による健診・保健指導等に関する検討会、食品安全委員会企画等専門調査会、消費者委員会食品表示部会、成育医療等分科会、食育推進評価専門委員会、水産政策審議会企画部会等、厚生労働省、内閣府、消費者庁、こども家庭庁、農林水産省、水産庁、スポーツ庁等の各種関連会議で、栄養の指導の実務家の立場から意見を提言した。

2 食と栄養の科学に関する調査・研究・技術開発の支援事業

2-1 栄養の指導に関する文献検索システム利用・活用の促進と論文作成の支援

「日本栄養士会雑誌」に掲載された実践事例報告について、科学技術情報発信・流通総合システムの学術電子ジャーナル(J-stage)を毎月更新した。また、日本栄養士会ホームページ上の「各種制度・指針・調査・文献検索」より、広く情報提供を行った。

2-2 栄養の指導に関する研究助成及び育英資金の支給事業

河村育英資金からの奨学金の給付について、「日本栄養士会雑誌」とホームページで公募を行い 4 名から応募があった。有識者による 1 次選考(書類選考)と 2 次選考(面接選考)を行い、長崎県・畠山今日子会員、熊本県・山下晶穂会員の 2 名へ 2 年間奨学金を給付することとした。

研究助成については、2024 年度は実施しなかった。

2-3 食と栄養の実践科学の振興に資する書籍等の刊行物の監修等

例年通り、「管理栄養士・栄養士必携」、「栄養調理六法」、「サクセス管理栄養士・栄養士養成講座シリーズ」、「調理師読本」、「調理師 試験問題と解答」等の監修を行った。

2-4 政策にかかわるデータベースの構築

2022 年度に実施した「管理栄養士・栄養士 就業実態調査」の結果を基礎資料とし、本会事業の推進や管理栄養士・栄養士の労働環境の改善等に関する政策提言につなげることを目的に、新たに就業実態調査ワーキンググループを設置し、第 2 回実態調査を実施した。

Ⅱ 公 2 事業 食・栄養改善人材育成事業

1 生涯教育制度の基幹教育にかかる運営事業

1-1 基幹教育研修事業

基本研修は、全講義科目を e ラーニングで継続開講の他、演習科目も一部ライブ研修により運営した。実務研修の e ラーニングは、各分野の新規講座を増やし開講を進めた。さらに、2025 年度から基本研修の e ラーニングを一新することとし、一部は会員無料講座として制作を進めるとともに、新たな研修管理システムの導入準備を進めることとした。また、各都道府県栄養士会における生涯教育の運営状況等についてアンケートを実施するとともに、生涯教育担当者会議(Web)を開催し、研修会の開催・運営状況や課題、次年度に向けた運営等について意見交換、情報共有を図った。

1-2 認定管理栄養士・認定栄養士制度事業

第 9 回認定審査申請者 30 名に、一次審査(筆記試験)と二次審査(事例報告の考査)を実施した。認定管理栄養士認定者は 23 名、認定栄養士は 4 名、分野別では臨床栄養 11 名、学校栄養 1 名、給食管理 10 名、公衆栄養 1 名、地域栄養 1 名、福祉栄養(高齢・障がい)3 名となった。よって、認定者総数は 212 名、分野別では臨床栄養 166 名、学校栄養 2 名、健康・スポーツ栄養 1 名、給食管理 10 名、公衆栄養 5 名、地域栄養 7 名、福祉栄養(高齢・障がい)20 名、福祉栄養(児童)1 名となった。

1-3 管理栄養士・栄養士への職業倫理の普及事業

職業倫理に関しては、基幹教育の基本研修に位置付け、2020 年度から e ラーニングによる講座を継続し、より一層の普及を図った。

1-4 全国栄養士大会開催事業

管理栄養士・栄養士が一致して取り組むべき課題を協議し、その対応や実践方法を共有することを目的に、「認知～自分を知り、相手も知る～」のテーマのもと、オンライン上で10月9日～12月8日の2ヶ月間のオンデマンド配信で開催し、全国から15,230名の参加者を得た。講演(テーマ講演含む)、スポンサー講演、計22題の講演の他、オンライン展示会を実施した。

1-5 管理栄養士・栄養士の養成教育支援事業

養成校学生に対する、2024年度「全国栄養士大会・オンライン」の参加勧奨と継続的な情報配信を目的として「管理栄養士・栄養士になるあなたへ2025」と題したチラシ28,000部、ポスター350部、カード47,500部を作成し、10月に管理栄養士・栄養士養成施設へ送付した。また、2025年3月に卒業する養成校学生への情報配信を目的に「管理栄養士・栄養士になるあなたへ2025 No.2」と題したチラシを6,000部作成し、都道府県栄養士会を通じて配布した。また、NHK連続テレビ小説『おむすび』で管理栄養士・栄養士が取り上げられることをきっかけに、管理栄養士・栄養士養成校を目指す中高生が増加することを見込み、ホームページ上での情報提供方法の見直しを行った。

2 拡充教育（職域その他の区分毎の管理栄養士・栄養士業務の技術・学術の向上に関する研修）にかかる運営事業

2-1 管理栄養士・栄養士の特定（専門）種類業務における専門的知識・技能の強化事業

関連学会等と協働するなど、特定・専門的な種類の業務に必要とされる高度な専門的知識・技能を身につけた管理栄養士・栄養士を育成し、それぞれの専門性に応じた資格制度を引き続き推進した。

2-1-1 特定保健指導担当管理栄養士育成事業（特定分野）

「第4期特定健診・特定保健指導」を受け、2023年度に続き基本編と実践編からなる「保健指導担当者研修会」を実施した。基本研修は、eラーニングにより4月～翌年3月に開催し、計415名の参加、実践編は、事前学習(eラーニング)を11月～翌年1月に開催し、103名の参加、実践編のライブ研修を2月に開催し、56名の参加があった。なお、第4期の見直しに伴い2023年度より見送ってきた特定保健指導担当管理栄養士の認定事業を終了させ、研修事業を充実させることとなった。

2-1-2 静脈経腸栄養（TNT-D）管理栄養士育成事業（特定分野）

「経腸栄養管理の基礎」、「静脈栄養管理の基礎」、「静脈経腸栄養管理の応用」に関する研修会を、6月から12月にオンラインにより開催し、82名の参加があった。また、スキルアップセミナーは、初回更新者向けを6月に、2回以上参加者向けを10月にオンラインにより開催し計116名の参加があった。2024年度の静脈経腸栄養(TNT-D)管理栄養士認定者数は63名、認定者総数は1,608名となった。

2-1-3 公認スポーツ栄養士育成事業（特定分野）

日本スポーツ協会並びに日本スポーツ栄養学会と協働し、事業を実施した。2024年度の公認スポーツ栄養士認定者数は39名、認定者総数は557名となった。

2-1-4 在宅訪問管理栄養士育成事業（特定分野）

日本在宅栄養管理学会と協働し、事業を実施した。認定者総数は 1,522 名となった。

2-1-5 食物アレルギー分野管理栄養士・栄養士育成事業（特定分野）

食物アレルギー基礎研修をオンラインで 6 月に開催し 475 名の参加、食物アレルギー分野認定研修をオンラインで 8 月に開催し 243 名の参加があった。食物アレルギーフォローアップ研修を 2 月に開催し 137 名の参加があった。2024 年度の食物アレルギー分野管理栄養士・栄養士認定者数は、107 名、認定者総数は 421 名となった。

2-1-6 がん病態栄養専門管理栄養士育成事業（専門分野）

日本病態栄養学会との共同認定として事業を実施した。2024 年度のがん病態栄養専門管理栄養士認定者数は 139 名、認定者総数は 1,211 名となった。本会主催のがん栄養療法実践セミナーは、e ラーニングを 10 月に開講し 234 名の参加、ライブ研修を 11 月に開催し 36 名の参加があった。

2-1-7 腎臓病病態栄養専門管理栄養士育成事業（専門分野）

日本病態栄養学会との共同認定として事業を実施した。2024 年度の腎臓病病態栄養専門管理栄養士認定者数は 11 名、認定者総数は 79 名となった。本会主催の腎臓病病態栄養セミナーは、基本編(e ラーニング)を 1~2 月に開催し 507 名の参加、実践編(ライブ研修)を 2 月に開催し 99 名の参加があった。

2-1-8 糖尿病病態栄養専門管理栄養士育成事業（専門分野）

日本病態栄養学会との共同認定として事業を実施した。2024 年度の糖尿病病態栄養専門管理栄養士認定者数は 7 名、認定者総数は 58 名となった。今年度より、本会主催の糖尿病病態栄養セミナーを新規開講し、基本編(e ラーニング)を 9~11 月に開催し 318 名の参加、実践編(ライブ研修)を 11 月に開催し 71 名の参加があった。

2-1-9 摂食嚥下リハビリテーション栄養専門管理栄養士育成事業（専門分野）

日本摂食嚥下リハビリテーション学会との共同認定として事業を実施した。専門研修を 5 月~6 月に開催し、全課程 26 名が修了、更新研修を 6 月に開催し 10 名の参加があった。また、初心者研修を 11 月に e ラーニングにて開催し 371 名の参加があった。第 8 回認定試験を 12 月に実施し、2024 年度の摂食嚥下リハビリテーション栄養専門管理栄養士認定者数は 16 名、認定者総数は 93 名となった。

2-1-10 在宅栄養専門管理栄養士育成事業（専門分野）

日本在宅栄養管理学会との共同認定として事業を実施した。専門研修を オンラインにより 7 月から 9 月に開催し、全課程 13 名が修了、更新研修(ライブ研修)を 11 月に開催し、7 名の参加があった。また、スタートアップ研修を 12 月に開催し、159 名の参加があった。第 7 回認定試験を 12 月に実施し、2024 年度の在宅栄養専門管理栄養士認定者数は 3 名、認定者総数は 58 名となった。

2-1-11 小児栄養分野管理栄養士・栄養士育成事業（特定分野）

認定に係る指定研修として Step1、2、3(e ラーニング)を 4 月から翌年 3 月まで開催し、Step1 は 255 名、Step2 は 213 名、Step3 は 183 名の参加があった。さらに Step2(ライブ研修)を 7 月に開催し 183 名の参加があった。第 2 回の認定試験を 10 月に実施し、2024 年度小児栄養分野管理栄養士・栄養士認定者数は 104 名、認定者総数は 253 名となった。

2-1-12 その他、栄養専門管理栄養士育成事業等

日本健康・栄養システム学会の協力のもと、昨年度開講した「周術期・集中治療栄養管理研修会(オンライン)」の実践編を 9 月に再開催し、41 名が参加、さらに実践編の開催にともない基本編(e ラーニング)を 8 月に再講し、61 名の参加があった。

また、GLIM 基準が栄養状態の評価に用いられることとなったことから、GLIM 基準の理解と実践のためのオンデマンド講座を 5 月から翌年 3 月まで開催し、2,316 名の参加があった。

また、日本病態栄養学会、日本肝臓学会との共同認定として昨年度より開始した「肝疾患病態栄養専門管理栄養士」の 2024 年度の認定者は 27 名、認定者総数は 129 名となった。

2-2 栄養サポートチーム担当者研修会

栄養サポートチーム担当者研修会を、オンラインで 9 月に開催し、104 名の参加があった。内訳は管理栄養士 80 名、看護師 13 名、薬剤師 11 名であった。認定教育施設は、53 施設の協力を得て実施した。

2-3 栄養ケア・マネジメント（NCM）に関する研修会

2019 年度より厚生労働省の委託事業として日本健康・栄養システム学会の協力のもと開発した研修プログラムにより Step1(e ラーニング)を 6 月から翌年 3 月まで開催し、114 名の参加、Step2(ライブ研修)を 12 月から 1 月に開催し、20 名の参加があった。

2-4 地域リーダー育成・都道府県栄養士会の公益目的事業支援事業

医療、学校健康教育、研究教育、公衆衛生、福祉、フリーランス・栄養関連企業等の 6 職域で、それぞれの専門性の強化を図ることを目的として、別表 1 のとおりリーダー研修会を実施した。

2-5 職域別研修（職域全国研修会その他）事業

各職域で、それぞれの専門性に関する技術・学術の強化を図ることを目的として、別表 1 のとおり全国研修会等の研修事業を実施した。

特に、令和 6 年度はいわゆるトリプル改定となり、管理栄養士の活躍の場も更に広がる内容となったため、各報酬改定の方針や概要について、厚生労働省担当官による講義をオンデマンドで 2024 年 4 月 25 日～2025 年 3 月 31 日の約 1 年間配信し、全国から 2,822 名の参加者を得た。また、医療・介護・障害施設と地域(在宅)をつなぐシームレスな栄養管理体制の構築に向けて医療施設と福祉施設における同職種間連携推進セミナーを全国 4 か所で実施し、308 名の参加者を得た。

2-6 関連団体等との協働研修・研修支援事業

健康日本 21 推進全国連絡協議会、チーム医療推進協議会等での活動を行った。

2-7 職域別の学習・教育用の教材および資料の制作事業

職域の専門性を強化するため、実践的な教材、資料として、公衆衛生職域では「行政栄養士による活動事例集」を、福祉職域では「福祉職域(高齢・障害・児童)における栄養ケア・マネジメントを効果的に実施するための事例集」を作成した。

Ⅲ 公3事業 食生活自律支援事業

1 個別特性対応型の食の自律支援事業

1-1 栄養ケア・ステーション事業

栄養ケア・ステーションは、地域住民に対する各種栄養課題の解決と地域における食環境の整備を推進する拠点であり、より地域に密着した栄養ケア・ステーションの拠点整備を図るべく、2014 年度から、栄養ケア・ステーション認定制度モデル事業を実施し、2018 年 3 月 30 日付けで内閣府の認可を得て、栄養ケア・ステーション認定制度として 6 年目を迎えた。

1-1-1 栄養ケア・センター事業

栄養ケア・ステーションの実態把握のため、都道府県栄養士会の協力のもと実態調査を実施した。2024 年度で、栄養ケア・ステーションの拠点数は 535、各栄養ケア・ステーション登録者(管理栄養士・栄養士)は 4,771 名となった。

1-1-2 栄養ケア・リサーチ・センター事業

学識経験者(経営等も含む)、事業者の代表者、都道府県栄養士会を含む栄養ケア・ステーション推進委員会を組織し、短中長期目標の設定と具体的な取り組みに向け検討チームを設置し、推進を図った。各都道府県の栄養ケア・センター機能の整備・強化のため全国栄養ケア・センターリーダー研修会を 1 月に開催した。また、栄養ケア・ステーションの活動の見える化を目指し、ホームページの改修を行った。

1-1-3 栄養ケア・ステーション認定制度

2018 年度から栄養ケア・ステーション認定制度を開始している。2024 年度は第 1 期として、認定審査会を 5 月に、認定委員会を 7 月に開催して 22 か所の事業所を、また、第 2 期として、認定審査会を 2 月に、認定委員会を 3 月に開催して 30 か所の事業所を、それぞれ認定栄養ケア・ステーションとして認定した。これによって 2024 年度末で認定栄養ケア・ステーションの総数は 434 か所となった。また、認定栄養ケア・ステーションの責任者研修(ベーシック及びアドバンス)を 12 月と 3 月に開催し、332 名の参加があった。

1-2 非常災害時の被災者の健康支援事業

1-2-1 JDA-DAT 育成事業と支援活動

令和6年能登半島地震に対する支援活動は、金沢市内の1.5次避難所支援を石川県栄養士会を中心に6月末まで継続、さらに能登地区へJDA-DAT号2台を配置し巡回支援等に活用した。また例年行っている都道府県栄養士会における災害支援の体制整備のための日本栄養士会災害支援チーム(The Japan Dietetic Association・Disaster Assistance Team；以下、JDA-DAT)スタッフ研修会支援事業を実施し、36府県栄養士会へ対応した。その他、2月に各都道府県栄養士会との大規模災害想定訓練(Web)を実施し、事前訓練にはDiMS(Dietitian Matching System)の操作訓練を、訓練当日には、初動体制のシミュレーション等と意見交換を行った。

1-2-2 JDA-DAT 体制整備事業

JDA-DAT第14回リーダー育成研修を、10月に石川県金沢市で開催し、新たに46名のリーダーを育成した。これにより、JDA-DATリーダー総数は1,129名となり、都道府県栄養士会で育成されているスタッフ4,967名を合わせて6,096名の人材が育成された。

2 集団特性対応型の食の自律支援事業（栄養改善・健康づくりに関する国民的合意を形成する事業）

2-1 国民の食生活・栄養に関する支援事業

2-1-1 健康づくり提唱のつどい

“栄養の日・栄養週間 2024”の市民公開講座として、7月31日(水)東京都・神田スクエアにおいて「消化は口から 口からはじまる、栄養と消化のものがたり」をテーマに開催した。ゲストとして芸人のテツ and トモさんを迎え、「栄養の日」をPRしていただくとともに、管理栄養士・栄養士ならではの、栄養と食にまつわるプログラムで実施した。また、協賛企業によるスポンサード講演に併せて、ロビーでは商品の試食展示会も実施した。また、当日の様子を録画し、2024年8月5日から、特設Webサイトにて、配信をした。

2-1-2 次期国民健康づくり運動プラン（健康日本21）の推進に向けた事業

「ヘルシーダイアリー」に、国民の栄養課題である食塩の過剰摂取と野菜摂取不足の改善に向けた内容を充実させ、生活習慣病の予防を中心として、あらゆる世代の人々の食生活支援に活用した。

2-1-3 「栄養の日・栄養週間」に関する事業

日本栄養士会は2016年に、全ての人びとの健康の保持・増進を実現するために、8月4日を「栄養の日」、8月1日から7日を「栄養週間」と制定した。2024年度の「栄養の日・栄養週間」では、「口と栄養のおいしい関係」をテーマに、株式会社伊藤園、ゼスプリ インターナショナル ジャパン株式会社、株式会社ヤクルト本社、株式会社 明治、一般社団法人日本即席食品工業協会、カリフォルニアプルーン協会の協賛を得て、各種施策を実施した。

7月1日から8月31日の間には、「栄養ワンダー 2024」として、管理栄養士・栄養士の活動先全国1,715カ所で、一般参加者数189,094人を対象に、栄養を楽しむオリジナルイベントを開催した。各会場

では「栄養の日・栄養週間」特別メニューの提供、栄養相談を実施したほか、「栄養ワンダー・ブック」の配布や特別協賛企業提供による商品のサンプリングを行った。

広報活動として、「日本栄養士会ホームページ：www.dietitian.or.jp」（管理栄養士・栄養士向け）と、「NU+（ニュータス）：www.nutas.jp」（国民向け）と連動した特設ページ（www.nutas.jp/84/）を公開し、「市民公開講座 2024」のアーカイブ配信や、テーマの「口と栄養のおいしい関係」について学べるマンガや雑学のほか、協賛企業のタイアップ記事を公開した。

また、日本栄養士会が保有する国民向け NU+（ニュータス）の公式 X（旧 Twitter）にて、市民公開講座と連動したクイズキャンペーンを実施し、また、特設 Web サイトでも告知、流入を図った。

2-1-4 対外広報活動の推進

国民への管理栄養士・栄養士およびその職能に対する理解促進と、日本栄養士会の重点事業について各ステークホルダーへの理解深化を目的に、報道対応および情報発信を行った。また、NHK 連続テレビ小説『おむすび』の放送を機会とした広報施策として、啓発ポスターおよび雑誌・ホームページを通じた取り組みを実施した。

3 健康づくりと食事・栄養に関する情報コミュニケーション事業

3-1 日本栄養士会雑誌の発行事業

「日本栄養士会雑誌」を、1 号あたり平均約 53,000 部、毎月 1 回発行した。中堅として活躍する管理栄養士・栄養士を主な読者対象とした企画を、「日本栄養士会雑誌」企画委員会を中心に検討し、内容の充実に努めた。また、日本栄養士会会員限定で 2024 年 1 月号以降分のバックナンバーをホームページ上で閲覧できる仕組みを構築した。

3-2 ホームページによる情報コミュニケーション事業

国民への管理栄養士・栄養士や栄養に関する有効な情報提供をメインに、管理栄養士・栄養士の社会的認知獲得、地位向上と世論形成を目指して運用に努めた。2024 年度は各事業部と連携し、報酬関連情報の掲載、栄養ケア・ステーションおよび学生の皆さんへの改修を実施した。国民への情報提供については、「栄養の日・栄養週間」事業の一環として、特設ページの公開や、市民公開講座のオンライン公開など、情報提供を行った。

3-3 栄養指導・栄養相談用のパンフレット、リーフレット等の資料の制作・配布事業

「健康づくりのための身体活動・運動ガイド 2023」の公表に伴い、「ヘルシーダイアリー」の内容の見直し、新規ページの追加を行い、国民の栄養課題である食塩の過剰摂取と野菜摂取不足の改善を主な内容として、7 月に 36,000 冊作成した。本会並びに都道府県栄養士会が実施する栄養相談・食生活相談で使用した。

IV 公4事業 食環境整備事業

1 連携・協働関係の構築事業

1-1 プライマリ・ヘルス・ケアのネットワーク形成

2023年度に引き続き、関連学会等と連携を図った。

2 先駆的栄養改善活動等表彰事業

10月13日に、東京都・都市センターホテルにおいて、全国栄養改善大会を開催し、栄養改善のために先駆的な活動を行い、あるいは、同活動に従事して顕著な功績の認められる管理栄養士・栄養士等を表彰した。

厚生労働大臣表彰は、栄養改善事業功労者8名、栄養士養成功労者15名、栄養指導業務功労者42名、特定給食施設16施設が受賞し、副賞と共に授与した。日本栄養士会表彰は、栄養改善功労賞(萩原賞)を香川県・次田一代氏、栄養改善奨励賞(森川賞)を沖縄県・佐久川碧氏に授与した。また、会長表彰として、50年業務貢献者74名、25年等業務貢献者739名、栄養橋寿会員39名に対して表彰を行った。さらに、都道府県栄養士会感謝状を石川県・大阪府・和歌山県・高知県の4栄養士会へ贈呈した。

3 国民の健全な食生活を支援する制度の整備

3-1 管理栄養士・栄養士の業務過誤による損害賠償責任保険制度の取り扱い事業

交通事故賠償保険と同様に被害者の影響の軽減化を図るため、会員の支払う会費から、団体栄養士賠償責任保険に加入している(会員一人当たりの保険料は99円)。また、より高額な賠償を求める会員には追加補償(栄養士総合補償制度(上乘せ保障制度))の加入を案内し、加入者は503名となった。栄養士賠償責任保険(全員自動加入)、栄養士総合補償制度(上乘せ補償制度)とも、保険金を支払う事案は発生しなかった。

3-2 管理栄養士・栄養士制度の運用改善および制度改革に関する包括的な検討事業

診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等の各種報酬制度の改定に向け、国民の誰もが、適切な栄養管理のもと、個々人にあった食事を摂ることができ、ひいては自己実現につながることを目的として、制度の構築に向けての活動及び体制づくり等に取り組んだ。

V 公5事業 国際公衆衛生向上事業

1 開発途上国の公衆衛生・公衆栄養上の課題に関する支援事業

日本栄養士会では、2021年10月30日にGlobal Nutrition Report(GNR)に提出したコミットメントの達成に向けて、2024年5月1日～6日に、ラオスに訪問し、保健省、保健科学大学、教育スポーツ省、内閣府、JICA ラオス事務所、シンガポール国立大学ラオス事務所、WHO ラオス事務所等の関係者と会議やワークショップを重ねた。その後、2024年9月9日～12日には、調査団を派遣し、郡病院1施設、ヘルスセンター2施設、学校給食のモデルとなる小学校2施設を訪問し、栄養管理状況や給食

施設の現状の調査と、UNICEF ラオス事務所、WFP ラオス事務所等の関係者と会議を行い、実際の支援内容の検討につなげた。

イタリアでは、2024 年 10 月 14 日に、FAO 本部で「世界食糧フォーラム(World Food Forum ; WFF)」が開催され、その中のフラッグシップイベントとして行われた「Japanese Food Culture - Washoku Event」で中村会長が「Introduction of Washoku (和食と日本の栄養)」の基調講演を行った。

2 国際栄養士連盟・アジア栄養士連盟の活動にかかる国際交流事業

1988 年(2008 年から 2016 年を除く)から、国際栄養士連盟(International Confederation of Dietetic Associations ; 以下、ICDA)の理事国として、また 2020 年 6 月より 2024 年 9 月まで、中村会長が理事に就任し、2 か月に 1 回程の頻度で開催されるオンライン会議に参加した。2024 年 6 月 12 日~14 日にカナダで開催した第 19 回国際栄養士会議(the 19th International Confederation of Nutrition and Dietetics ICND2024)の演題登録の周知、参加ツアーの企画を行い、日本からのツアー参加者は 13 名であった。

2024 年 4 月 28 日~30 日にタイで開催した、タイ栄養士会全国会議 2024 及びタイ栄養士会創立 50 周年記念式典に、アジア栄養士連盟(AFDA)会長として、中村会長が参加し、式典への登壇及びシンポジウムのスピーカーを務めた。また、2025 年 2 月 19 日~20 日に開催されたフィリピン栄養士会の総会においても、プログラムが創立 70 周年を祝うとなっていたことから、アジア栄養士連盟(AFDA)会長として中村会長が参加し、基調講演を行った。

2025 年 8 月 5 日に開催する「アジア栄養士フォーラム 2025」に向け、実行委員会を立ち上げ、準備を進めた。

3 国際交流助成事業

2024 年度は国際交流助成事業を行わなかった。

VI その他（法人運営）に関する事業

1 会務運営に関する取り組み等

1-1 総会、理事会の適切な運営

2024 年度定時総会を、6 月 22 日・23 日に神奈川県・パシフィコ横浜において開催した。

また、定時理事会を 5 月、7 月、10 月、1 月及び 3 月に、臨時理事会を 5 月、6 月及び 2 月に開催し、本会事業執行について検討した。常任理事会は、毎月定例で開催し、理事会への提案事項等について検討した。

諮問会議は、本会の運営に関する重要な事項について意見を求め、事業執行に反映することとして、2024 年 5 月、2025 年 2 月に開催した。

1-2 各種事業の企画や本会の政策立案能力の向上のための事業部・事務局体制の整備、諮問会議・地区栄養士会長会議・各種委員会などの運営

事業を効率的かつ有効に実施するために、各種会議を別表 2-1、別表 2-2 のとおり開催した。

1-3 その他、上記に関連した法人運営にかかる取り組み

会議の合理的な運営および予算の効率的な執行のため Web 会議システムを中心とした運営とした。

2 会員に関する取り組み等

2-1 ホームページ（会員専用ページ）の充実

職域区分が再編成されたことに伴い、マイページから会員情報を変更する際に、給与支給元を登録できるように改変した。また、マイページに掲載しているおすすめの研修会や、雑誌のバックナンバー等の情報を活用できるよう、定期メール配信：メルマガ（雑誌編、ホームページ編）を毎月送信し、栄養業界ニュースやお知らせ、研修会、雑誌の掲載内容等の活用できる情報を提供した。

2-2 会員活動の活性化に向けた活動

新入会員の獲得対策としては新卒者対策、入会手続きの簡素化、就業者の退会防止対策として、過去のデータを分析し、職域ごとに目標を立て取り組んだ。都道府県栄養士会と連携し、養成施設卒業生向けの活動等、会員増に取り組んだが、2024 度末の会員数は新入会 3,324 名、再入会 993 名、継続 44,787 名、計 49,104 名で、前年度に比べて 77 名の増となった。（別表 3）

2-3 業務支援システムの円滑な運用、保守管理

都道府県栄養士会での運用ミスやトラブルが少なくなるよう、ミスしやすい事項について、事務連絡を通して注意喚起を促した。2024 年 4 月から定期メール配信：メルマガ（雑誌編、ホームページ編）を配信し、メールを活用した会員とのコミュニケーションを図り、メールアドレスの登録率は 86.4%（2024 年度会員数比）となった。

3 その他必要な取り組み等

特になし

(別表1)2024年度政策・職域推進事業部事業報告

【政策・職域推進事業部】

■基本目標(活動目標)

職域横断的な同職種間連携の強化を通して、地域(国)の優先的な健康・栄養課題を共有し、課題解決に向けた効果的な政策提言と実効性のある栄養改善活動の展開、及び人材の育成・発掘により、職域活動の更なる活性化を図る。

■基本方針

No	基本方針	内容
1	各職域における活動を共有し、公益活動の活性化を推進する。	① 各職域事業推進委員会における重点取組内容の共有、公益活動の活性化に向けた戦略の検討 ② 全職域において、①にかかる情報提供の実施(全国リーダー研修会等)
2	各職域における政策課題の明確化を図り、事業及び調査・研究のバックアップ体制を図る。	① 各職域のあるべき姿(方向性)と政策課題及び具体的な政策活動の明確化(政策活動に必要な指標の設定) ② 政策課題を解決するためのエビデンス収集に向けての事業、調査・研究の推進
3	各職域における人材育成の方向性を検討し、効果的・効率的な人材育成に向けての体制整備を図る。	① 各職域における専門管理栄養士、認定管理栄養士・栄養士、その他の人材育成にかかる目標の検討 ② 各職域の人材育成に向け、PDCAサイクルに基づく研修会の企画(全国リーダー研修等) ③ 職域横断的な研修会の企画
4	各職域における会員増対策の目標を設定し、戦略的活動を展開する。	① 各職域における会員増の目標値の設定 ② 目標達成に向けた戦略的活動方法の検討と実践(非会員の掘り起こし、学生に向けての出口戦略の検討、就業先での入会促進など)

■事業内容

No	事業名	内容(ねらい)	実施日	参加者数	目標数
1-1	政策・職域推進事業部会	政策・職域推進事業部の活動を計画・実施・評価するための事業部会を年4回、Web会議にて実施する。	2024.8.7(水)、11.14(木)、2025.1.8(水)	-	9名
1-2	拡大政策・職域推進事業部会	事業部担当理事及び各職域の副委員長にて年2回実施。政策課題への対応策及び会員増対策等を検討する。	2024.10.14(月祝)	21名	22名
1-3	理事勉強会	部会運営を円滑にかつ他職域との連携強化を図るため、各職域担当理事を中心に政策に関する勉強会(職域ごとにテーマ設定)を開催し、各職域の情報共有を図る。	2024.10.3(水)、12.11(水)、2025.1.22(水)	-	100名
2	政策・職域推進事業部全体会議	全職域の事業推進委員の連携の推進、及び次期人材育成に向け日本栄養士会(日本の栄養施策)の課題・問題を共有し、グループディスカッションにより解決の糸口を探る。	2024.10.14(月祝)	52名	80名
3	職域全国リーダー育成のための研修会(派遣)	各職域の全国リーダー研修会に、政策・職域推進事業部長あるいは副部長を派遣し、各職域の事業および活動内容の把握及び意見交換を実施する。	各職域開催日に派遣	-	-
4	医療・介護における「給食管理のスペシャリスト」育成モデル事業	認定管理栄養士・栄養士「給食管理分野」の取得をパッケージとして、企業の社内研修の外部委託として提供する。認定管理栄養士・栄養士を取得した者は知識技術の向上や昇給等により社内制度を醸成し、社員のスキルアップとモチベーション維持につなげる。	2022年度～2024年度	10名	50名

【医療】

■基本方針

No	基本方針	内容(ねらい)
1	患者の治療基盤となる「栄養管理」の体制を構築する	1) 病棟への管理栄養士の適正な配置を目指す 2) チーム医療の充実による、医師・看護師の負担軽減 3) 入退院支援部門への管理栄養士の配置 4) 外来化学療法室への管理栄養士の配置 5) 外来栄養食事指導専属の管理栄養士の配置 6) 後方施設(他施設・介護施設等)との連携、情報提供、フードサービスの強化
2	在宅を含め地域と連携し、継続した支援を確立する	1) 地域包括ケアシステムの推進 2) 地域連携担当の管理栄養士の配置 3) 医療施設を経営主体とした栄養ケア・ステーション設置の勧奨
3	病院機能の専門分化に対応した管理栄養士教育体制を整備する	1) 専門管理栄養士のさらなる推進 2) 栄養部門の教育・研修を担当する管理栄養士の育成、卒前卒後教育の充実

■事業内容

No	事業名	内容(ねらい)	実施日	参加者数	目標数
1	医療職域管理栄養士・栄養士育成のための全国リーダー研修会	1) 2023年度事業報告(政策課題報告含む)及び2024年度事業計画案、医療職域事業推進委員選挙の件 2) 令和6年度診療報酬改定に関する講演	2024.4.20(土) エッサム神田ホール2号館	46名	47名
2	食事療法学会	臨床栄養に関する栄養管理・給食管理関連のマネジメントについて研鑽するとともに、診療報酬改定等の理解を深め、資質の向上を図る。また解決の場として、学会発表の機会を提供する。	2025.3.7-17 Web	1,451名	1,000名
3	臨床栄養学術セミナー	臨床に関わる管理栄養士・栄養士にとって有益な最新の臨床情報提供の場として開催。栄養管理や栄養指導の資質向上を目的に実施する。 テーマ: 標準的な栄養評価とGLIM基準の理解と実践	2024.5.11(土) Web ⇒2024.6-9 オンデマンド配信	1,123名	800名
4	スキルアップセミナー	全国栄養士大会の講演において、栄養管理を行ううえでの実践的知識・技術を身につけることを目的に実施する。 テーマ: 透析予防を目指した栄養管理	2024.10-12	14,245再生 (2本)	2,000再生/本
5	コンサルテーションサロン	栄養関連の診療報酬の実績増やそれに基づく増収・増員などをを目指す テーマ: 令和6年度診療報酬改定関連	2024.11.16(土) Web	53名	50名
6	コンサルテーションサロン (ニューカマーミーティング)	新入会会員を対象に、日栄の活動方針の共有・仲間づくりの場を提供し、帰属意識を高める。	2025.1.28(火) Web	31名	50名
7	全国病院栄養部門実態調査	病院栄養部門の実態を把握することを目的に調査を実施する	2024.6-8	41.9%	回収率 50%
8	診療報酬を1から学ぶ研修会	入職～3年目までの病院管理栄養士・栄養士を対象に、診療報酬を十分に理解し、管理栄養士・栄養士の仕事の実績が見える化することを目的とする。	2024.4-2025.2 オンデマンド配信	1,858名	500名
9	広報活動	診療報酬改定に係る資料の作成及びホームページへの掲載	-	-	-
10	常任事業推進委員会	事業推進委員会企画運営及び診療報酬改定等の戦略的事業計画	年10回	-	-
11	事業推進委員会他	日常活動における組織強化充実と政策課題解決に向けた取り組み	年4回	-	-

【学校健康教育】

■基本方針

No	基本方針	内容
1	栄養教諭配置1校1人を実現	①栄養教諭を必置義務の職員にするための配置法を改正するためのエビデンスを作成する。 ②栄養教諭・学校栄養職員の配置等の状況の、都道府県・市町村の格差を無くすために各都道府県リーダーと協働。 ③食に関する指導を実施したくても職場環境の要因で実施できていない人が80%を減らすために、職場環境の環境の現状を把握しエビデンスを作成し、栄養教諭の標準的職務ができる環境にする。 ④栄養教諭を多くすると良いこと、例えば個別的な相談指導実践事例などを作成する。
2	栄養教諭が学校現場におり、適時に直接相談・指導することにより子ども達が健康になり、栄養教諭が生涯の健康づくりには必須となる	①人材育成事業部と協働をして、特定分野における実践活動により優れた成果を生むことができると同時に、自ら必要とするスキルを認識し、常にその資質向上に向けた研鑽を行うことができると、日本栄養士会が認める特定分野管理栄養士・栄養士を増やす。
3	学校における栄養教諭(管理栄養士・栄養士)が、児童生徒に寄り添える時間と人的配置等のシステムで、給食管理と食に関する指導を一体的に行う。	①学校健康教育職域が栄養教諭に業務を効率化するためのツールを提供する。 ②個別的な相談指導実践事例集を2024年度作成し業務を効率化する。

■事業内容

No	事業名	内容(ねらい)	実施日	参加者数	目標数
1	学校健康教育職域管理栄養士・栄養士育成のための全国リーダー研修会	日本栄養士会の活動や現在の課題に関する情報と解決方法を各都道府県代表者と共有・協働し、各地域で実践を行っていくことによって、学校における管理栄養士・栄養士がより良く児童生徒の生涯にわたる健康づくり実現に貢献する。	2025.1.19(日)	42	47
2	全国研修会	実践的な食に関する指導を行うことを目指し、学校における管理栄養士・栄養士としての専門性を高め、今後の学校給食の発展および国民の栄養・健康に資する。	2025.2.9(日)	317	300
3	事業推進委員会	学校における管理栄養士・栄養士のための事業を推進することを目標に、各事業の企画及び運営について協議する。	2024.6.29(土)(集合型)・7.21(日)(Web)・9.8(日)(Web)・2025.2.24(月・祝)(Web)	-	9名×4回
4	調査研究事業・事例収集	個別的な相談指導の好事例収集および発信	年間	-	HPの事例を300名が閲覧
5	VCS(バーチャルコミュニティスペース)	ブロック(地区別)の連携強化・情報共有と解決へと導く。	1回(2024.5.13~7.19)	-	7ブロック1回ずつ

【職域事業外】

6	「個別的な相談指導」研修会(各都道府県栄養士会主催に向けて)	「個別的な相談指導」の標準化を目指し、研修会を全国展開できるように進めていく。	年間	-	47カ所
7	人材育成事業部生涯教育実務研修会	学校における管理栄養士・栄養士がより良く児童生徒の生涯にわたる健康づくり実現に貢献する。	年間	-	各100

【研究教育】

■基本方針

No	基本方針	内容
1	Society 5.0社会を見据えた専門職(養成)教育システムの基盤整備	1)実習、カリキュラムなどの教育制度の見直し 2)IoTの利用や他職域との連携を通じた学外実習の充実 3)実習の充実を図るための(管理)栄養士の人員配置の再考 →事業内容1, 2
2	科学的根拠に基づいた栄養学研究の推進	1)科研費申請区分における中項目区分申請 →事業内容2

■事業内容

No	事業名	内容(ねらい)	実施日	参加者数	目標数
1	「臨地実習及び校外実習の実際」の見直しに関する事業	1)実習施設(職域)の拡大、実習の時間数の再考 2)コロナ、災害などの対応策の整備 →即戦力専門職を養成するための他職域との連携の強化	2024. 12.19(木)	6名	
2	研究教育職域実態調査に関する事業	1)教員に対する教育環境の実態調査 2)教員・研究者に対する研究環境の実態調査 3)教員・研究者の資質向上に対する実態調査 →教員・研究者の研究力・教育力向上にむけた事業の支援	検討中	—	—
3	研究教育職域管理栄養士・栄養士育成のための全国リーダー研修会	1)2024年度事業報告及び2025年度事業計画案 →ブロック代表者との連携強化	2025.2.22(土)	42名	47名
4	事業推進委員会	日常活動における組織強化充実と政策課題解決に向けた取り組み	2024.7.2(火) 2024.9.21(土)集合 2024.11.26(火) 2025.1.27(月) 2025.2.13(木)	—	—
5	研究教育職域全国研修会	栄養士制度に関わる事項ならびに、教育・研究に関わる事項について学び、理解・認識を共通にしてい く取り組み	全国栄養士大会 にて実施	—	—

【公衆衛生】

■基本方針

No	基本方針	内容
1	地域包括ケアシステムの更なる推進に向けた栄養・食支援体制の確立(栄養CS設置拡大含む)	①医療－介護－地域一体での同職種間連携と多職種連携強化(勉強会(年1回以上)) ②地域の健康・栄養課題の明確化とPDCAサイクルに基づく施策の企画立案、実施、評価(活動事例提供の無い自治体数の減R3 9県 ⇒R4 8県⇒ R5 7県⇒R6 0県) ③高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の更なる推進(栄養CSとの連携) ④自治体行政栄養士配置促進要望活動 (市町村高齢部門配置率:R元 6% ⇒ R3 8.6% ⇒R4 10.4% ⇒R5 10.5% ⇒ R6 11.0%) ⑤栄養CS設置拡大と地域格差の是正(R5全国335二次医療圏ごとに1カ所以上)
2	健康日本21(第三次)を踏まえた栄養政策の推進と、健康な栄養・食生活の推進に向けたエビデンスの強化	①健康日本21(第三次)を踏まえた、成果の見える栄養政策の推進方策の検討 ②自然に健康になれる持続可能な食環境づくりに向け、自治体支援ツール(R5.厚労省作成)等を活用した食環境づくりの取組実態把握(R6:事例収集) ③SNS等を活用した健康無(低)関心層への啓発方法検討(R6:事例収集)
3	誰もが住民や同職種・他職種から信頼を得られる能力を有する人材育成と確保	①人材育成ガイド、人材育成プログラムに基づく現任教育の拡充 (全国リーダー研修・実務研修・新任研修、認定管理栄養士・栄養士の増加(R5 7人 →R6 8人)、公衆衛生専門管理栄養士(仮)認定制度創設に向けた検討) ②自治体管理栄養士 定員増と適正配置(多分野、多領域への配置) (市町村栄養士配置率 R3 89.6% → → R4 90.0% → R5 90.4% → R6 90.7%) ③会員数の増加と都道府県加入率の差の縮小(入会率 25%~130%) (R5年度末会員数:3,940人(R6.11月末 4,117人、 前年度比 10.4.5%)

■事業内容

No	事業名	内容(ねらい)	実施日	参加者数	目標数
1	公衆衛生職域行政栄養士育成のための全国リーダー研修会	・都道府県栄養士会公衆衛生職域代表者対象 ・県単での指導的役割が担えるようテーマ設定 ・能登半島地震を踏まえた栄養・食生活支援活動	2024.4.20(土) WEB	42名	47名
2	公衆衛生実務研修会	・行政栄養士対象、専門知識・技能向上が目的 ・講演3演題、事例発表2事例、グループワーク等 ・テーマ「横断的・戦略的な栄養改善施策の推進に必要なスキル」(食環境整備、栄養格差、人材育成等)	2025.2.24(月祝)・WEB	188名	250名
3	公衆衛生新任者研修	・行政栄養士勤務年数5年対象 ・基礎能力の獲得と仲間づくりが目的 ・講演2演題「厚労省栄養技官、中村会長」、事例発表2事例、グループワーク等	2024.1.16(木)・WEB	129名	150名
4	事業推進委員会	職域ビジョンの達成に向け、中期計画に沿った事業企画、実施、評価等	2024.4.7(日) WEB、7.13(土)対面、12.15(日) WEB	3回	3回
5	公衆衛生事業活動事例集制作事業	・先駆的な実践活動のプロセスと成果を収集 ・1都道府県あたり2事例提出依頼 ・事例集作成し、ホームページ等で発信 ・優良事例は、雑誌、事例発表等へつなげる	年間	—	47
6	自治体栄養士配置促進要望活動	自治体栄養士配置促進に向けた要望書の発出(2024.6.11)	年間	—	47
7	自治体管理栄養士配置要望活動事業及び会員増対策(ブロック別VCS)の実施)	・全国7ブロックごとにVCS開催 ・一体的実施、配置促進、人材育成、栄養CS連携、事業推進、会員増等について意見交換	2024.10~12月	7回	7回

【福祉】

■基本方針

No	基本方針	内容
1	地域共生社会の実現に向け、高齢者の自立支援・重度化防止を図り、科学的に効果が裏付けられた質の高い丁寧な栄養ケアサービスを提供するため、栄養ケア・マネジメントの質の担保と標準化を推進する	・専門管理栄養士、認定管理栄養士の取得及び配置促進 ・経験年数に応じたスキルアップ研修会の全国展開 ・施設入所サービスにおけるエビデンスの構築（リハ・口腔との連携、看取り、認知症対応、情報連携など） ・通所系、居宅系サービスにおけるエビデンスの構築 ・機能強化型認定栄養ケア・ステーションの配置促進
2	地域共生社会の実現に向け、障害（児）者分野における栄養マネジメント体制を確立し、質の高い栄養ケアサービスを提供するため、栄養ケア・マネジメントの標準化を推進する	・専門管理栄養士、認定管理栄養士の取得及び配置促進 ・経験年数に応じたスキルアップ研修会の実施 ・施設入所サービス（児・者）におけるエビデンスの構築 ・通所系、居宅系サービスにおける栄養ケアのエビデンス構築
3	地域共生社会実現に向け、保育所における管理栄養士による栄養ケアサービスの提供体制構築のため、管理栄養士による個別栄養ケアの実施	・専門管理栄養士、認定管理栄養士の取得及び配置促進 ・経験年数に応じたスキルアップ研修会の実施

■事業内容

No	事業名	内容(ねらい)	実施日	参加者数	目標数
1	福祉職域管理栄養士・栄養士育成のための全国リーダー研修会（WEB）	福祉の管理栄養士・栄養士活動を発展させるため、国民ニーズに関する課題に対応できる研修を行い、リーダーを育成する。	2024.8.4（日） 2025.2.22（土）	46・47	各47名
2	高齢・Step00研修会（生涯教育実務研修）	栄養スクリーニング・アセスメント・計画書の書き方の講義と演習	年間	-	
3	高齢・Step0研修会（生涯教育実務研修）	経験年数1～3年対象 食事観察、多職種連携、LIFE入力などについて詳しく学ぶ	年間	-	
4	高齢・各種加算のとり方研修会（生涯教育実務研修）	各種栄養関連加算について学ぶ	年間	-	
5-1	【NEW】令和6年度介護報酬改定対応「新設加算のとり方」研修会（オンライン）	医療・介護・障害施設と地域（在宅）をつなぐシームレスな栄養管理、栄養食事指導体制の構築に向けた評価の充実を図る為、報酬改定の内容をいち早く習得し、実践する	2024.5.12（日） 9.8（日）	415・81	各200名
5-2	【NEW】令和6年度介護報酬改定対応「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の一体的取組を学ぶ」研修会・オンデマンド配信	「リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組」の調査研究データをもとに管理栄養士とリハビリ専門職及び口腔専門職が一体的に行う取組の意義や連携の仕方、期待される効果等を学び、実務に活かす	年間 （6月開講予定）	-	500名
6	地域共生セミナー（ライブ）	地域共生社会における管理栄養士・栄養士の役割を理解し実践できる	2024.9.7（土） 2025.1.18（土）	51・28	各80名
7	高齢・事例集作成	介護分野の事例を収集し活用する	-	作成中	
8	障害・Step00研修会（ライブ）	栄養スクリーニング・アセスメント・計画書の書き方の講義と演習	2024.9.29（日）	49	80名
9	障害・Step0研修会（生涯教育実務研修）	栄養マネジメント加算／経口移行・経口維持加算／療養食加算	年間	-	
10	障害・スキルアップ研修会（ライブ）	加算の取り方の講義と演習	2025.1.26（日）	29	80名
11	障害・事例集作成	障害分野の事例を収集し活用する	-	作成中	
12	児童・Step00研修会（ライブ）	保育所における栄養ケア・マネジメントについて基礎から学ぶ	2024.10.26（土）	53	80名
13	児童・スキルアップ研修会（ライブ）	食物アレルギーを基礎から学ぶ／口腔機能を基礎から学ぶ	2024.11.24（日） 2024.12.6（金）	83・113	各80名 ×2
14	児童・事例集作成	児童分野の事例を収集し活用する	-	作成中	
15	事業推進委員会	各事業の推進のため企画および運営についての協議を行う。 （Webうち1回集合）	2024.5.19（日） 7.21（日）、9.7（土） 11.9（土） 2025.1.18（土）	各12人	各12人
16	VCS （バーチャルコミュニティスペース）	リーダーヘタイムリーな情報を提供するため・各ブロック連携強化（介護関連の研修会推進のための施策対応等含む）	年3回	-	7ブロック ×3回
17	広報活動	介護報酬にかかわるホームページ掲載原稿等の資料作成および更新、問合せ対応	-	-	

【フリーランス・栄養関連企業等】

■基本方針

No	基本方針	内容(ねらい)
1	各職域との連携を強化し、国民の健康維持・増進のために切れ目のない栄養ケア体制を構築していく	・各職域と連携し、様々な政策立案に関わりを持つ。 ・特定保健指導の課題抽出と関連団体と共同したデータ収集・分析を行い、政策提案ができる体制づくりを構築する。 ・政策の具現化の際には周知・実行に係ることのできる体制づくりと人材の育成サポートを行う。 ・栄養ケアステーションの活用推進 ・専門的な知識・技能を修得した管理栄養士・栄養士の活躍の場を広げる

■事業内容

No	事業名	内容(ねらい)	実施日	参加者数	目標数
1	事業推進委員会	フリーランス・栄養関連企業等職域の事業に関する企画・立案・運営・進行管理を行う。各領域の課題抽出と対策を検討・議論する場とする。	年5回	-	-
2	フリーランス・栄養関連企業等職域管理栄養士・栄養士育成のための全国リーダー研修会	全国のフリーランス・栄養関連企業等事業部に所属する管理栄養士・栄養士が社会の中での健康維持・増進の仕組み作りへの認識を共有し、新たな価値を見いだし、かつ各都道府県において展開していく。	2024.12.8(日) Web	46名	47名
3	全国矯正栄養士研修会	矯正施設に関連する職員(管理栄養士・栄養士含む)へ健康維持増進に関わる研修を開催し、他職種間で食の重要性を認識する	2025.1.24(金) Web	46名	50名
4	フリーランス・栄養関連企業等全国研修会・オンライン	保健指導・経営力などの最新情報の知識を習得し、実践に活かせる研修とする	2025.2.2(日) Web	150名	300名

(別表2-1) 2024年度各種会議の開催

開催期日	回次	会議名	開催場所
2024年6月22日(土)～ 6月23日(日)		定時総会	パシフィコ横浜
2024年5月11日(土)	臨時	理事会	日栄会議室・Web
2024年5月26日(日)	5月	理事会	新橋MCVビル7F会議室・Web
2024年6月22日(土)	臨時	理事会	パシフィコ横浜
2024年7月20日(土)	7月	理事会	新橋MCVビル7F会議室
2024年10月19日(土)	10月	理事会	日栄会議室・Web
2025年1月25日(土)	1月	理事会	日栄会議室・Web
2025年2月15日(土)	臨時	理事会	新橋MCVビル7F会議室
2025年3月23日(日)	3月	理事会	日栄会議室・Web
2024年4月27日(土)	4月	常任理事会	日栄会議室・Web
2024年5月11日(土)	5月①	常任理事会	日栄会議室・Web
2024年5月25日(土)	5月②	常任理事会	日栄会議室・Web
2024年6月22日(土)	6月	常任理事会	パシフィコ横浜
2024年7月6日(土)	7月	常任理事会	日栄会議室・Web
2024年9月14日(土)	9月	常任理事会	日栄会議室・Web
2024年10月12日(土)	10月	常任理事会	日栄会議室・Web
2024年11月9日(土)	11月	常任理事会	Web
2024年12月7日(土)	12月	常任理事会	日栄会議室・Web
2025年1月25日(土)	1月	常任理事会	日栄会議室・Web
2025年2月8日(土)	2月	常任理事会	Web
2025年3月22日(土)	3月	常任理事会	日栄会議室・Web
2024年5月25日(土)	5月	監事会	日栄会議室・Web
2024年5月11日(土)	第1回	諮問会議	日栄会議室・Web
2025年2月15日(土)～ 2月16日(日)	第2回	諮問会議	TKP新橋汐留ビジネスセンター
2024年6月4日(火)		顕彰審査会	新橋MCVビル7F会議室
2024年9月20日(金)		河村育英資金選考委員会	日栄会議室
2024年4月26日(金)	第2回	選任決議管理委員会	日栄会議室・Web
2024年9月24日(火)	第1回	総務部会	日栄会議室・Web
2024年11月1日(金)	第2回	総務部会	日栄会議室・Web
2025年3月10日(月)	第1回	診療報酬・介護報酬改定検討委員会	Web
2024年7月5日(金)		賛助会員会総会	日栄会議室・Web
2024年7月5日(金)	第1回	賛助会員会幹事会	日栄会議室・Web
2025年3月4日(火)	第2回	賛助会員会幹事会	日栄会議室・Web
2024年4月16日(火)	第1回	国際交流委員会	日栄会議室・Web
2024年5月28日(火)	第2回	国際交流委員会	日栄会議室・Web
2024年7月9日(火)	第1回	ラオ日栄養改善プロジェクト 学校給食・学校栄養教育検討チーム	日栄会議室・Web

開催期日	回次	会議名	開催場所
2025年2月25日(火)	第2回	ラオ日栄養改善プロジェクト 学校給食・学校栄養教育検討チーム	日栄会議室・Web
2024年7月3日(水)	第1回	ラオ日栄養改善プロジェクト 母子保健検討チーム	日栄会議室・Web
2025年1月23日(木)	第2回	ラオ日栄養改善プロジェクト 母子保健検討チーム	日栄会議室・Web
2025年2月28日(金)	第3回	ラオ日栄養改善プロジェクト 母子保健検討チーム	日栄会議室・Web
2024年8月15日(木)	第1回	ラオ日栄養改善プロジェクト 学校給食・学校栄養教育、母子保健検討チーム合同会議	日栄会議室・Web
2024年9月4日(水)	第1回	ラオ日栄養改善プロジェクト 第3次ラオス訪問チームによる合同会議	日栄会議室・Web
2024年9月30日(月)	第2回	ラオ日栄養改善プロジェクト 第3次ラオス訪問チームによる合同会議	日栄会議室・Web
2024年10月7日(月)	第1回	ラオ日栄養改善プロジェクト 日本メンバー全体会議	日栄会議室・Web
2024年12月17日(火)	第2回	ラオ日栄養改善プロジェクト 日本メンバー全体会議	日栄会議室・Web
2024年7月11日(木)	第1回	ラオ日栄養改善プロジェクト ラオ合同母子保健検討チーム	日栄会議室・Web
2024年7月12日(金)	第1回	ラオ日栄養改善プロジェクト ラオ日合同学校給食・学校栄養教育検討チーム	日栄会議室・Web
2024年7月19日(金)	第1回	ラオ日栄養改善プロジェクト ラオ日合同オンライン会議	日栄会議室・Web
2024年8月22日(木)	第2回	ラオ日栄養改善プロジェクト ラオ日合同オンライン会議	日栄会議室・Web
2024年11月5日(火)	第3回	ラオ日栄養改善プロジェクト ラオ日合同オンライン会議	日栄会議室・Web
2024年3月24日(日)	第4回	ラオ日栄養改善プロジェクト ラオ日合同オンライン会議	日栄会議室・Web
2024年6月10日(月)	第1回	学術研究事業部会	Web
2024年8月1日(木)	第2回	学術研究事業部会	Web
2024年12月3日(火)	第3回	学術研究事業部会	Web
2025年1月28日(火)	第4回	学術研究事業部会	Web
2025年3月3日(月)	第5回	学術研究事業部会	Web
2024年9月3日(火)	第1回	就業実態調査ワーキンググループ	Web
2024年10月24日(木)	第2回	就業実態調査ワーキンググループ	Web
2024年6月6日(木)	第1回	就業実態調査打合せ会	Web
2024年9月20日(金)	第2回	就業実態調査打合せ会	Web
2025年3月27日(木)	第1回	業務規範検討委員会	Web
2024年4月22日(月)	第1回	「日本栄養士会雑誌」編集委員会	日栄会議室・Web
2024年4月18日(木)	第1回	「日本栄養士会雑誌」企画委員会	日栄会議室・Web
2024年7月22日(月)	第2回	「日本栄養士会雑誌」企画委員会	日栄会議室・Web
2024年10月21日(月)	第3回	「日本栄養士会雑誌」企画委員会	日栄会議室・Web
2025年1月24日(金)	第4回	「日本栄養士会雑誌」企画委員会	日栄会議室・Web
2024年4月4日(木)		「日本栄養士会雑誌」第67巻4月号振り返り会	日栄会議室・Web
2024年5月8日(水)		「日本栄養士会雑誌」第67巻5月号振り返り会	日栄会議室・Web
2024年6月4日(火)		「日本栄養士会雑誌」第67巻6月号振り返り会	日栄会議室・Web
2024年7月4日(木)		「日本栄養士会雑誌」第67巻7月号振り返り会	日栄会議室・Web
2024年8月8日(木)		「日本栄養士会雑誌」第67巻8月号振り返り会	日栄会議室・Web
2024年9月5日(木)		「日本栄養士会雑誌」第67巻9月号振り返り会	日栄会議室・Web
2024年10月8日(火)		「日本栄養士会雑誌」第67巻10月号振り返り会	日栄会議室・Web

開催期日	回次	会議名	開催場所
2024年11月7日(木)		「日本栄養士会雑誌」第67巻11月号振り返り会	日栄会議室・Web
2024年12月5日(木)		「日本栄養士会雑誌」第67巻12月号振り返り会	日栄会議室・Web
2025年1月9日(木)		「日本栄養士会雑誌」第68巻1月号振り返り会	日栄会議室・Web
2025年2月4日(火)		「日本栄養士会雑誌」第68巻2月号振り返り会	日栄会議室・Web
2025年3月4日(火)		「日本栄養士会雑誌」第68巻3月号振り返り会	日栄会議室・Web
2024年10月27日(日)	第1回	生涯教育担当者会議	日栄会議室・Web
2025年2月10日(月)	第2回	生涯教育担当者会議	日栄会議室・Web
2024年6月3日(月)	第1回	生涯教育委員会	Web
2024年7月29日(月)	第2回	生涯教育委員会	Web
2024年10月22日(火)	第3回	生涯教育委員会	Web
2024年11月13日(水)	第1回	生涯教育認定適格審査委員会	Web
2025年1月21日(火)	第2回	生涯教育認定適格審査委員会	Web
2024年5月26日(日)	第1回	静脈経腸栄養(TNT-D)管理栄養士運営委員会	Web
2024年6月2日(日)	第2回	静脈経腸栄養(TNT-D)管理栄養士運営委員会	Web
2024年8月25日(日)	第3回	静脈経腸栄養(TNT-D)管理栄養士運営委員会	Web
2024年9月29日(日)	第4回	静脈経腸栄養(TNT-D)管理栄養士運営委員会	Web
2024年10月27日(日)	第5回	静脈経腸栄養(TNT-D)管理栄養士運営委員会	Web
2025年1月13日(月)	第6回	静脈経腸栄養(TNT-D)管理栄養士運営委員会	Web
2025年3月16日(日)	第7回	静脈経腸栄養(TNT-D)管理栄養士運営委員会	Web
2024年4月15日(月)	第1回	食物アレルギー分野管理栄養士・栄養士認定委員会	Web
2024年7月14日(日)	第2回	食物アレルギー分野管理栄養士・栄養士認定委員会	Web
2024年8月25日(日)	第3回	食物アレルギー分野管理栄養士・栄養士認定委員会	Web
2025年1月16日(木)	第4回	食物アレルギー分野管理栄養士・栄養士認定委員会	Web
2025年3月3日(月)	第5回	食物アレルギー分野管理栄養士・栄養士認定制度 事例小委員会	Web
2024年5月19日(日)	第1回	食物アレルギー分野管理栄養士・栄養士認定制度 事例小委員会	Web
2024年8月25日(日)	第2回	食物アレルギー分野管理栄養士・栄養士認定制度 事例小委員会	Web
2024年11月16日(土)	第3回	食物アレルギー分野管理栄養士・栄養士認定制度 事例小委員会	Web
2024年12月19日(木)	第4回	食物アレルギー分野管理栄養士・栄養士認定制度 事例小委員会	Web
2025年1月10日(金)	第5回	食物アレルギー分野管理栄養士・栄養士認定制度 事例小委員会	Web
2024年10月24日(木)	第1回	食物アレルギー分野管理栄養士・栄養士認定制度 研修小委員会	Web
2024年8月4日(日)	第1回	食物アレルギー分野管理栄養士・栄養士認定制度 試験小委員会	Web
2025年2月26日(水)	第1回	栄養ケア・マネジメント(NCM)運営委員会	Web
2024年10月8日(火)	第1回	公衆衛生専門管理栄養士(仮称)準備委員会	Web
2025年3月4日(火)	第2回	公衆衛生専門管理栄養士(仮称)準備委員会	Web
2024年7月3日(水)	第1回	公衆衛生専門管理栄養士(仮称)小委員会	Web
2024年8月17日(土)～ 18日(日)	第2回	公衆衛生専門管理栄養士(仮称)小委員会	新橋MCVビル7F会議室
2024年10月7日(月)	第3回	公衆衛生専門管理栄養士(仮称)小委員会	Web

開催期日	回次	会議名	開催場所
2024年11月15日(金)	第4回	公衆衛生専門管理栄養士(仮称)小委員会	Web
2024年12月16日(月)	第5回	公衆衛生専門管理栄養士(仮称)小委員会	Web
2025年3月7日(金)	第6回	公衆衛生専門管理栄養士(仮称)小委員会	Web
2024年6月4日(火)	第1回	がん病態栄養専門管理栄養士運営委員会	Web
2024年8月20日(火)	第2回	がん病態栄養専門管理栄養士運営委員会	Web
2024年10月28日(月)	第3回	がん病態栄養専門管理栄養士運営委員会	Web
2025年1月14日(火)	第4回	がん病態栄養専門管理栄養士運営委員会	Web
2025年2月20日(木)	第5回	がん病態栄養専門管理栄養士運営委員会	Web
2024年6月19日(水)	第1回	在宅栄養専門管理栄養士認定委員会	Web
2024年9月9日(月)	第2回	在宅栄養専門管理栄養士認定委員会	Web
2024年10月3日(木)	第3回	在宅栄養専門管理栄養士認定委員会	Web
2025年1月21日(火)	第4回	在宅栄養専門管理栄養士認定委員会	Web
2024年9月6日(金)	第1回	在宅栄養スタートアップ研修打ち合わせ会	Web
2024年11月27日(水)	第2回	在宅栄養スタートアップ研修打ち合わせ会	Web
2024年7月16日(火)	第1回	摂食嚥下リハ栄養専門管理栄養士認定委員会	Web
2025年1月20日(月)	第2回	摂食嚥下リハ栄養専門管理栄養士認定委員会	Web
2024年4月26日(金)	第1回	摂食嚥下リハ栄養専門管理栄養士研修小委員会	Web
2024年4月30日(火)	第2回	摂食嚥下リハ栄養専門管理栄養士研修小委員会	Web
2024年5月24日(金)	第2回	摂食嚥下リハ栄養専門管理栄養士研修小委員会	Web
2024年6月25日(火)	第3回	摂食嚥下リハ栄養専門管理栄養士研修小委員会	Web
2025年2月28日(金)	第4回	摂食嚥下リハ栄養専門管理栄養士研修小委員会	Web
2025年3月6日(木)	第5回	摂食嚥下リハ栄養専門管理栄養士研修小委員会	Web
2025年3月10日(月)	第6回	摂食嚥下リハ栄養専門管理栄養士研修小委員会	Web
2024年10月23日(水)	第1回	摂食嚥下リハ栄養専門管理栄養士試験小委員会	日米会議室
2025年1月10日(金)	第2回	摂食嚥下リハ栄養専門管理栄養士試験小委員会	Web
2024年10月29日(火)	第1回	2023年度腎臓病病態栄養セミナー演習打合せ会	Web
2025年2月7日(金)	第2回	2023年度腎臓病病態栄養セミナー演習打合せ会	Web
2024年6月18日(火)	第1回	小児栄養分野 認定委員会	Web
2024年8月27日(火)	第2回	小児栄養分野 認定委員会	Web
2025年1月20日(月)	第3回	小児栄養分野 認定委員会	Web
2025年3月12日(水)	第4回	小児栄養分野 認定委員会	Web
2024年6月6日(木)	第1回	小児栄養分野 事例小委員会	Web
2025年2月25日(火)	第2回	小児栄養分野 事例小委員会	Web
2024年6月10日(月)	第1回	小児栄養分野 研修小委員会	Web
2025年2月19日(水)	第2回	小児栄養分野 研修小委員会	Web
2025年3月12日(水)	第3回	小児栄養分野 研修小委員会	Web
2024年6月6日(木)	第1回	小児栄養分野 試験小委員会	Web

開催期日	回次	会議名	開催場所
2025年3月4日(火)	第2回	小児栄養分野 試験小委員会	Web
2024年8月7日(水)	第1回	情報コミュニケーション事業部会	新橋MCVビル7F会議室・Web
2024年9月4日(水)	第2回	情報コミュニケーション事業部会	日栄会議室・Web
2024年9月18日(水)	第3回	情報コミュニケーション事業部会	日栄会議室・Web
2024年11月20日(水)	第4回	情報コミュニケーション事業部会	日栄会議室・Web
2024年4月10日(水)	第1回	栄養CS事業部会	Web
2024年5月9日(木)	第2回	栄養CS事業部会	Web
2024年6月12日(水)	第3回	栄養CS事業部会	Web
2024年8月5日(月)	第4回	栄養CS事業部会	Web
2024年8月19日(月)	第5回	栄養CS事業部会	Web
2024年8月29日(木)	第6回	栄養CS事業部会	Web
2024年9月25日(水)	第7回	栄養CS事業部会	Web
2024年10月30日(水)	第8回	栄養CS事業部会	Web
2024年11月14日(木)	第9回	栄養CS事業部会	Web
2025年12月9日(火)	第10回	栄養CS事業部会	Web
2025年1月8日(水)	第11回	栄養CS事業部会	Web
2025年1月22日(水)	第12回	栄養CS事業部会	Web
2025年2月16日(日)	第13回	栄養CS事業部会	日栄会議卓
2025年3月2日(日)	第14回	栄養CS事業部会	Web
2025年3月13日(木)	第15回	栄養CS事業部会	Web
2024年10月7日(月)	第1回	栄養CS推進委員会	Web
2024年11月12日(火)	第2回	栄養CS推進委員会	Web
2024年12月10日(火)	第3回	栄養CS推進委員会	Web
2024年2月18日(日)	第4回	栄養CS推進委員会	Web
2025年3月11日(火)	第5回	栄養CS推進委員会	Web
2024年7月1日(月)	第1回	栄養ケア・ステーション認定委員会	Web
2024年9月5日(木)	第2回	栄養ケア・ステーション認定委員会	Web
2025年3月6日(木)	第3回	栄養ケア・ステーション認定委員会	Web
2024年5月13日(月)	第1回	地域連携事業部会	日栄会議室・Web
2024年7月3日(水)	第2回	地域連携事業部会	Web
2025年1月9日(木)	第3回	地域連携事業部会	日栄会議室・Web
2024年8月7日(水)	第1回	政策・職域推進事業部会	Web
2024年11月14日(木)	第2回	政策・職域推進事業部会	Web
2024年10月14日(月)		政策・職域推進事業部拡大会議・全体会議	Web
2024年4月13日(土)	第1回	医療事業推進委員会常任委員会	Web
2024年5月11日(土)	第2回	医療事業推進委員会常任委員会	Web
2024年6月29日(土)	第3回	医療事業推進委員会常任委員会	Web

開催期日	回次	会議名	開催場所
2024年7月27日(土)	第4回	医療事業推進委員会常任委員会	Web
2024年9月27日(金)	第5回	医療事業推進委員会常任委員会	新橋MCVビル7F会議室・Web
2024年10月26日(土)	第6回	医療事業推進委員会常任委員会	Web
2024年11月23日(土)	第7回	医療事業推進委員会常任委員会	Web
2024年12月14日(土)	第8回	医療事業推進委員会常任委員会	Web
2025年1月26日(日)	第9回	医療事業推進委員会常任委員会	Web
2025年3月7日(金)	第10回	医療事業推進委員会常任委員会	新橋MCVビル7F会議室・Web
2024年4月20日(土)	第1回	医療事業推進委員会	エッサム神田ホール2号館
2024年6月29日(土)	第2回	医療事業推進委員会	Web
2024年9月28日(土)	第3回	医療事業推進委員会	新橋MCVビル7F会議室
2025年1月26日(日)	第4回	医療事業推進委員会	Web
2024年6月29日(土)	第1回	学校健康教育事業推進委員会	新橋MCVビル7F会議室
2024年7月21日(日)	第2回	学校健康教育事業推進委員会	Web
2024年9月8日(日)	第3回	学校健康教育事業推進委員会	Web
2025年2月24日(月)	第4回	学校健康教育事業推進委員会	Web
2024年7月2日(火)	第1回	研究教育事業推進委員会	Web
2024年9月21日(土)	第2回	研究教育事業推進委員会	新橋MCVビル7F会議室
2024年11月26日(火)	第3回	研究教育事業推進委員会	Web
2025年1月27日(月)	第4回	研究教育事業推進委員会	Web
2025年2月13日(木)	第5回	研究教育事業推進委員会	Web
2024年4月7日(日)	第1回	公衆衛生事業推進委員会	Web
2024年7月13日(土)	第2回	公衆衛生事業推進委員会	新橋MCVビル7F会議室
2024年12月15日(日)	第3回	公衆衛生事業推進委員会	Web
2024年5月19日(日)	第1回	福祉事業推進委員会	Web
2024年7月21日(日)	第2回	福祉事業推進委員会	Web
2024年9月7日(土)	第3回	福祉事業推進委員会	Web
2024年11月9日(土)	第4回	福祉事業推進委員会	Web
2025年1月18日(土)	第5回	福祉事業推進委員会	Web
2024年7月24日(水)	第1回	介護保険施設及び通所サービス事業所等における実態調査に関するワーキング	Web
2024年8月16日(金)	第2回	介護保険施設及び通所サービス事業所等における実態調査に関するワーキング	Web
2024年8月29日(木)	第3回	介護保険施設及び通所サービス事業所等における実態調査に関するワーキング	Web
2024年9月20日(金)	第4回	介護保険施設及び通所サービス事業所等における実態調査に関するワーキング	Web
2025年3月25日(火)	第5回	介護保険施設及び通所サービス事業所等における実態調査に関するワーキング	Web
2024年7月4日(木)	第1回	フリーランス・栄養関連企業等事業推進委員会	Web
2024年8月20日(火)	第2回	フリーランス・栄養関連企業等事業推進委員会	Web
2024年9月27日(金)	第3回	フリーランス・栄養関連企業等事業推進委員会	Web
2024年11月5日(火)	第4回	フリーランス・栄養関連企業等事業推進委員会	Web

開催期日	回次	会議名	開催場所
2025年1月23日(木)	第5回	フリーランス・栄養関連企業等事業推進委員会	Web
2024年4月11日(木)	第1回	災害対策本部会議	Web
2024年8月5日(月)	第2回	災害対策本部会議	Web
2024年11月19日(火)	第3回	災害対策本部会議	Web
2024年9月2日(月)	第1回	JDA-DAT運営委員会	Web
2024年12月2日(月)	第2回	JDA-DAT運営委員会	Web
2025年3月13日(木)	第3回	JDA-DAT運営委員会	Web
2024年9月18日(水)	第1回	JDA-DAT(エビデンスチーム)運営委員会	Web
2025年3月17日(月)	第2回	JDA-DAT(エビデンスチーム)運営委員会	Web
2024年7月23日(火)	第1回	JDA-DAT国際支援メンバー意見交換会	Web
2024年11月18日(月)	第1回	アジア栄養士フォーラム2025実行委員会	Web

(別表2-2) 2024年度地区栄養士会長会議の開催

地区名	開催期日	開催場所
北海道・東北	2024年8月24日(土)	Web(担当:青森県栄養士会)
関東甲信越	2024年8月28日(水)・29日(木)	栃木県宇都宮市「ホテルニューイタヤ」
京浜	2024年8月6日(火)	神奈川県横浜市「神奈川県栄養士会会議室／Web」
	2025年2月5日(水)	Web(担当:千葉県栄養士会)
東海・北陸	2024年8月10日(土)・11日(日)	愛知県名古屋市「名古屋ガーデンパレス」
近畿	2024年8月30日(金)	京都府京都市「京都東急ホテル」
	2025年2月10日(月)	兵庫県神戸市「ひょうご女性交流館」
中国・四国	2024年8月30日(金)・31日(土)	Web(担当:香川県栄養士会)
九州	2024年8月24日(土)	Web(担当:鹿児島県栄養士会)

(別表3) 2024年度会員数(都道府県別・職域別)

	2024年度会員数				対前年度 比較増減	職域別会員数					
	合 計	新入会	再入会	継 続		医 療	学校健康教育	研究教育	公衆衛生	福祉	フリーランス・ 栄養関連企業等
北海道	2,444	123	40	2,281	△ 41	1,056	147	112	278	533	318
青 森	520	34	9	477	0	218	31	38	46	129	58
岩 手	719	32	7	680	△ 22	257	34	23	84	224	97
宮 城	825	51	13	761	△ 5	341	46	49	107	180	102
秋 田	615	32	3	580	8	169	23	13	60	219	131
山 形	606	32	11	563	1	239	21	19	52	170	105
福 島	690	39	12	639	△ 3	276	65	25	63	155	106
茨 城	959	77	32	850	38	378	145	37	81	197	121
栃 木	718	61	8	649	16	314	50	20	86	165	83
群 馬	1,003	53	10	940	△ 32	350	178	68	115	148	144
埼 玉	1,548	150	31	1,367	69	672	53	81	126	311	305
千 葉	1,444	125	18	1,301	29	530	107	67	158	349	233
東 京	4,502	414	79	4,009	122	2,002	289	354	266	642	949
神奈川	2,659	238	66	2,355	60	1,095	142	129	210	546	537
新 潟	1,127	33	23	1,071	△ 43	343	177	52	135	268	152
富 山	628	30	8	590	△ 23	287	70	12	52	151	56
石 川	539	33	10	496	△ 26	262	26	34	44	108	65
福 井	530	35	18	477	△ 26	231	54	25	37	130	53
山 梨	484	38	4	442	△ 1	137	19	33	68	139	88
長 野	1,264	81	28	1,155	14	436	148	44	160	266	210
岐 阜	729	38	10	681	△ 5	322	37	29	83	160	98
静 岡	1,330	72	24	1,234	△ 20	525	72	45	114	304	270
愛 知	2,177	174	64	1,939	△ 7	963	171	181	118	429	314
三 重	558	31	10	517	△ 1	240	11	28	50	108	121
滋 賀	520	40	15	465	△ 5	182	18	40	48	110	122
京 都	988	54	12	922	△ 28	382	66	71	63	220	186
大 阪	2,912	219	61	2,632	23	1,244	126	184	159	521	678
兵 庫	1,655	130	60	1,465	41	640	61	99	145	366	344
奈 良	550	35	8	507	4	138	122	23	35	158	74
和歌山	366	14	6	346	△ 17	157	10	13	23	74	89
鳥 取	208	11	1	196	△ 1	91	10	2	34	34	37
島 根	521	24	1	496	△ 25	181	51	12	59	131	87
岡 山	1,486	92	46	1,348	△ 8	605	200	111	126	284	160
広 島	1,287	100	18	1,169	11	574	64	104	75	254	216
山 口	704	50	10	644	1	331	77	31	39	131	95
徳 島	428	26	9	393	6	213	17	45	54	61	38
香 川	600	23	0	577	△ 13	266	42	14	45	125	108
愛 媛	661	39	10	612	△ 22	323	20	15	77	149	77
高 知	410	22	6	382	△ 2	216	11	26	48	49	60
福 岡	2,608	170	51	2,387	73	1,304	203	156	158	423	364
佐 賀	309	20	32	257	6	144	19	13	27	54	52
長 崎	907	30	10	867	△ 25	400	29	55	98	176	149
熊 本	973	67	39	867	9	487	27	28	79	243	109
大 分	739	30	9	700	△ 18	272	56	24	60	168	159
宮 崎	319	17	12	290	△ 23	179	17	5	33	46	39
鹿児島	832	54	18	760	△ 4	506	13	33	73	122	85
沖 縄	503	31	21	451	△ 8	217	14	21	34	107	110
合 計	49,104	3,324	993	44,787	77	20,695	3,389	2,643	4,185	10,037	8,154
2023年度 会員数	49,027	3,017	771	45,239		21,090	3,442	2,655	3,940	10,317	7,582
対前年度 比較増減	77	307	222	△ 452		△ 395	△ 53	△ 12	245	△ 280	572

2024 年度事業報告

2024 年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条第 3 項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

2025 年 5 月 25 日

公益社団法人 日本栄養士会

貸借対照表

2025年 3月31日現在

公益社団法人日本栄養士会

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	463,276,342	464,400,319	▲ 1,123,977
現金	143,929	203,459	▲ 59,530
外貨預金	19,711	0	19,711
当座預金	4,500,855	4,814,142	▲ 313,287
普通預金	458,611,847	459,382,718	▲ 770,871
未収会費	2,119,000	1,092,000	1,027,000
未収払金	5,090,517	13,229,844	▲ 8,139,327
前払商品	11,131,034	13,145,274	▲ 2,014,240
貯蔵品	2,313,452	2,716,353	▲ 402,901
消耗品	127,971	115,464	12,507
	725,368	606,392	118,976
流動資産合計	484,783,684	495,305,646	▲ 10,521,962
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	780,000	780,000	0
基本財産合計	780,000	780,000	0
(2) 特定資産			
役員退職慰労引当資産	7,400,000	6,100,000	1,300,000
普通預金	149,809,336	135,834,515	13,974,821
特定資産合計	157,209,336	141,934,515	15,274,821
(3) その他固定資産			
建物附属設備	2,765,036	3,155,044	▲ 390,008
車両運搬具	3,770,125	6,051,309	▲ 2,281,184
什器備品	154,097	127,775	26,322
リース資産	3,513,840	4,791,600	▲ 1,277,760
ソフトウェア	28,378,428	33,517,775	▲ 5,139,347
敷金	126,000	126,000	0
保証金	6,388,250	6,388,250	0
リサイクル預託金	39,700	39,700	0
その他固定資産合計	45,135,476	54,197,453	▲ 9,061,977
固定資産合計	203,124,812	196,911,968	6,212,844
資産合計	687,908,496	692,217,614	▲ 4,309,118
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	26,878,313	48,831,327	▲ 21,953,014
前受金	609,840	1,456,840	▲ 847,000
前受会費	7,476,550	11,455,050	▲ 3,978,500
預り金	1,824,959	1,807,337	17,622
預り会費	8,159,500	9,409,000	▲ 1,249,500
賞与引当金	9,861,786	8,842,596	1,019,190
未払消費税等	3,022,900	3,133,400	▲ 110,500
流動負債合計	57,833,848	84,935,550	▲ 27,101,702
2. 固定負債			
リース債務	3,513,840	4,791,600	▲ 1,277,760
役員退職慰労引当金	7,400,000	6,100,000	1,300,000
固定負債合計	10,913,840	10,891,600	22,240
負債合計	68,747,688	95,827,150	▲ 27,079,462
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
寄付金	62,217,667	68,856,515	▲ 6,638,848
指定正味財産合計	62,217,667	68,856,515	▲ 6,638,848
(うち特定資産への充当額)	62,217,667	68,856,515	▲ 6,638,848
2. 一般正味財産	556,943,141	527,533,949	29,409,192
(うち基本財産への充当額)	780,000	780,000	0
(うち特定財産への充当額)	94,991,669	73,078,000	21,913,669
正味財産合計	619,160,808	596,390,464	22,770,344
負債及び正味財産合計	687,908,496	692,217,614	▲ 4,309,118

正味財産増減計算書

2024年 4月 1日から2025年 3月31日まで

公益社団法人日本栄養士会

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	7	7	0
基本財産受取利息	7	7	0
特定資産運用益	90,557	1,507	89,050
特定資産受取利息	90,557	1,507	89,050
受取会費	342,336,000	341,955,500	380,500
正会員受取会費	319,176,000	318,675,500	500,500
賛助会員受取会費	23,160,000	23,280,000	▲ 120,000
事業収益	241,027,325	256,154,437	▲ 15,127,112
研修・セミナー事業収益	115,413,860	108,809,070	6,604,790
書籍監修料収益	3,532,638	2,894,842	637,796
協賛金収益	54,150,000	79,065,000	▲ 24,915,000
認定登録料収益	9,679,900	11,449,600	▲ 1,769,700
雑誌購読料収益	1,014,915	1,216,215	▲ 201,300
情報提供事業収益	48,303,750	47,515,000	788,750
栄養情報普及収益	1,070,236	84,660	985,576
栄養ケア・ステーション認定収益	5,713,400	3,098,700	2,614,700
受託事業収益	2,148,626	2,021,350	127,276
受取補助金等	9,572,000	11,742,000	▲ 2,170,000
厚労省受託事業収益	9,522,000	5,272,000	4,250,000
受取国庫補助金	0	6,420,000	▲ 6,420,000
受取民間助成金	50,000	50,000	0
指定正味財産からの振替額	15,236,695	8,744,570	6,492,125
指定正味財産からの振替額	15,236,695	8,744,570	6,492,125
雑収益	14,241,968	7,241,499	7,000,469
受取利息	294,851	4,236	290,615
情報交換会費収益	2,396,000	1,407,000	989,000
雑収益	9,452,767	4,080,963	5,371,804
受取事務手数料	2,098,350	1,749,300	349,050
賞与引当金戻入	8,842,596	9,044,061	▲ 201,465
賞与引当金戻入	8,842,596	9,044,061	▲ 201,465
経常収益計	631,347,148	634,883,581	▲ 3,536,433
(2) 経常費用			
事業費	472,619,428	477,382,477	▲ 4,763,049
役員報酬	12,626,000	12,300,708	325,292
給料手当	69,582,962	63,542,994	6,039,968
賞与	19,351,574	18,021,215	1,330,359
臨時雇賃金	59,520	18,360	41,160
賞与引当金繰入	6,311,543	5,393,984	917,559
役員退職慰労引当金繰入	966,000	966,000	0
法定福利費	15,694,045	14,667,912	1,026,133
福利厚生費	2,536,419	2,366,968	169,451
渉外費	1,076,762	620,931	455,831
会議費	3,159,547	604,141	2,555,406
旅交通費	23,683,561	21,484,642	2,198,919
通信搬却費	61,543,381	63,213,509	▲ 1,670,128
減価償却費	12,843,918	13,150,394	▲ 306,476
消耗什器備品費	202,085	233,646	▲ 31,561
消耗品費	6,637,730	9,023,550	▲ 2,385,820
修繕費	1,886,664	1,313,548	573,116
印刷製本費	68,879,001	61,224,571	7,654,430
人材派遣費	0	1,322,035	▲ 1,322,035
光熱水料費	786,350	918,622	▲ 132,272
賃借料	22,010,765	19,803,566	2,207,199
保険料	5,683,676	5,722,949	▲ 39,273
支払報酬	5,947,600	5,107,292	840,308
諸謝金	15,443,082	15,861,020	▲ 417,938
租税公課	10,538,408	10,528,741	9,667
諸会費	3,365,715	3,305,157	60,558
参加者負担金	27,560	0	27,560
支払助成金	1,800,000	0	1,800,000
支払寄付金	2,023,000	269,360	1,753,640
委託手数料	81,359,053	108,731,191	▲ 27,372,138
支払システム使用料	5,867,526	5,024,838	842,688
システム使用料	5,317,001	3,082,517	2,234,484
図書資料費	651,314	625,857	25,457
原稿料	734,043	2,408,591	▲ 1,674,548
顕彰費	200,000	500,000	▲ 300,000
雑費	832,771	751,362	81,409
支援費	2,990,852	2,872,306	118,546
育英資金	0	2,400,000	▲ 2,400,000

科 目	当年度	前年度	増 減
管 理 費	129,467,247	136,018,109	▲ 6,550,862
役 員 報 酬	5,482,600	5,209,492	273,108
給 料 手 当	37,057,819	39,998,653	▲ 2,940,834
賞 与 金	10,885,261	11,521,760	▲ 636,499
臨 時 雇 賃	0	28,453	▲ 28,453
賞 与 引 当 金	3,550,243	3,448,612	101,631
役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	334,000	334,000	0
法 定 福 利 生 費	8,827,902	9,377,843	▲ 549,941
福 利 厚 生 費	1,426,734	1,513,306	▲ 86,572
法 外 議 費	207,053	767,810	▲ 560,757
旅 費 交 通 費	407,874	203,836	204,038
通 信 運 搬 費	7,509,800	5,893,196	1,616,604
減 価 償 却 費	4,766,940	3,951,654	815,286
消 耗 什 器 備 品 費	1,999,466	2,742,027	▲ 742,561
消 耗 品 費	127,244	86,414	40,830
修 繕 費	1,542,775	1,303,931	238,844
印 刷 製 本 費	484,563	491,135	▲ 6,572
光 熱 水 料 費	643,881	433,567	210,314
賃 借 料	786,350	847,956	▲ 61,606
保 険 料	18,498,526	15,303,501	3,195,025
支 払 報 酬 金	183,237	180,681	2,556
謝 礼 公 課 費	4,265,800	4,488,808	▲ 223,008
租 税 公 課 費	84,000	0	84,000
諸 会 社 金	297,064	360,559	▲ 63,495
支 払 寄 付 金	641,128	677,923	▲ 36,795
情 報 交 換 会 費	0	10,000,000	▲ 10,000,000
委 託 費	2,362,000	1,301,140	1,060,860
支 払 手 数 料	6,203,930	5,850,693	353,237
シ ス テ ム 使 用 料	7,953,526	7,160,146	793,380
図 書 資 料 費	1,673,010	1,560,768	112,242
雑 費	486,122	323,751	162,371
	778,399	656,494	121,905
経常費用計	602,086,675	613,400,586	▲ 11,313,911
評価損益等調整前当期経常増減額	29,260,473	21,482,995	7,777,478
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	29,260,473	21,482,995	7,777,478
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
過年度会費	559,000	611,000	▲ 52,000
正会員受取会費	559,000	611,000	▲ 52,000
雑収益(経常外)	4,827	0	4,827
雑収益(経常外)	4,827	0	4,827
経常外収益計	563,827	611,000	▲ 47,173
(2) 経常外費用			
過年度減価償却費	41,708	45,375	▲ 3,667
過年度減価償却費	41,708	45,375	▲ 3,667
雑損失(経常外)	373,400	222,000	151,400
雑損失(経常外)	373,400	222,000	151,400
経常外費用計	415,108	267,375	147,733
当期経常外増減額	148,719	343,625	▲ 194,906
当期一般正味財産増減額	29,409,192	21,826,620	7,582,572
一般正味財産期首残高	527,533,949	505,707,329	21,826,620
一般正味財産期末残高	556,943,141	527,533,949	29,409,192
II 指定正味財産増減の部			
受取寄付金(指)	8,597,847	12,416,393	▲ 3,818,546
受取寄付金	8,597,847	12,416,393	▲ 3,818,546
一般正味財産への振替額	▲ 15,236,695	▲ 8,744,570	▲ 6,492,125
○一般財産への振替	▲ 15,236,695	▲ 8,744,570	▲ 6,492,125
当期指定正味財産増減額	▲ 6,638,848	3,671,823	▲ 10,310,671
指定正味財産期首残高	68,856,515	65,184,692	3,671,823
指定正味財産期末残高	62,217,667	68,856,515	▲ 6,638,848
III 正味財産期末残高	619,160,808	596,390,464	22,770,344

正味財産増減計算書内訳表

2024年 4月 1日から2025年 3月31日まで

公益社団法人日本栄養士会

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計						公益目的事業 会計合計	法人会計	合計
	公益1	公益2	公益3	公益4	公益5	公益事業共通			
I 一般正味財産増減の部									
1. 経常増減の部									
(1) 経常収益									
基本財産運用益	0	0	0	0	0	7	7	0	7
基本財産受取利息	0	0	0	0	0	7	7	0	7
特定資産運用益	0	15,112	31,501	10,670	33,152	0	90,435	122	90,557
特定資産受取利息	0	15,112	31,501	10,670	33,152	0	90,435	122	90,557
受取会費	0	0	0	0	0	182,748,000	182,748,000	159,588,000	342,336,000
正会員受取会費	0	0	0	0	0	159,588,000	159,588,000	159,588,000	319,176,000
賛助会員受取会費	0	0	0	0	0	23,160,000	23,160,000	0	23,160,000
事業収益	2,243,438	139,892,826	98,891,061	0	0	0	241,027,325	0	241,027,325
研修・セミナー事業収益	0	111,459,800	3,954,060	0	0	0	115,413,860	0	115,413,860
書籍監修料収益	2,243,438	0	1,289,200	0	0	0	3,532,638	0	3,532,638
協賛金収益	0	0	54,150,000	0	0	0	54,150,000	0	54,150,000
認定登録料収益	0	9,679,900	0	0	0	0	9,679,900	0	9,679,900
雑誌購読料収益	0	0	1,014,915	0	0	0	1,014,915	0	1,014,915
情報提供事業収益	0	16,604,500	31,699,250	0	0	0	48,303,750	0	48,303,750
栄養情報普及収益	0	0	1,070,236	0	0	0	1,070,236	0	1,070,236
栄養ケア・ステーション認定収益	0	0	5,713,400	0	0	0	5,713,400	0	5,713,400
受託事業収益	0	2,148,626	0	0	0	0	2,148,626	0	2,148,626
受取補助金等	9,522,000	50,000	0	0	0	0	9,572,000	0	9,572,000
厚労省受託事業収益	9,522,000	0	0	0	0	0	9,522,000	0	9,522,000
受取国庫補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取地方公共団体助成金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取民間助成金	0	50,000	0	0	0	0	50,000	0	50,000
受取寄付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取寄付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産からの振替額	1,800,000	0	9,115,036	200,000	4,121,659	0	15,236,695	0	15,236,695
指定正味財産からの振替額	1,800,000	0	9,115,036	200,000	4,121,659	0	15,236,695	0	15,236,695
雑収益	5,265	620	462,623	373,782	0	0	844,290	13,397,678	14,241,968
受取利息	5,265	620	858	0	0	0	6,743	288,108	294,851
情報交換会費収益	0	0	0	0	0	0	0	2,396,000	2,396,000
雑収益	0	0	461,765	373,782	0	0	837,547	8,615,220	9,452,767
受取事務手数料	0	0	0	0	0	0	0	2,098,350	2,098,350
賞与引当金戻入	265,278	2,299,075	2,033,797	88,426	972,686	0	5,659,262	3,183,334	8,842,596
賞与引当金戻入	265,278	2,299,075	2,033,797	88,426	972,686	0	5,659,262	3,183,334	8,842,596
経常収益計	13,835,981	142,257,633	110,534,018	674,878	5,127,497	182,748,007	455,178,014	176,169,134	631,347,148
(2) 経常費用									
事業費	24,367,270	130,787,929	270,219,742	14,146,882	33,097,770	▲ 165	472,619,428	0	472,619,428
役員報酬	2,462,600	3,517,400	5,341,600	1,159,800	144,600	0	12,626,000	0	12,626,000
給料手当	4,056,752	26,763,981	23,675,829	1,029,384	14,057,016	0	69,582,962	0	69,582,962
賞与	907,105	7,861,577	6,954,472	302,368	3,326,052	0	19,351,574	0	19,351,574
臨時雇賃金	43,000	16,520	0	0	0	0	59,520	0	59,520
賞与引当金繰入	295,854	2,564,064	2,268,211	98,618	1,084,796	0	6,311,543	0	6,311,543
役員退職慰労引当金繰入	190,000	257,000	418,000	95,000	6,000	0	966,000	0	966,000
法定福利費	735,658	6,375,706	5,640,048	245,219	2,697,414	0	15,694,045	0	15,694,045
福利厚生費	118,895	1,030,420	911,525	39,632	435,947	0	2,536,419	0	2,536,419
渉外費	0	3,660	242,767	718,581	111,754	0	1,076,762	0	1,076,762
会議費	176,957	224,207	2,549,786	36,143	172,454	0	3,159,547	0	3,159,547
旅費交通費	3,931,357	6,243,120	8,406,719	422,572	4,679,793	0	23,683,561	0	23,683,561
通信運搬費	1,055,627	2,761,299	56,853,070	602,269	271,116	0	61,543,381	0	61,543,381
減価償却費	466,549	6,294,933	5,882,487	159,165	40,784	0	12,843,918	0	12,843,918
消耗什器備品費	5,090	27,994	158,821	5,090	5,090	0	202,085	0	202,085
消耗品費	422,414	1,225,403	4,001,018	913,304	75,591	0	6,637,730	0	6,637,730
修繕費	19,382	502,603	1,325,915	19,382	19,382	0	1,886,664	0	1,886,664
印刷製本費	1,020,800	1,105,830	66,570,321	182,050	0	0	68,879,001	0	68,879,001
光熱水料費	31,454	172,997	518,991	31,454	31,454	0	786,350	0	786,350
賃借料	2,270,369	5,446,335	11,352,091	2,294,005	647,965	0	22,010,765	0	22,010,765
保険料	18,410	58,412	753,575	4,842,074	11,205	0	5,683,676	0	5,683,676
支払報酬	1,955,800	2,220,400	1,424,500	18,700	328,200	0	5,947,600	0	5,947,600
諸謝金	212,500	13,785,832	1,334,750	110,000	0	0	15,443,082	0	15,443,082
租税公課	97,839	5,961,431	4,456,233	22,015	890	0	10,538,408	0	10,538,408
諸会費	45	248	14,744	242,045	3,108,633	0	3,365,715	0	3,365,715
参加者負担金	0	27,560	0	0	0	0	27,560	0	27,560
支払助成金	1,800,000	0	0	0	0	0	1,800,000	0	1,800,000

科 目	公益目的事業会計						公益目的事業 会計合計	法人会計	合計
	公益1	公益2	公益3	公益4	公益5	公益事業共通			
支払寄付金	0	0	2,023,000	0	0	0	2,023,000	0	2,023,000
委託費	1,575,618	27,678,238	50,748,754	1,210	1,355,233	0	81,359,053	0	81,359,053
支払手数料	93,845	4,505,979	876,528	255,809	135,530	▲ 165	5,867,526	0	5,867,526
システム使用料	294,862	3,739,591	1,102,278	64,681	115,589	0	5,317,001	0	5,317,001
図書資料費	78,780	199,888	167,530	8,760	196,356	0	651,314	0	651,314
原稿料	0	7,000	727,043	0	0	0	734,043	0	734,043
顕彰費	0	0	0	200,000	0	0	200,000	0	200,000
雑費	29,708	208,301	528,284	27,552	38,926	0	832,771	0	832,771
支援金	0	0	2,990,852	0	0	0	2,990,852	0	2,990,852
管理費	0	0	0	0	0	0	0	129,467,247	129,467,247
役員報酬	0	0	0	0	0	0	0	5,482,600	5,482,600
給料手当	0	0	0	0	0	0	0	37,057,819	37,057,819
賞与	0	0	0	0	0	0	0	10,885,261	10,885,261
臨時雇賃金	0	0	0	0	0	0	0	3,550,243	3,550,243
賞与引当金繰入	0	0	0	0	0	0	0	334,000	334,000
役員退職慰労引当金繰入	0	0	0	0	0	0	0	8,827,902	8,827,902
法定福利費	0	0	0	0	0	0	0	1,426,734	1,426,734
福利厚生費	0	0	0	0	0	0	0	207,053	207,053
会議費	0	0	0	0	0	0	0	407,874	407,874
旅費交通費	0	0	0	0	0	0	0	7,509,800	7,509,800
通信運搬費	0	0	0	0	0	0	0	4,766,940	4,766,940
減価償却費	0	0	0	0	0	0	0	1,999,466	1,999,466
消耗什器備品費	0	0	0	0	0	0	0	127,244	127,244
消耗品費	0	0	0	0	0	0	0	1,542,775	1,542,775
修繕費	0	0	0	0	0	0	0	484,563	484,563
印刷製本費	0	0	0	0	0	0	0	643,881	643,881
光熱水料費	0	0	0	0	0	0	0	786,350	786,350
貸借料	0	0	0	0	0	0	0	18,498,526	18,498,526
保険料	0	0	0	0	0	0	0	183,237	183,237
支払報酬	0	0	0	0	0	0	0	4,265,800	4,265,800
謝礼金	0	0	0	0	0	0	0	84,000	84,000
租税公課	0	0	0	0	0	0	0	297,064	297,064
諸会費	0	0	0	0	0	0	0	641,128	641,128
情報交換会費	0	0	0	0	0	0	0	2,362,000	2,362,000
委託費	0	0	0	0	0	0	0	6,203,930	6,203,930
支払手数料	0	0	0	0	0	0	0	7,953,526	7,953,526
システム使用料	0	0	0	0	0	0	0	1,673,010	1,673,010
図書資料費	0	0	0	0	0	0	0	486,122	486,122
雑費	0	0	0	0	0	0	0	778,399	778,399
経常費用計	24,367,270	130,787,929	270,219,742	14,146,882	33,097,770	▲ 165	472,619,428	129,467,247	602,086,675
評価損益等調整前当期経常増減額	▲ 10,531,289	11,469,704	▲ 159,685,724	▲ 13,472,004	▲ 27,970,273	182,748,172	▲ 17,441,414	46,701,887	29,260,473
評価損益等計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常増減額	▲ 10,531,289	11,469,704	▲ 159,685,724	▲ 13,472,004	▲ 27,970,273	182,748,172	▲ 17,441,414	46,701,887	29,260,473
2. 経常外増減の部									
(1) 経常外収益									
過年度会費	0	0	0	0	4,827	279,500	284,327	279,500	563,827
正会員受取会費	0	0	0	0	0	279,500	279,500	279,500	559,000
雑収益	0	0	0	0	4,827	0	4,827	0	4,827
経常外収益計	0	0	0	0	4,827	279,500	284,327	279,500	563,827
(2) 経常外費用									
過年度減価償却費	0	0	41,708	0	0	0	41,708	0	41,708
過年度減価償却費	0	0	41,708	0	0	0	41,708	0	41,708
雑損失	0	0	373,400	0	0	0	373,400	0	373,400
雑損失	0	0	373,400	0	0	0	373,400	0	373,400
経常外費用計	0	0	415,108	0	0	0	415,108	0	415,108
当期経常外増減額	0	0	▲ 415,108	0	4,827	279,500	▲ 130,781	279,500	148,719
他会計振替前当期一般正味財産増減額	▲ 10,531,289	11,469,704	▲ 160,100,832	▲ 13,472,004	▲ 27,965,446	183,027,672	▲ 17,572,195	46,981,387	29,409,192
当期一般正味財産増減額	▲ 10,531,289	11,469,704	▲ 160,100,832	▲ 13,472,004	▲ 27,965,446	183,027,672	▲ 17,572,195	46,981,387	29,409,192
一般正味財産期首残高							▲ 85,455,637	612,989,586	527,533,949
一般正味財産期末残高							▲ 103,027,832	659,970,973	556,943,141
II 指定正味財産増減の部									
受取寄付金(指)	0	0	8,597,847	0	0	0	8,597,847	0	8,597,847
受取寄付金	0	0	8,597,847	0	0	0	8,597,847	0	8,597,847
一般正味財産への振替額	▲ 1,800,000	0	▲ 9,115,036	▲ 200,000	▲ 4,121,659	0	▲ 15,236,695	0	▲ 15,236,695
○一般財産への振替	▲ 1,800,000	0	▲ 9,115,036	▲ 200,000	▲ 4,121,659	0	▲ 15,236,695	0	▲ 15,236,695
当期指定正味財産増減額	▲ 1,800,000	0	▲ 517,189	▲ 200,000	▲ 4,121,659	0	▲ 6,638,848	0	▲ 6,638,848
指定正味財産期首残高	7,158,759	0	18,234,140	10,750,296	32,713,320	0	68,856,515	0	68,856,515
指定正味財産期末残高	5,358,759	0	17,716,951	10,550,296	28,591,661	0	62,217,667	0	62,217,667
III 正味財産期末残高	▲ 135,253,983	▲ 575,330,232	▲ 1,593,508,567	▲ 228,927,181	▲ 145,900,149	2,043,818,562	▲ 40,810,165	659,970,973	619,160,808

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

①商品

先入先出法による原価法によっている。

②貯蔵品

最終仕入原価法によっている。

③消耗品

最終仕入原価法によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

建物付属設備及び車両運搬具は定額法、什器備品は定率法によっている。

②無形固定資産

ソフトウェアは定額法によっている。

③リース資産

リース資産(所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産)。

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

①賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

② 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上している。

(4) 消費税等の会計処理

消費税の会計処理は、税込方式によっている。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 保証債務

保証債務なし

3. 正味財産増減計算書に関する注記

(経常外) ・雑収入(経常外)

外貨建て参加費・航空運賃一部返金による為替差益 4,686 円

外貨建て資産期末評価替による為替差益 141 円

計 4,827 円

(経常外) ・雑損失(経常外)

2021年度認定栄養ケアステーション
審査料・認定料未入金6件の振替 191,400 円

令和6年能登半島地震被災による会費免除 182,000 円

計 373,400 円

4. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	期末帳簿価額
基本財産				
(定)みずほ信託銀行池袋支店	780,000	0	0	780,000
小 計	780,000	0	0	780,000
特定資産				
(普)栄養改善奨励積立資産 三井住友神田支店507415	17,909,055	0	2,000,000	15,909,055
(普)国際事業積立資産 三井住友神田支店2016746	54,713,320	20,000,000	6,493,440	68,219,880
(普)災害支援事業積立資産 三井住友神田支店2967151	38,234,140	18,597,847	9,115,036	47,716,951
(普)生涯教育積立資産 三井住友神田支店3492322	24,978,000		7,014,550	17,963,450
(定)役員退職慰労引当資産	6,100,000	1,300,000	0	7,400,000
小 計	141,934,515	39,897,847	24,623,026	157,209,336
合 計	142,714,515	39,897,847	24,623,026	157,989,336

5. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に 対応する額)
基本財産				
(定)みずほ信託銀行池袋支店	780,000	-	(780,000)	-
小 計	780,000	0	(780,000)	0
特定資産				
(普)栄養改善奨励積立資産 三井住友神田支店507415	15,909,055	(15,909,055)		-
(普)国際事業積立資産 三井住友神田支店2016746	68,219,880	(28,591,661)	(39,628,219)	-
(普)災害支援事業積立資産 三井住友神田支店2967151	47,716,951	(17,716,951)	(30,000,000)	-
(普)生涯教育積立資産 三井住友神田支店3492322	17,963,450	-	(17,963,450)	-
(定)役員退職慰労引当資産	7,400,000	-	-	(7,400,000)
小 計	157,209,336	(62,217,667)	(87,591,669)	(7,400,000)
合 計	157,989,336	(62,217,667)	(88,371,669)	(7,400,000)

6. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建 物 付 属 設 備	5,621,658	2,856,622	2,765,036
車 両 運 搬 具	19,127,545	15,357,420	3,770,125
什 器 備 品	1,535,595	1,381,498	154,097
リ ー ス 資 産	6,388,800	2,874,960	3,513,840
ソ フ ト ウ ェ ア	184,538,271	156,159,843	28,378,428
ソフトウェア仮勘定	0	0	0
合 計	217,211,869	178,630,343	38,581,526

7. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
厚 労 省 受 託 事 業 収 益	厚生労働省	0	9,522,000	9,522,000	0	—
受 取 民 間 助 成 金	公益社団法人矯正協会	0	50,000	50,000	0	—
合 計		0	9,572,000	9,572,000	0	

8. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

内 容	金 額
経常収益への振替額	
公益目的事業支出(先駆的栄養改善活動等表彰事業)による振替額	200,000
公益目的事業支出(育英資金支給事業)による振替額	1,800,000
公益目的事業支出(国際交流事業)による前年度修正振替額	4,121,659
公益目的事業支出(災害支援事業)による振替額	9,115,036
合 計	15,236,695

9. その他公益法人の資産、負債及び正味財産の状況並びに正味財産増減の状況を明らかにするために必要な事項

(1) 引当金の明細

(単位：円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末帳簿価額
			目的使用	その他	
賞 与 引 当 金	8,842,596	9,861,786	8,842,596	0	9,861,786
役員退職慰労引当金	6,100,000	1,300,000	0	0	7,400,000

附属明細書

1 基本財産及び特定資産の明細

基本財産及び特定資産の明細については、「財務諸表に対する注記」に記載しているので、内容の記載を省略している。

2 引当金の明細

引当金の明細についても、「財務諸表に対する注記」に記載しているので、内容の記載を省略している。

財 産 目 録

2025年 3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金 額
(流 動 資 産)			
現 金 預 金			[463,276,342]
現 金	手元保管	運転資金として	143,929
外貨現金	手元保管	運転資金として	19,711
当座預金	ゆうちょ銀行 00160-7-596053	運転資金として	4,500,855
普通預金	三井住友銀行神田支店 (普) 507799 (普) 507799 (普) 507799 (普)2016746 (普)507415 (普)1999844 (普)2967151 (普)3034780 (普)3084804 (普)3034815 (寄付金No.3) (普)3034815 (寄付金No.3) (普)3336538 (普)2914970 (ACD積立金No.29) (普)3492322 (普)3034791	運転資金として 基本財産運用益(基本財産受取利息) 運転資金として(特定資産受取利息) 運転資金として(特定資産受取利息) 運転資金として(特定資産受取利息) 運転資金として 運転資金として(特定資産受取利息) 運転資金として 運転資金として 運転資金として 運転資金として(特定資産受取利息) 運転資金として(特定資産受取利息) 運転資金として 運転資金として(特定資産受取利息) 運転資金として(特定資産受取利息) 運転資金として(特定資産受取利息)	410,615,061 264,883 7,303 122,313 46,381 45,028,313 50,325 0 0 2,455,158 5,721 10 553 15,711 115
未 収 会 費	正会員会費	2024年度会費	[2,119,000] 2,119,000
未 収 金			[5,090,517]
	第一出版	公益目的事業(公1)-書籍等刊行物の管理幹旋料、印税	1,803,438
	日本スポーツ協会	公益目的事業(公2)-公認スポーツ栄養士登録料	1,405,000
	認定栄養ケア・ステーション	公益目的事業(公3)-認定栄養ケア・ステーション 審査料、 認定料、変更事務手数料 75件	596,200
	日本栄養実践科学戦略機構	法人運営事業-出向料	450,648
	SBペイメントサービス	法人運営事業-クレジットカード決済による2024年度会費 76,500円 公益目的事業(公2)-研修会受講料 262,500円	339,000
	その他10件		496,231
前 払 金			[11,131,034]
	manaable	公益目的事業(公2)-研修管理システム年間利用料	2,970,000
	損害保険ジャパン	公益目的事業(公4)-管理栄養士・栄養士の業務過誤による 損害賠償責任保険料 2025年度分1/2分割 2,421,840 円 公益目的事業(公3)-JDA-DAT 車両保険 97,314円	2,519,154
	エーベクト	公益目的事業及び管理運営-新橋MCVビル 賃料1ヶ月 分	1,887,501
	ヤクルト球団	管理運営-東京ヤクルトスワローズ年間シート契約料	726,000
	フォーク	管理運営-動画用サーバー利用料	709,818

棚 卸 商 品	第一出版	公益目的事業及び管理運営-新橋MCVビル7階会議室 賃料1ヶ月分	537,285
	その他 25件		1,781,276
			[3,166,791]
	商品	公益目的事業(公3)-JDAグッズ32,130円、日本栄養士会 雑誌2,281,322円	2,313,452
	貯蔵品	公益目的事業及び管理運営で使用している金券(切手 等)の在庫	127,971
	消耗品	管理運営-封筒151,250円、会員証カード574,118円	725,368
流 動 資 産 合 計			484,783,684
(固 定 資 産)			
基本財産			[780,000]
定期預金	みずほ信託銀行池袋支店 (定) 6003248	公益目的保有財産-(公1.2.3.4.5.)事業の用に供している	780,000
特定資産			[157,209,336]
栄養改善奨励積立資産	三井住友銀行神田支店 (普) 507415	公益目的保有財産-(公1)育英資金の支給事業、(公4)先 駆的栄養改善活動等表彰事業の用に供している	15,909,055
国際事業積立資産	三井住友銀行神田支店 (普) 2016746	公益目的保有財産-(公5)国際交流事業の用に供している	68,219,880
役員退職慰労引資産	三井住友銀行神田支店 (定) 595667	役員退職慰労引当金見合の引当資産として管理している	7,400,000
災害支援活動積立資産	三井住友銀行神田支店 (普) 2967151	公益目的保有財産-(公3)災害支援管理栄養士・栄養士 教育に向けた準備活動事業の用に供している	47,716,951
生涯教育積立資産	三井住友銀行神田支店 (普) 3492322	公益目的保有財産-(公2)生涯教育制度の運営に係る事 業のため管理している	17,963,450
その他固定資産			[45,135,476]
建物付属設備	事務局(新橋MCVビル)の建物付属に 係る工事、内装工事	(共用財産) うち公益目的保有財産70% うち管理運営で使用する財産30%	2,765,036 (1,935,525) (829,511)
車両運搬具	災害支援車両(河村号・トアス号)	公益目的保有財産-(公3)JDA-DAT車両で使用している 財産	3,770,125
什器備品	Webカメラ・スピーカーマイクセット他	(共用財産) うち公益目的保有財産70% うち管理運営で使用する財産30%	130,183 (91,128) (39,055)
	自家発電機他	公益目的保有財産-(公3)JDA-DAT車両設備で使用して いる財産	23,914
リース資産	コピー複合機2台	(共用財産) うち公益目的保有財産70% うち管理運営で使用する財産30%	3,513,840 (2,459,688) (1,054,152)
ソフトウェア	業務支援システム	うち公益目的保有財産70% うち管理運営で使用する財産30%	6,030,385 (4,221,270) (1,809,115)
	ホームページ	うち公益目的保有財産70% うち管理運営で使用する財産30%	4,977,739 (3,484,417) (1,493,322)
	WORKS DX(予算管理)	うち公益目的保有財産70% うち管理運営で使用する財産30%	995,020 (696,514) (298,506)
	マッチングシステム	公益目的保有財産-(公3)災害支援準備活動で使用して いる財産	1,908,464
	生涯教育システム	公益目的保有財産-(公2)生涯教育事業で使用している 財産	14,466,820
敷金	梶山産業㈱ (役員住居)	(共用財産) うち公益目的保有財産84% うち管理運営で使用する財産16%	126,000 (105,840) (20,160)

保証金	(株)エーベクト (新橋MCVビル事務所保証金)	(共用財産) うち公益目的保有財産70% うち管理運営で使用する財産30%	6,128,250 (4,289,775) (1,838,475)
	寺田治彦 (DIKマンション新橋保証金)	(共用財産) うち公益目的保有財産70% うち管理運営で使用する財産30%	260,000 (182,000) (78,000)
リサイクル預託金	災害支援車両(河村号、トース号、エ デュケーションカー)	公益目的保有財産-(公3)JDA-DAT車両のリサイクル預 託金	39,700
固定資産合計			203,124,812
資産合計			687,908,496
(流動負債)			
未払金			[26,878,313]
	日本印刷(株)	公益目的事業(公1)-J-stage掲載料@5,500x2、公益目的 事業(公3)-日本栄養士会雑誌製本印刷料 @101.50x51,000部、図書カード@1,000x20枚、学生購読 雑誌送料 4,950円 管理運営-会員カード封入発送手数料・送料@ (301.58+110)x48部	5,232,416
	SBペイメントサービス	公益目的事業(共通)-研修会決済手数料15,151円 管理運営-会費売上決済手数料4,725,800円	4,740,951
	ブレイン	公益目的事業(公3)-おむすび応援企画特設サイト制作料	2,783,000
	アカデミック・ブレインズ	公益目的事業(公2)-食事療法学会 運営費	2,764,228
	ネクスティス	公益目的事業(公2)-オンライン申請システム構築費用 1,922,030円、月額保守料・サーバー使用料 44,000円	1,966,030
	フォーク	公益目的事業(公3)-ホームページ更新修正作業料 110,000円×1ヵ月分、アクセス解析レポート作成料 90,750円 公益目的事業及び管理運営で使用する-業務支援システ ム サーバー運用料251,900円x1ヵ月分、サーバー移行・ OSアップデート料 801,625円	1,254,275
	その他 101件		8,137,413
前受金			[609,840]
	ホームページバナー広告料	公益目的事業(公3)-ホームページバナー次年度広告料5 件	275,000
	日本栄養士連盟	管理運営-2025/4月分B会議室使用料	147,840
	認定栄養ケア・ステーション	公益目的事業(公3)-認定栄養ケア・ステーション次年度審 査料7件	99,000
	味の素(株)	公益目的事業(公2)-2025年度栄養士大会バナー広告料	88,000
前受会費			[7,476,550]
	次年度正会員会費	公益目的事業及び管理運営で使用する次年度正会員会 費 宮崎分@6,500x25人、クレジット決済分(@6,500+150) x845人、県栄入金分(@6,500-150)x248人	7,356,550
	次年度賛助会費	公益目的事業で使用する次年度賛助会員会費 @120,000x1社	120,000
預り金	2022年3月分源泉所得税他		[1,824,959]
		公益目的事業及び管理運営に従事する職員からの預り住 民税納付額	492,700
		公益目的事業及び管理運営に従事する職員からの預り雇 用保険料	834,946
		公益目的事業及び管理運営に従事する職員他預り所得 税	313,839
		公益目的事業及び管理運営に従事する職員以外からの 預り源泉税	98,774
	その他7件		84,700

預り会費			[8,159,500]
	北海道栄養士会	入会金1,000円x3人、会費7,500円x12人	93,000
	青森県栄養士会	入会金1,000円x1人、会費10,500円x13人	137,500
	宮城県栄養士会	入会金1,000円x2人、会費8,000円x10人	82,000
	秋田県栄養士会	入会金1,000円x0人、会費7,500円x18人、会費3,000円x1人	138,000
	山形県栄養士会	入会金1,000円x2人、会費10,000円x10人	102,000
	福島県栄養士会	入会金1,000円x1人、会費7,500円x20人	151,000
	群馬県栄養士会	入会金1,000円x9人、会費8,500円x31人、その他1,000円x31人	303,500
	埼玉県栄養士会	入会金1,000円x14人、会費8,500円x29人	260,500
	千葉県栄養士会	入会金1,000円x8人、会費10,000円x15人	158,000
	東京都栄養士会	入会金1,000円x27人、会費8,000円x92人	763,000
	神奈川県栄養士会	入会金1,000円x27人、会費7,000円x122人	881,000
	新潟県栄養士会	入会金1,000円x3人、会費11,500円x13人	152,500
	富山県栄養士会	入会金1,000円x0人、会費8,000円x1人	8,000
	山梨県栄養士会	入会金1,000円x0人、会費7,500円x6人	45,000
	長野県栄養士会	入会金1,000円x1人、会費10,500円x13人	137,500
	岐阜県栄養士会	入会金1,000円x0人、会費7,500円x16人	120,000
	静岡県栄養士会	入会金1,000円x19人、会費9,500円x45人	446,500
	愛知県栄養士会	入会金1,000円x36人、会費8,000円x67人	572,000
	三重県栄養士会	入会金1,500円x0人、会費9,000円x10人	90,000
	滋賀県栄養士会	入会金1,000円x3人、会費7,500円x6人	48,000
	京都府栄養士会	入会金1,000円x1人、会費8,000円x49人	393,000
	大阪府栄養士会	入会金1,000円x11人、会費7,500円x36人	281,000
	兵庫県栄養士会	入会金1,000円x0人、会費7,500円x33人	247,500
	和歌山県栄養士会	入会金1,000円x2人、会費7,000円x5人	37,000
	岡山県栄養士会	入会金1,000円x2人、会費6,500円x31人	203,500
	広島県栄養士会	入会金1,000円x6人、会費6,500円x24人	162,000
	山口県栄養士会	入会金1,000円x0人、会費9,500円x4人	38,000
	徳島県栄養士会	入会金1,000円x2人、会費8,500円x5人	44,500
	愛媛県栄養士会	入会金1,000円x1人、会費8,500円x5人	43,500
	高知県栄養士会	入会金1,000円x12人、会費8,500円x16人	148,000
	福岡県栄養士会	入会金2,000円x10人、会費8,500円x50人	445,000
	佐賀県栄養士会	入会金1,000円x3人、会費9,500円x20人	193,000
	長崎県栄養士会	入会金1,000円x0人、会費9,000円x16人	144,000
	熊本県栄養士会	入会金1,000円x1人、会費10,000円x35人	351,000
	大分県栄養士会	入会金1,000円x0人、会費9,000円x5人	45,000
	宮崎県栄養士会	入会金1,000円x1人、会費9,500円x3人	29,500
	鹿児島県栄養士会	入会金2,000円x2人、会費10,000円x33人	334,000
	沖縄県栄養士会	入会金1,000円x7人、会費9,000円x36人	331,000
賞与引当金	職員	公益目的事業及び管理運営に従事する職員の賞与の引当金	9,861,786
未払消費税等		令和6年度消費税確定申告による納付額	3,022,900
流動負債合計			57,833,848
(固定負債)			
リース債務		公益目的事業及び管理運営で使用しているコピー複合機2台の債務	3,513,840

役員退職慰労引当金	期末の役員退職慰労金要支給額	公益目的事業及び管理運営を執行する役員の退職慰労金の引当金	7,400,000
固 定 負 債 合 計			10,913,840
負 債 合 計			68,747,688
指定正味財産合計			62,217,667
一般正味財産合計			556,943,141
正 味 財 産 合 計			619,160,808
負債及び正味財産合計			687,908,496

2025 年 5 月 25 日

監査報告書

公益社団法人 日本栄養士会
代表理事会長 中村 丁次 殿

公益社団法人 日本栄養士会
監 事 早野 貴文 ㊟
公益社団法人 日本栄養士会
監 事 田中 敦 ㊟

私たち監事は、2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他の重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

（1）事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

定款第16条第4項、第30条および役員の報酬等に関する規程に基づく役員の報酬等の額について、総会の承認を求めます。

常勤の理事、非常勤の理事、監事の報酬総額 19,206,400円

《参考》

【定 款】

(権 限)

第16条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員の選任又は解任
- (3) 管理栄養士・栄養士の職業倫理に関する規則の制定及び改廃
- (4) 役員の報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の額
- (5) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及び財産目録の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分の承認
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(役員の報酬等)

第30条 役員に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

【役員の報酬等に関する規程】

(報酬等の支給)

第3条 本会は、以下の各号に掲げる役員とこれに対する報酬等に限り、これを支給する。

- (1) 常勤の理事 月額報酬
 - (2) 非常勤の理事 日当
 - (3) 監事 月額報酬
- 2 前項各号に基づき支給される月額報酬、または、日当の額は、別表に定めるとおりとする。
- 3 第1項各号に該当しない限り、理事及び監事に対して報酬等は支払わない。但し、第7条に基づく退職慰労金の支払いについてはこの限りでない。

非常勤役員（単位：円） 2,200円×1,312件（延べ）＝2,886,400円

1日当たり	2,200
-------	-------

常勤理事俸給表（単位：円） 700,000円（4号俸）×12か月＝8,400,000円

600,000円（3号俸）×12か月＝7,200,000円

号俸	月額	号俸	月額
1号俸	400,000	5号俸	750,000
2号俸	500,000	6号俸	800,000
3号俸	600,000	7号俸	850,000
4号俸	700,000	8号俸	900,000

監事報酬表（単位：円） 30,000円（1号俸）×12か月×2名＝720,000円

号俸	月額	号俸	月額	号俸	月額
1号俸	30,000	2号俸	40,000	3号俸	50,000

理事会は、定款施行規則第4条の規則に基づき、次の者を定款施行規則第4条（1）の名誉会員に推挙するので、総会の承認を求めます。

氏名	所属栄養士会・会員番号	該当の内容
中村 啓子	福島県栄養士会 No. 00700798	代議員 26 年
三野 安意子	香川県栄養士会 No. 03700074	(社)香川県栄養士会会長 6 年 (公社)香川県栄養士会会長（代表理事）12 年
大部 正代	福岡県栄養士会 No. 04010562	(公社)福岡県栄養士会会長（代表理事）12 年

【定款施行規則：抜粋】

（名誉会員）

第4条 理事会は、次の各号に該当する会員を、名誉会員の称号を付与すべき者として総会に推挙しその承認を求めることができる。

- （1）定款第24条第1項に定める役員、同第36条第3項に定める都道府県栄養士会の代表理事を5期（通算10年）、もしくは、同第6条に定める代議員を通算20年以上歴任し、総会での承認時点で満70歳以上であって、その職を退いている者
- （2）本会に多額の寄付を行い、本会発展に貢献した者
- （3）その他、前各号に準ずる者

2025 年度公益社団法人日本栄養士会事業計画

栄養の力は、生命を維持し、こどもたちが健やかに成長し、人びとが健康で幸せな生活を送るために必要です。全ライフステージにおいて栄養に関する様々な課題がある中、管理栄養士・栄養士は栄養と食の専門職として、多様な職域で栄養課題の改善に取り組んでおり、本会では、より質の高い「栄養の指導」を目指して管理栄養士・栄養士の人材育成、活動支援を行っています。

しかし、著しい社会環境の変化や人びとのニーズの多様化等により管理栄養士・栄養士への期待が高まり、担うべき業務もより複雑・困難になりつつある中、資質の向上を図ることが喫緊の課題となっており、さらに管理栄養士・栄養士が行う栄養関連事業の充実強化を図ることが必要となります。

2025 年度は、人生 100 年時代を迎える中で、「誰一人取り残さない持続可能な社会の実現」を目指して、次の重点事項を踏まえ、以下の事業計画を遂行します。

重点事項

- 1 本会が、栄養の力で人びとの健康と幸せに貢献するために、栄養の指導の担い手である管理栄養士・栄養士の会員増対策の強化
- 2 「誰一人取り残さない持続可能な社会の実現」に向け、実効性のある栄養改善活動を推進するための管理栄養士・栄養士の更なる生涯教育（卒後研修）の推進
- 3 防災基本計画（令和 6 年 6 月 28 日中央防災会議決定）を踏まえ、災害発生時に、避難所等で生活する被災者への栄養・食生活支援に対応できる管理栄養士・栄養士の更なる育成に向けて、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）の人材育成・体制整備の推進
- 4 日本の栄養改善活動の成果 “Japan Nutrition”（ジャパン・ニュートリション）を、「アジア栄養士フォーラム 2025」、「大阪・関西万博（大阪ヘルスケアパビリオン）」を通して世界に向けて発信・提案するとともに、東京栄養サミットのコミットメントの実現に向けた国際的活動「ラオ日栄養改善プロジェクト」の展開
- 5 令和 8 年度診療報酬の改定において、栄養の重要性が評価され、栄養管理を更に推進するための改定に向けた要望の提案

I 公 1 事業 食・栄養の科学振興事業

事業概要

本事業は、栄養の指導（栄養指導、栄養・食事療法を含む。以下、同じ。）及び健全な食生活の理論と実践の基礎となる食と栄養の科学及び技術の振興を図るため、国民の栄養・食と健康に関する調査・研究や技術開発などに取り組むものである。大きく二つからなり、（１）としては、調査（及び資料の収集）と研究、技術開発である。国民の健康と栄養の実態、栄養指導（栄養食事指導、給食管理を含む。以下、同じ。）と栄養・食事療法（栄養管理を含む。以下、同じ。）に関する事例や症例などを調査し、栄養指導と栄養・食事療法に関する研究及び技術開発などを行う。（２）としては、ナショナル・センターとして、調査・研究・技術開発の旺盛な展開のための支援事業を行うものである。

1 食と栄養の科学に関する調査・研究・技術開発事業

1-1 業務分野毎の専門性の向上に関する調査研究

事業内容の要旨 管理栄養士・栄養士の業務分野毎に、その実態・課題を把握して業務のあるべき質を定義し、分野毎の固有の特性に適合した専門性（業務の質）の向上を図る方策について調査研究を行い、有効性のあるデータベースの構築を図り、その結果を栄養関連制度等の検討の基礎資料とする。

事業の趣旨等 進展する少子・高齢化に伴い、医療・保健・福祉の見直しが進められており、栄養関連制度にも及んできている。このため、国民の健康増進、疾病の発症及び重症化の予防のため、管理栄養士・栄養士の活動、そのための制度等を検討することが求められる。財源は会費、協賛金等とする。

1-2 国庫補助金等による事業

事業内容の要旨 国の栄養施策である医療・介護など多様なニーズに対応できる仕組みづくりとして、高度な専門技術を有する管理栄養士育成システムを構築するため、2013 年度より管理栄養士専門分野別人材育成事業を委託事業として実施してきた。

事業の趣旨等 管理栄養士専門分野別人材育成事業では、これまでに、がん分野、腎臓病（CKD）分野、摂食嚥下リハビリテーション分野、在宅訪問分野、栄養ケア・マネジメント分野における人材育成事業を行ってきた。2023 年度から新たに公衆衛生分野における人材育成について、厚生労働省と調整し取り組んでいる。財源は、厚生労働省の助成金、補助金とする。

1-3 管理栄養士・栄養士の業務規範の策定

事業内容の要旨 2014 年度定時総会で承認された管理栄養士・栄養士倫理綱領の原案を基に多くの意見を求め、具体的な項目を含めた体系的規範案を作成した。今後は、現状に即した時点修正を行うとともに、会員へのわかりやすい解説方法についても検討を行う。

事業の趣旨等 管理栄養士・栄養士の本来業務である栄養の指導は、食と栄養の科学を現実（生身の人間）に適用して行うヒトの代謝（生理）作用への介入であり、一種の医学的な侵襲である。加えて、在宅医療・在宅療養の推進が政策として進められているもとでは、日常生活の現場で、管理栄養士・栄養士が、高度かつ周到なプロフェッショナルとして栄養の指導を実施する必要がある。

こうした業務の本質と現下の社会的要請に鑑み、管理栄養士・栄養士については、一般の医療倫理で説かれているのと同様に、自律、善行原理、無危害原理、正義から構成される職業倫理をうけて、具体的な業務規範を作成する。なお、本事業は、就業者の業務実態との整合性を図る必要があることから、業務の変容に伴い適宜改正していく。財源は会費とする。

1-4 国への栄養施策の提言活動

事業内容の要旨 栄養の指導の実務家の立場から、国の公衆衛生政策への提言等を行う。

事業の趣旨等 栄養の指導の現場で日々蓄積されている豊富な実践的知見及び上記事業1-1による調査・研究の成果は、事実と実践に立脚した極めて重要な立法資料である。これに基づき、国の公衆衛生政策などへ提言等を行う。財源は会費とする。

2 食と栄養の科学に関する調査・研究・技術開発の支援事業

2-1 栄養の指導に関する文献検索システム利用・活用の促進と論文作成の支援

事業内容の要旨 栄養の指導に関する文献検索システム及び栄養学の実践に関するデータベースの利用・活用をとおして、管理栄養士・栄養士の実践研究を支援するとともに、これらの成果を学術論文として取りまとめることを推進する。

事業の趣旨等 一般に、管理栄養士・栄養士は、現実の業務で実施した先駆的取組やそれらをとおして形成された有効性の高い技術を、科学として理論化し、社会的に共有化する作業に疎くなりがちである。そこで、管理栄養士・栄養士養成校の研究者をつなぎ、管理栄養士・栄養士の業務実践に立脚した研究を奨励する仕組みをつくる。財源は会費とする。

2-2 栄養の指導に関する研究助成及び育英資金の支給事業

事業内容の要旨 志高く、前途有為な学生に管理栄養士の高度専門職業人教育を受ける機会を与えるために、一人当たり年間 60 万円を上限に育英資金を支給する。また、管理栄養士・栄養士により高度な食と栄養の専門科学の研究を行おうとする者に、その研究内容等を精査し助成金を支給する事業を行う。

事業の趣旨等 育英資金支給事業については、ホームページ等で公募しており、応募する機会が管理栄養士・栄養士一般に開かれている。応募を受けて選考委員会を開催して選考するが、選考委員には中立性を担保し、管理栄養士・栄養士活動を理解している有識者等をあてる。育英資金の支給対象者はホームページ等で公表する。財源は河村育英資金（特定資産）及び会費とする。なお、支給した河村育英資金の返還は求めない。

研究助成事業については、今年度の実施を予定していない。

2-3 食と栄養の実践科学の振興に資する書籍等の刊行物の監修等

事業内容の要旨 書籍等の刊行物の監修等を行う。

事業の趣旨等 監修等については、管理栄養士・栄養士の業務の科学的基礎たる食と栄養の実践科学を振興させる観点から、一定の基準をもって適切と判断された書籍等に対して行うこととする。財源は会費及び監修料等とする。

2-4 政策にかかわるデータベースの構築

事業内容の要旨 処遇改善等の管理栄養士・栄養士にかかわる政策課題の解決に向け、就業実態調査を実施し、結果を解析するとともにデータベースの構築に取り組む。

事業の趣旨等 全国の管理栄養士・栄養士の労働環境の実態を把握し、専門職としての業務や待遇の改善等につなげることを目的に就業実態調査を経年実施し、解析等をすすめ、政策提言等へつなげる。財源は会費とする。

II 公2事業 食・栄養改善人材育成事業

事業の概要

本事業は、栄養の指導をとおして国民の生涯にわたる健康づくりを支援する管理栄養士・栄養士を育成するために、各種の研修等に取り組むものである。国民が、より適した質の高い栄養の指導を、いつでも、どこでも手軽に受けることができるようにすることを目的とする。生涯教育制度は、（１）基幹教

育（卒後教育に相当：基本研修、実務研修）と、（２）拡充教育等（専門分野、特定分野の研修事業、その他の研修事業）とからなる。生涯教育制度は卒後教育の一環として、管理栄養士・栄養士養成課程で習得した知識を「知っている」から「実践できる」への重要な役割を担う。また、管理栄養士・栄養士の養成教育への支援事業を実施する。

以下に掲記する個々の事業は、何れも共通の目的を達成するための手段と位置づけられ、かつ、個々の事業相互が密接に関連しつつ相乗的に効果を発揮する関係にあることから、一体として公２事業を構成するものである。

１ 生涯教育制度の基幹教育にかかる運営事業

生涯教育制度の基幹教育は、すべての管理栄養士・栄養士を対象として実施し、各現場における専門職業人としての基礎能力を身につけることを目的とする。

１－１ 基幹教育研修事業

事業内容の要旨 専門職は、自らの学術・技術の向上に努める必要がある。都道府県栄養士会と連携し、生涯教育を運営する。管理栄養士・栄養士のキャリア形成が支援できるよう、本事業を推進する。

事業の趣旨等 日々進歩する食と栄養の科学、栄養の指導の技法を、管理栄養士・栄養士が適時に的確な内容を身につけることができるよう、基幹教育としての研修会（卒後教育に相当：基本研修、実務研修）を開催する。基幹教育事業における本会の役割は、(1)基幹教育の運営を都道府県栄養士会と共に実施すること、及び(2)都道府県栄養士会の基幹教育研修会を支援することの二つである。研修会の実施にあたっては、都道府県栄養士会と協働してすすめる、オンラインによる運営を充実させ、管理栄養士・栄養士の学習機会を拡充できるよう企画実施する。周知にあたっては、可能な限りホームページを活用する。本事業は、科学技術の高度化や専門的技術の向上という社会の要望に沿うための事業である。財源は受講料、会費とする。

１－２ 認定管理栄養士・認定栄養士制度事業

事業内容の要旨 管理栄養士・栄養士の活動は、地域での公衆衛生、医療機関（病院）、福祉施設、保育所、小・中学校、教育機関、各種給食施設など多岐にわたっている。そこで、臨床・学校・健康スポーツ・給食管理・公衆・地域・福祉（高齢・障害・児童）の８つの活動領域別に、所定の課程を履修した者の申請に基づき、その活動領域における特質した知識・技能の修得や専門職としての責務の自覚の程度を審査し、適切な水準に達していると判定された者に、「認定管理栄養士」又は「認定栄養士」の称号を与え、これを公示する。

事業の趣旨等 認定管理栄養士・認定栄養士は、後継者養成、当該領域の指導的役割を担うものとする。対象は、管理栄養士・栄養士（会員・非会員を問わない）を主とする（参加資格に特別の制限は設けない）。

生涯にわたって自らの専門的な知識・技能を向上させ、専門職としての責務の自覚を深めていくことは、管理栄養士及び栄養士の専門職としての最も基本的な義務である。本会は、管理栄養士及び栄養士の一人ひとりが、その責務を実践するために、生涯にわたり学びを積み重ねていくことを支え、その努力が必要な質を伴った実りの多いものとなるよう、生涯教育制度を

構築した。その一環として、生涯教育の成果を客観的に判定してこれを公証することにより、生涯教育を経て優れた到達段階にある管理栄養士及び栄養士が広く国民の多様な需要に高い質で応えていく状況を作り出そうとするものである。

認定にかかる審査は、(1)申請書類の確認（書類審査）、(2)一次審査（筆記試験）、(3)二次審査（事例報告の考査）により可否を判定する。財源は申請者が負担する審査料、認定料及び会費とする。

1－3 管理栄養士・栄養士への職業倫理の普及事業

事業内容の要旨 職業倫理について、現時点で正式には養成教育カリキュラムに取り入れられていないことから、基本的なとらえ方、管理栄養士・栄養士のあるべき姿や業務の本質論との関係、業務上の意義などを管理栄養士・栄養士に普及する。なお、本事業は基本的には生涯教育研修事業の基本研修に組み入れる。

事業の趣旨等 管理栄養士・栄養士の職業倫理を形成・確立することが強く要請されていることに鑑み、生涯教育研修会、本会の発行する情報誌・書籍等の刊行物、ホームページ等で職業倫理を題材として取り上げ、職業倫理の基本的なとらえ方、職業倫理と管理栄養士・栄養士のあるべき姿やその業務の本質論との関係、職業倫理の業務上の意義などについて、管理栄養士・栄養士の適切な理解を醸成する。財源は会費とする。

1－4 全国栄養士大会開催事業

事業内容の要旨 全国の管理栄養士・栄養士が一致して取り組むべき課題を協議、その対応や実践の方法を共有、現場で使える知識やスキルを身につけることを目的とする。

事業の趣旨等 2024年度に引き続き2025年度も「全国栄養士大会・オンライン」として、日本栄養士会ホームページ上で実施する。財源は協賛金とする。

1－5 管理栄養士・栄養士の養成教育支援事業

事業内容の要旨 管理栄養士・栄養士養成施設の卒業者・在校生向けに、専門職としての使命、業務遂行上の心構えに関する資料等を制作する。

事業の趣旨等 卒業者・在校生向けの資料は、専門職としての使命や任務、心構えを、管理栄養士・栄養士の業務の実際と絡めて考えてもらうための教材とする。管理栄養士・栄養士として就業を目指す学生にとっては、専門職としての自覚を促すこととなる。内容は、管理栄養士・栄養士が行う国民ならびに地域に向けての社会活動や各職域における活動等で、自らの社会的な役割や責任を自覚することに役立つものとする。「何を目標として、どのように働くべきか」といった、卒後の業務に反映することが期待できる。

資料のデジタル化推進のため、資料内容はホームページでの公開とし、これを周知する媒体（チラシ・ポスター）を管理栄養士・栄養士養成施設を通して学生に配布する。また、養成校学生のためのメール配信システムへ登録がある学生を対象に、メールを通じた情報提供を行う。なお、チラシ・ポスター等の資料は、ホームページ等に掲載し、一般にも周知する。財源は広告掲載料等とする。

2 拡充教育（職域その他の区分毎の管理栄養士・栄養士業務の技術・学術の向上に関する研修） にかかる運営事業

基幹教育が、全ての管理栄養士・栄養士を対象にするのに対し、拡充教育は、各活動領域〔管理栄養士・栄養士の就業の種別である職域に基づく区分。例：医療、小・中学校等、勤労者、研究・教育養成、市町村・保健所等、福祉（高齢・障害・児童）、フリー活動等〕に従事する管理栄養士・栄養士を対象にする。それぞれの活動領域毎に、業務上、固有の課題があることから、かかる固有の課題に対応して管理栄養士・栄養士の高度な専門的知識・技能を向上させる取り組みが必要となる。

さらに、高度な専門的知識・技能が求められる特定の業務があることから、それぞれの業務のエキスパートやスペシャリストの認定、登録を行い、それぞれの技術の向上を図る。

2-1 管理栄養士・栄養士の特定（専門）種類業務における専門的知識・技能の強化事業

事業内容の要旨 特定種類の業務に必要とされる高度の専門的知識・技能を身につけた管理栄養士・栄養士を育成し、それぞれの専門性を認め登録する。登録にあたっては、一定の条件を定め、試験の実施等とともに、更新制を取り入れる。

事業の趣旨等 社会の変化に伴い、管理栄養士・栄養士の栄養指導や食事療法の技能を高度化させて対応すべき特定の種類の業務が登場する。特定種類業務にかかる社会的な需要に応えるために、これに必要とされる高度の専門知識・技能を身につけた管理栄養士・栄養士を育成する。以下のとおりである。

2-1-1 特定保健指導に関する研修会

事業内容の要旨 特定保健指導は、内臓脂肪の蓄積に起因した生活習慣病に関する健康診査及び特定健診の結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導を行い、発症や重症化を予防するものである。特定保健指導に従事する管理栄養士に対する研修プログラムを開発し、特定保健指導のスペシャリストを育成する。

事業の趣旨等 第4期特定健診・特定保健指導に沿った研修会を企画・運営し、人材育成をすすめる。またスキルアップセミナー等を企画・運営し、スキルの担保を図る。財源は、受講料とする。

2-1-2 静脈経腸栄養（TNT-D）管理栄養士育成事業（特定分野）

事業内容の要旨 静脈経腸栄養（TNT-D）管理栄養士認定制度は、静脈経腸栄養療法のスペシャリストの育成のために実施している。本制度は、登録希望者に所定の研修を課し、静脈・経腸に関する実践事例のレポート提出による審査とともに、筆記試験を実施し、合格と認められた者に「静脈経腸栄養（TNT-D）管理栄養士」の称号を与え、これを公示する。

事業の趣旨等 所定の研修である経腸栄養管理の基礎、静脈栄養管理の基礎、静脈経腸栄養管理の応用について、それぞれオンデマンドとライブ研修を各講義の内容により、組み合わせた運営とする。ライブ研修については、一部をハイブリッド開催とする。また試験は、オンラインにより実施する。財源は認定を受ける者の拠出する経費とする。

2-1-3 公認スポーツ栄養士育成事業（特定分野）

事業内容の要旨 各スポーツの現場、競技者への栄養教育や食環境の整備等、各専門分野のスタッフと連携し、現場のニーズに的確に応えることのできるスポーツ栄養のスペシャリストを育成するため公益財団法人日本スポーツ協会と共同で公認スポーツ栄養士の認定を行っている。所定の研修、実技・実習、インターンシップ、試験を課し、審査により公認スポーツ栄養士として認定する。

事業の趣旨等 研修等については、所定の公認スポーツ栄養士養成講習会カリキュラムにそって、特定非営利活動法人日本スポーツ栄養学会が実施する。本会では、当認定制度の周知をわかり、認定者を多く輩出するための情報提供の充実を図る。財源は登録を受ける者の拠出する経費、公益財団法人日本スポーツ協会の助成金、会費とする。

2-1-4 在宅訪問管理栄養士育成事業（特定分野）

事業内容の要旨 在宅医療と係わる多職種と連携が取れ、在宅療養者の疾患・病状・栄養状態に適した栄養食事指導（支援）ができるスペシャリストを育成するために、一般社団法人日本在宅栄養管理学会と共同で、在宅訪問管理栄養士の認定を行っている。所定の研修、レポート提出、認定試験を課し、審査により在宅訪問管理栄養士の称号を与え、これを公示する。

事業の趣旨等 登録・認定については、一般社団法人日本在宅栄養管理学会が実施する。本会では、認定者に対する更新研修を実施する他、当認定制度の周知にむけた情報提供の充実を図る。財源は登録を受ける者の拠出する経費、受講料、会費とする。

2-1-5 食物アレルギー分野管理栄養士・栄養士育成事業（特定分野）

事業内容の要旨 食物アレルギー分野管理栄養士・栄養士は、根拠に基づいた診断と治療の最前線を学びながら現場を振り返り、リスクマネジメントを考慮した安全な食の提供と栄養教育をめざすスペシャリストであり、指定する研修、認定試験を課し、合格と認められた者に「食物アレルギー分野管理栄養士・栄養士」の称号を与え、これを公示する。

事業の趣旨等 認定申請につながる基礎研修、認定研修はオンデマンドで開催する。認定者を対象としたフォローアップ研修はライブ研修にて開催し、最新情報の共有を図る。また、認定にいたるシステムの確実な運営にむけた体制整備・強化をはかる。財源は研修会受講料、認定・登録料とする。

2-1-6 がん病態栄養専門管理栄養士育成事業（専門分野）

事業内容の要旨 2013 年度より厚生労働省の委託事業である管理栄養士専門分野別人材育成事業としてがん領域に特化させ、その研修プログラムの構築を進めてきた。2014 年度より「がん病態栄養専門管理栄養士」の認定制度として、一般社団法人日本病態栄養学会との共同認定を実施している。また、システムの確実な運用に向けて連携して、人材育成を進めるとともに、仕組みやプログラムの検証・改善を行う。

事業の趣旨等 登録・認定については、一般社団法人日本病態栄養学会が実施する。本会では、がんの病態や治療等の知識、患者・家族に対するコミュニケーションスキル等、臨床での実践を通じて栄養管理に関する知識、技術を向上させることを目的に当専門管理栄養士の更新・受験の単位に相当のセミナーを企画実施する。財源は受講料とする。なお、仕組みや実践プログ

ラムの検証・改善については国の委託費を充当する。

2-1-7 腎臓病病態栄養専門管理栄養士育成事業(専門分野)

事業内容の要旨 2014 年度より厚生労働省の委託事業である管理栄養士専門分野別人材育成事業として腎臓病領域に特化させ、その研修プログラムの構築を進めてきた。2015 年度より「腎臓病病態栄養専門管理栄養士」の認定制度として、一般社団法人日本病態栄養学会との共同認定を実施している。また、システムの確実な運用に向けて連携して、人材育成を進めるとともに、仕組みやプログラムの検証・改善を行う。

事業の趣旨等 登録・認定については、一般社団法人日本病態栄養学会が実施する。本会では、当認定制度の周知と腎臓病に係る管理栄養士のボトムアップを図ることを目的に、セミナーを企画実施する。財源は受講料とする。なお、仕組みや実践プログラムの検証・改善については国の委託費を充てる。

2-1-8 糖尿病病態栄養専門管理栄養士育成事業(専門分野)

事業内容の要旨 2014 年度より一般社団法人日本病態栄養学会との共同認定を実施している。また、システムの確実な運用に向けて連携し、人材育成をすすめるとともに、仕組みやプログラムの検証・改善を行う。

事業の趣旨等 登録・認定については、一般社団法人日本病態栄養学会が実施する。本会では、当認定制度の周知と糖尿病に係る管理栄養士のボトムアップを図ることを目的に、セミナーを企画実施する。財源は受講料とする。

2-1-9 摂食嚥下リハビリテーション栄養専門管理栄養士育成事業(専門分野)

事業内容の要旨 2015 年度より厚生労働省の委託事業である管理栄養士専門分野別人材育成事業として、摂食嚥下リハビリテーション領域に特化させ、その研修プログラムの構築を進めてきた。2016 年度より「摂食嚥下リハビリテーション栄養専門管理栄養士」の認定制度として、一般社団法人日本摂食嚥下リハビリテーション学会との共同認定を実施している。また、人材育成を進めるとともに、仕組みやプログラムの検証・改善を行う。

事業の趣旨等 所定の専門研修、更新研修を企画実施し、認定申請の受付、審査を行う。また当領域の導入となる初心者研修を企画運営する。財源は受講料、認定・登録料とする。なお、仕組みや実践プログラムの検証・改善については国の委託費を充当する。

2-1-10 在宅栄養専門管理栄養士育成事業(専門分野)

事業内容の要旨 2016 年度より厚生労働省の委託事業である管理栄養士専門分野別人材育成事業として、在宅訪問領域に特化させ、その研修プログラムの構築を進めてきた。2017 年度より「在宅栄養専門管理栄養士」の認定制度として、一般社団法人日本在宅栄養管理学会との共同認定を実施している。また、人材の育成を進めるとともに、仕組みやプログラムの検証・改善を行う。

事業の趣旨等 所定の専門研修、更新研修を企画実施し、認定申請の受付、審査を行う。財源は受講料、認定・登録料とする。なお、仕組みや実践プログラムの検証・改善については国の委託費を充てる。

2-1-11 小児栄養分野管理栄養士・栄養士育成事業(特定分野)

事業内容の要旨 小児栄養分野管理栄養士・栄養士は、小児にかかわる管理栄養士・栄養士として最小限知識・技術を修得し、疾患・病状・栄養状態に適した栄養食事指導（支援）ができるスペシャリストであり、指定する研修、事例報告の提出、認定試験を課し、合格と認められた者に「小児栄養分野管理栄養士・栄養士」の称号を与え、これを公示する。

事業の趣旨等 認定申請につながる各研修の企画にあたっては、小児栄養分野推進合同協議会の協力のもと実施する。また、認定にいたるシステムの確実な運営にむけた体制整備・強化をはかる。財源は研修会受講料、認定・登録料とする。

2-1-12 その他、栄養専門管理栄養士育成事業等

事業内容の要旨 複雑で解決困難な栄養の問題を有する個人や集団等の対象特性に応じた栄養管理の実施に向けて、高度な専門性を発揮できる管理栄養士・栄養士の育成を進める。

事業の趣旨等 医療領域及び介護領域に限らず、地域社会から管理栄養士・栄養士に求められるニーズを把握し、課題分析を通じ、各専門領域において高度な知識や技術を有する者を育成する。国の動向や社会情勢を踏まえ、関係する団体、学会等と連携した育成プログラムの構築を進めるとともに、仕組みや運営体制のあり方等を検討する。財源は受講料、認定・登録料とする。

2-2 栄養サポートチーム担当者研修会

事業内容の要旨 栄養サポートチームにおいて管理栄養士、看護師、薬剤師をはじめ、関連職種が適切にその役割を果たすことができるように、厚生労働省が指定する所定の研修を実施する。

事業の趣旨等 近年の医療は、患者の視点を重視するとともに、医療経済的にも治療効果においても、優れた成績が期待できるチーム医療の実践が求められている。そこで、管理栄養士、薬剤師、看護師、その他栄養サポートチームに配属される医療専門職種を対象に、効果的なチーム医療を行うための専門知識習得の静脈・経腸栄養についての講義及び認定教育施設における研修を行う。財源は参加者の負担金とする。

2-3 栄養ケア・マネジメントに関する研修会

事業内容の要旨 2019年度より厚生労働省の委託事業である管理栄養士専門分野別人材育成事業として、一般社団法人日本健康・栄養システム学会の協力のもと栄養ケア・マネジメントに関する研修プログラムの開発を進めてきた。2023年度から、実務研修のひとつとして人材育成を進め、あわせて仕組みやプログラムの検証・改善を行う。

事業の趣旨等 厚生労働省の委託事業として開発した所定の研修（Step1、Step2）を企画実施する。財源は受講料とする。

2-4 地域リーダー育成・都道府県栄養士会の公益目的事業支援事業

事業内容の要旨 全国各地（全都道府県）の指導者的立場の者が一堂に会し、全国的課題に関する研鑽、折々の課題への取り組み方、企画立案・運営方法の学習などをおして、これら

指導者の立場の者の実践的な指導力を強化するとともに、都道府県栄養士会の公益目的事業の内容等の支援に資する研修を行う。

事業の趣旨等 2025 年度は、6 つの職域において、各都道府県栄養士会を代表する者の参加を得て、2025 年 4 月から 2026 年 3 月にかけて実施する予定である。財源は会費、参加費とする。

2-5 職域別研修（職域全国研修会その他）事業

事業内容の要旨 職域別に、当該職域の業務の特性に的確に対応できる専門的知識・技能の向上を図る研修を行う。

事業の趣旨等 2025 年度は、職域に関する技術、技能の向上に関する研修事業、及びその他の職域専門性の向上に関する事業、ならびにこれら事業の企画・運営に関する会議を開催する。財源は参加費、協賛金、会費とする。各研修開催にあたっては、オンラインによる運営も検討する。

2-6 関連団体等との協働研修・研修支援事業

事業内容の要旨 国民の健康の保持、増進、疾病の重症化予防の観点から、関連団体と協働し、研修事業を共催する。

事業の趣旨等 関連団体等と協働し事業を実施する。財源は会費、参加費とする。なお、各研修運営にあたっては、オンラインによる開催をあわせて検討する。

2-7 職域別の学習・教育用の教材及び資料の制作事業

事業内容の要旨 職域別の研修その他の学習・教育用に、全国の管理栄養士・栄養士及び研究者等の知識や経験を集約し、各職域の業務の特性に対応させた実践的な教材及び資料を制作する。

事業の趣旨等 必要に応じて、関係資料や活動事例集を作成し、ホームページ等で公表する。財源は会費とする。

Ⅲ 公 3 事業 食生活自律支援事業

事業の概要

健康増進法では「国民は健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深め、生涯にわたって、自らの健康状態を自覚するとともに、健康の増進に努めなければならない。」（健康増進法第 2 条 国民の責務）、また、そのために「厚生労働大臣は、生涯にわたる国民の栄養摂取の改善に向けた自主的な努力を促進するため、（中略）食事による栄養摂取量の基準を定めるものとする」（健康増進法第 16 条の 2 食事摂取基準 第 1 項）を規定している。本事業は、国民の責務と食事による栄養摂取の改善に向けた自主的な努力を、栄養の指導、食育の理論と技術を生かして支援し、国民が健康の増進のために食生活が自律できるようにするものである（食生活自律支援事業）。本事業は、3 事業で構成される。（1）「個別特性対応型の食の自律支援事業」として、個々の国民の個別性・特性に合わせた栄養の指導その他の専門的支援を組織的に行う。（2）「集団特性対応型の食の自律支援事業」として、広く国民に対し、食生活の質の向上、食事を含む生活習慣の見直しと改善に役立つ知識や知恵、実用技術の普及などを行う。

(3) 健康づくりと栄養・食と健康に関する情報コミュニケーション事業である。本事業では、この3事業による参加と協働を旨とする開かれた多種多様な活動を展開する。

以下に掲記する個々の事業は、何れも共通の目的を達成するための手段と位置づけられ、かつ、個々の事業相互が密接に関連しつつ相乗的に効果を発揮する関係にあることから、一体として公3の事業を構成するものである。

1 個別特性対応型の食の自律支援事業

対象者の個別特性に対応する栄養指導と栄養・食事療法を、本会の公益目的事業として組織的に実施するものであり、管理栄養士・栄養士の高度の実務的な専門性が直接反映される事業である。

1-1 栄養ケア・ステーション事業

事業内容の要旨 栄養ケア・ステーションの事業を全国的に推進するため、都道府県栄養士会の栄養ケア・ステーション事業を支援する。

事業の趣旨等 栄養ケア・ステーションは、すべての国民に「ここにあなたの管理栄養士・栄養士がいる」ことを伝える、栄養ケアの開かれた窓口であり、その場である。本会の栄養ケア・ステーションは、本会がナショナル・センターであることから、都道府県栄養士会の栄養ケア・ステーション事業を牽引し、都道府県栄養士会の同事業を支援する諸般の取り組みを担う。さらに、社会の要請を受けて、栄養ケア・ステーションの増加を図る。具体的な事業は、以下のとおりである。財源は会費とする。

1-1-1 栄養ケア・センター事業

事業内容の要旨 栄養ケア・センターは、都道府県内の栄養ケア・ステーションを統括するとともに、認定栄養ケア・ステーションの管理運営及び業務の支援を行い、都道府県内の栄養ケア・ステーションのネットワーク形成と実効化（連携・協働化）を図るため、サポートを行う。

事業の趣旨等 都道府県栄養士会は、栄養士会主体型として栄養ケア・ステーション事業を行うと同時に、栄養ケア・センターとして地域の住民に実効的に栄養ケアを提供するため、個々の認定栄養ケア・ステーションの特性を把握し、連携するとともに、適切なコーディネートが求められる。各都道府県栄養士会は、会員数、組織体制に差があるが、全国のどこでも、栄養ケア・ステーションが住民に対して適切に機能するよう後方支援を行う。研修等の開催にあたっては、オンラインによる運営も検討する。

1-1-2 栄養ケア・リサーチ・センター事業

事業内容の要旨 栄養ケア・ステーションによる栄養ケアの取組に関し、実態の調査・研究、各種情報の収集・解析・提供、事業企画の立案と実施検証を行い、必要に応じ情報を公開し、あわせて人材育成事業へつなげる。

事業の趣旨等 国の動向・方針を捉え、また有識者等からの意見を踏まえ、事業に適切に反映し、その情報を都道府県栄養士会へ的確に伝え、各地域において展開ができるよう取り組むとともに、全国の栄養ケア・ステーションの充足状況を把握し、ホームページ等による見える化を図る。また、認定栄養ケア・ステーションの全国における標準化を目指し、管理栄養

養士・栄養士の人材育成事業へもつなげる。研修等の開催にあたっては、オンラインによる運営も検討する。

1-1-3 栄養ケア・ステーション認定制度

事業内容の要旨 栄養ケア・ステーション事業は、栄養ケア・ステーションを、管理栄養士・栄養士の行う栄養ケア業務の地域拠点とすることによって、管理栄養士・栄養士と地域住民の双方向の結びつきを強化し、あまねく地域住民が管理栄養士・栄養士による栄養ケアの支援と指導を受けることのできる地域社会の実現を目指すものである。

認定制度は、この規則に基づき認定を受けた認定栄養ケア・ステーションと本会及び各都道府県栄養士会が設置運営する栄養ケア・ステーションを有機的に連携させ、地域住民の生涯にわたる実り豊かで健やかな生活の維持に貢献することができるよう、きめ細かく伸びやかな栄養ケアのネットワーク体制づくりに資するものである。

事業の趣旨等 国民は、健康への意識は高いものの、健康情報はインターネットやテレビ等のマスメディアを通じての入手が高い割合であり、個々の課題に応じた内容とは言い難い。また、健康と食習慣との関係性は明白ではあるが、自分の健康や食生活について、相談できる場所がわからない状況にある。

そこで、管理栄養士・栄養士がいる場所を「栄養ケア・ステーション」として商標登録し、2018年度より、内閣府の認可のもと、栄養ケアの業務を行う適格性を有する事業所を認定する「栄養ケア・ステーション認定制度」を進めている。「認定栄養ケア・ステーション」を標榜する拠点を全国に整備することで、地域住民が気軽に相談できる環境整備を図る。

また、「機能強化型認定栄養ケア・ステーション」は、傷病者の療養上並びに介護又は支援を要する者の低栄養状態の改善上必要な栄養管理等を、適正かつ確実に担うために整備をすすめる。財源は会費、認定に係る手数料とする。

1-2 非常災害時の被災者の健康支援事業

1-2-1 JDA-DAT 育成事業と支援活動

事業内容の要旨 東日本大震災をきっかけに大規模自然災害発生時に、迅速に被災地での栄養・食生活支援活動を行うため、2012年に設立した「日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）」を育成する。

事業の趣旨等 JDA-DAT は国内外で大規模災害が発生した地域において、(1)在宅支援（医療・医師との連携）、(2)避難所支援（避難所等で居住する被災者への栄養・食事支援）、(3)施設支援（高齢者施設等での管理栄養士・栄養士の支援）、(4)特殊栄養食品ステーションの運営などの任務に従事する。これらの活動内容は取りまとめ、今後に役立てることとする。支援活動は、管理栄養士・栄養士の専門性を生かし、行政機関や関係団体等と連携して行う。財源は、会費を充当するとともに、賛助会員からの協賛金、状況に応じ支援金を募る。

1-2-2 JDA-DAT 体制整備事業

事業内容の要旨 JDA-DAT の育成にともなう準備活動や整備等を行う。

事業の趣旨等 JDA-DAT の体制整備を図る活動として、(1)JDA-DAT 運営委員会等での検討、(2)エビデンス解析事業、(3)指定栄養士会への備品等の配置促進事業、(4)災害関連組織・団体

等との連携事業などを行う。支援の対象は、国民（被災者）である。この事業の趣旨・内容についてはホームページ等で明らかにする。財源は、会費及び災害対策事業資金から拠出するとともに、賛助会員からの協賛金を予定する。

2 集団特性対応型の食の自律支援事業（栄養改善・健康づくりに関する国民的合意を形成する事業）

国民の総体その他の不特定多数の者の集団的特性を踏まえ、かかる集団の健全な食生活を自律的に営む力を育むために、管理栄養士・栄養士の専門科学上及び実務上の知見を生かして支援を行う事業である。

2-1 国民の食生活・栄養に関する支援事業

2-1-1 健康づくり提唱のつどい

事業内容の要旨 「健康づくり提唱のつどい」は、WHO 世界保健デーである 4 月 7 日を記念して開催していたが、2018 年度より、「栄養の日・栄養週間」事業の一環として運営している。健康に関心を持つ国民を対象に、健康づくりには健全な食生活、適切な栄養素摂取が欠かせないことから、健康及び栄養・食生活について国民と管理栄養士・栄養士等の専門職が、共に学び考える機会となるよう、その折々の話題や課題をテーマに取り上げて、講演、シンポジウムを行う。

事業の趣旨等 46 回目の開催となる 2025 年度は、「市民公開講座」として集合形式にて実施する。国民を対象に、健康づくりに関心を持つ国民と管理栄養士・栄養士等の専門職が共に学び考える機会となるようなセミナーを開催する予定である。講師などには、関連事項に高い専門的知見を有する研究者、実務者を起用する。財源は株式会社ヤクルト本社からの協賛金とする。

2-1-2 次期国民健康づくり運動プラン（健康日本 21）の推進に向けた事業

事業内容の要旨 国は、「21 世紀における第二次国民健康づくり運動（健康日本 21（第二次）」が 2023 年度で終期を迎え、次期国民健康づくり運動プランが 2024 年度から新たにスタートすることとしている。次期国民健康づくり運動プランでは、全ての国民が健やかに生活できる持続可能な社会の実現に向けて、「誰一人取り残さない健康づくりの展開」、「より実効性をもつ取組の推進」が位置づけられるとともに、健康に関心の薄い者を含む、幅広い者に対してアプローチを行うために、「自然に健康になれる環境づくり」の重要性が示されている。

ここで示された具体的な取組には栄養・食生活と関連する事項が多く、栄養・食生活の専門職団体として、取組が推進されるよう必要な事業を行う。

事業の趣旨等 次期国民健康づくり運動プランにおける「自然に健康になれる環境づくり」を推進するため、国と都道府県、企業と消費者との仲介役としての役割を發揮できる管理栄養士・栄養士の人材育成や技術支援を行う。

2-1-3 「栄養の日・栄養週間」に関する事業

事業内容の要旨 国民の多くは、健やかな生活を願っており、このために注意していることは、日々の食生活と答える方が多数を占めている。栄養・食の専門職である「管理栄養士・栄養士」によって構成されている本会は、このような社会情勢を踏まえて、「栄養の日・栄養週間」を

創設し、国民の栄養・食の課題を解決するための運動を展開する。

事業の趣旨等 8月4日を「栄養の日」、8月1日から7日までの1週間を「栄養週間」とし、この間に、管理栄養士・栄養士が活動している病院、福祉施設、社員食堂などの給食施設等で喫食者向けに、また、各都道府県栄養士会の協力を得て、各地でイベント等を開催する。「栄養・食生活」の大切さをアピールするとともに、望ましい食生活のあり方を提案する。財源は会費とする。

2-1-4 対外広報活動の推進

事業内容の要旨 日本栄養士会活動の情報発信強化による各ステークホルダー（国、企業、管理栄養士・栄養士、一般生活者）への情報波及と重点事業の活性化に向けて外部広報活動の推進を行う。

事業の趣旨等 広報活動を行う上で、マスメディアの影響力は大きく、円滑に進めるうえでメディアとの関係性構築は欠かせないものである。影響力の大きい全国紙や専門誌を中心にプロモートを行い、関係性の構築と広報活動の推進を行う。

2-1-5 大阪・関西万博に関する事業

事業内容の要旨 国内外を問わず、2,820万人もの来場が見込まれる大阪・関西万博は、栄養の力を実感してもらうと共に、管理栄養士・栄養士の未来への活動を啓発するための絶好の契機である。そこで、「大阪ヘルスパビリオン」において、世界に誇る日本の栄養改善の軌跡である「ジャパン・ニュートリション」を広く発信し、「栄養の力」によって人々が誰一人取り残されることなく、健康で幸せな生活を営むことができる未来社会を描くことを目指す。

事業の趣旨等 未来の栄養・食のデモンストレーション「デモ・キッチン」においては、管理栄養士・栄養士と企業が協働で取り組み「未来の栄養改善」を推進するための情報を発信する。また、環境保全団体であるWWF（世界自然保護基金）が発表している持続可能な食材「The Future 50 Foods（未来の食材50）」を使用した「未来に残すべき和食」を、各都道府県栄養士会が1つ作成し、大阪・関西万博において公表・展示する。財源は、賛助会員からの協賛金とする。

3 健康づくりと食事・栄養に関する情報コミュニケーション事業

3-1 日本栄養士会雑誌の発行事業

事業内容の要旨 「日本栄養士会雑誌」を発行する。編集方針は、栄養・健康に関する情報が氾濫する中、管理栄養士・栄養士で組織する専門職能団体である本会は、広く国民、管理栄養士・栄養士及び保健・医療・福祉・教育等の分野の専門職種に信頼できる健康・栄養関連情報をわかりやすく提供することである。

事業の趣旨等 「日本栄養士会雑誌」は月刊誌で、年間12冊発行する。平均発行部数は、約51,000部である。対象読者は、購読を希望する国民、管理栄養士・栄養士、関連専門職、研究者等である。

また、内容の精査に関して、栄養学に関する専門的知識を有する者をもって、編集委員会、企画委員会並びに論文委員会を設けて編集する。掲載内容は、食と栄養の科学やこれに基づく栄養の指導、あるいは、健康づくりと食事・栄養に関して、親しみやすく、わかりやすく、信頼できる専門誌たるにふさわしい企画とし、執筆者を的確に選定する。財源は、会費、賛助会

員からの協賛金、購読料、広告掲載料等とする。

3-2 ホームページによる情報コミュニケーション事業

事業内容の要旨 管理栄養士・栄養士は、栄養・食の専門職として、栄養の指導を通して、国民の健康増進に資することを使命にしている。この使命を達成するために、広く開かれたホームページにおいて各種情報を提供するとともにニーズを得る。

事業の趣旨等 日本栄養士会および管理栄養士・栄養士の役割、使命等について、理解を深めることに重点を置き、運営する。管理栄養士・栄養士、国、職能団体、企業（賛助会員含む）、国民と様々なステークホルダーに向けてわかり易く情報の提供を行うためにコンテンツを開発し、管理栄養士・栄養士に向けては、SNS やメール配信ともあわせてコミュニケーションの最適化を行う。また、国民に向けては、2017 年度に公開した Web マガジン「ニュータス」をもって、栄養・食への認知・理解の促進を実現させる。財源は会費、賛助会員からの協賛金、広告掲載料等とする。

3-3 栄養指導・栄養相談用のパンフレット、リーフレット等の資料の制作・配布事業

事業内容の要旨 国民は、健康づくりや、栄養問題に対して関心を持っていても、具体的にどのような対応したらよいか不明な場合が多い。そこで、国民が興味を持ち利用できる、媒体を作成する。

事業の趣旨等 国民が興味を持ち、行動変容に結びつけられるように手軽に利用できるパンフレットやリーフレット等の資料があると有益である。さらに、これらを基に管理栄養士・栄養士が国民を対象に健康支援することで、科学的に望ましい食生活の実現の可能性が高まる。そこで、「ヘルシーダイアリー」等を作成し、管理栄養士・栄養士に無償で配布する。資料の監修は、高い専門的知見を有する研究者、実務家及び実績と定評のある管理栄養士・栄養士があたる。財源は株式会社ヤクルト本社からの協賛金とする。

IV 公4事業 食環境整備事業

事業の概要

国民の食生活の改善に寄与しうる社会の諸資源（人と物と仕組み）を有機的に結びつけ、その機能を改善・活性化させることにより、望ましい食環境の整備を図る事業である（食環境整備事業）。すなわち、本事業は、（１）栄養・食生活の改善を支援する保健、医療、福祉及び教育等の分野の各職種の連携・協働関係の構築、（２）栄養・食生活の改善活動の担い手の顕彰、（３）適正な食生活を応援する公共又は民間の諸制度の運用改善の取り組み、などからなる。

以下に掲記する個々の事業は、何れも共通の目的を達成するための手段と位置づけられ、かつ、個々の事業相互が密接に関連しつつ相乗的に効果を発揮する関係にあることから、一体として公4事業を構成するものである。

1 連携・協働関係の構築事業

1-1 プライマリ・ヘルス・ケアのネットワーク形成

事業内容の要旨 プライマリ・ヘルス・ケアの考え方にに基づき、各種職能団体、関連学会等と連

携し、各種活動を展開する。

事業の趣旨等 プライマリ・ヘルス・ケアの考え方によれば、国民一人ひとりの尊厳のある生活を営むためには、その日常生活の場（地域社会）において、保健、医療、福祉及び教育等の分野の各職種、関連学会がお互いに連携して、プライマリケアを提供する仕組みが整えられなければならない。そこで、各種関連団体等と連携し積極的に参加する。具体的には、日本医師会、日本歯科医師会、チーム医療推進協議会、関連学会等と連携する。財源は会費とする。

2 先駆的栄養改善活動等表彰事業

事業内容の要旨 栄養改善のための先駆的な活動を行う者等を顕彰する。

事業の趣旨等 本事業は、栄養改善のために主体的に、先駆的な活動を行い、あるいは、同活動に従事して顕著な功績の認められる管理栄養士・栄養士、及び国民を顕彰し、その功績を広く示すものであり、厚生労働大臣表彰、栄養改善奨励賞、本会会長表彰等がある。2025 年度も先駆的活動を行う管理栄養士・栄養士を顕彰する。本事業の運営費用は栄養改善奨励資金等から拠出する。

3 国民の健全な食生活を支援する制度の整備

3-1 管理栄養士・栄養士の業務過誤による損害賠償責任保険制度の取り扱い事業

事業内容の要旨 管理栄養士・栄養士の業務過誤による損害賠償責任保険制度を取り扱う。

事業の趣旨等 本事業は、積極的な栄養指導・食事療法の施術を奨励しながら、業務過誤の犠牲になった被害者（国民）の救済を図るものである。本会が、保険会社と契約して、この制度を取り扱う。契約条件等については、モラルハザードを招かないよう、適宜見直しを行う。保険料の財源は会費とする。

3-2 管理栄養士・栄養士制度の運用改善及び制度改革に関する包括的な検討事業

事業内容の要旨 制度としての管理栄養士・栄養士が、常に社会の要請に的確に応えていくうえで必要な制度運用の改善や制度改革のあり方を、大局的かつ包括的に検討する。

事業の趣旨等 制度としての管理栄養士・栄養士は、国民の食環境—国民の食事・栄養摂取にかかる環境—の人的な構成要素である。国民の食環境を整備する観点から、養成制度を含め、管理栄養士・栄養士制度の運用の改善や制度改革のあり方を、大局的かつ包括的に検討する。

管理栄養士・栄養士は、人々に身近な「栄養の指導」の専門職として、各種調査での健やかな生活を望む国民の期待に応え、公衆衛生の向上に寄与する姿を具現化するための活動を展開する必要がある。このためには、2014 年度からスタートした「生涯教育制度」に基づく、業務の統一化・標準化が前提となり、その後で、「栄養の指導」の様々な分野で活動している専門職とその対象者が、より緊密に関わる体制、制度の構築が必要となる。

診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬の改定においては、国民の誰もが、適切な栄養管理のもと、個々人にあった食事を摂ることができ、ひいては自己実現に繋がることを目的として、制度の構築に向けての活動及び体制づくり等に取り組む。本事業は、管理栄養士・栄養士はもとより、関連専門職種の個人・団体、研究者とも協働して実施し、その成果は報告書や諸提言などとして、ホームページ、「日本栄養士会雑誌」、その他の本会の刊行物などで一般に公表する。諸課題の検討においては、管理栄養士・栄養士の専門性を生かしながら、適宜、

関連学会の研究者や関連専門職種の個人・団体の知見も積極的に取り入れることとする。財源は会費とする。

V 公5事業 国際公衆衛生向上事業

事業の概要

今日、公衆衛生上の課題は国内的であるとともに国際的である。本会は、管理栄養士・栄養士のナショナル・センターとして、国境の垣根を越えて、公衆衛生の向上にかかる諸事業を実施する（国際公衆衛生向上事業）。本事業は、（１）開発途上国の公衆衛生・公衆栄養上の課題に関する支援事業、（２）国際栄養士連盟・アジア栄養士連盟の活動にかかる国際交流事業、（３）国際交流助成事業など、わが国を含む国際的な公衆衛生の課題の解決に資する活動を行うものである。

以下に掲記する個々の事業は、何れも共通の目的を達成するための手段と位置づけられ、かつ、個々の事業相互が密接に関連しつつ相乗的に効果を発揮する関係にあることから、一体として公5の事業を構成するものである。

1 開発途上国の公衆衛生・公衆栄養上の課題に関する支援事業

事業内容の要旨 アジア諸国の栄養士制度及び栄養士養成システムへの支援事業を行う。

事業の趣旨等 開発途上国の健康と食事・栄養摂取をめぐる問題は、飢餓・低栄養を主体としたものから、低栄養と過剰栄養による生活習慣病が増加するという複合的なものへと変貌してきている。わが国が、健康と食事・栄養摂取に関してたどってきた道、ことに、先進国として急速な高齢化と生活習慣病対策の経験と現況、そして、わが国の栄養士制度の展開と管理栄養士・栄養士の活動状況などは、開発途上国が注目するところである。

今後もアジア・アフリカ諸国でリーダー的役割を担うため、開発途上国及び栄養士制度のない国へ情報を提供する。

また、「東京栄養サミット 2021」で発表したコミットメント「持続可能な栄養改善基盤構築のための栄養・食の専門職の養成と配置」の達成のため、支援対象国をラオスとし、女性とこどもの栄養改善および自立した学校給食制度の創設支援に向け、実行体制の構築、情報収集を行い、ラオス政府と具体的な栄養改善の実行計画を検討・調整するとともに、栄養改善の人材養成に向けた協議を進める。

財源は会費と国際交流資金からの拠出金、賛同する事業者等からの協賛金とする。

2 国際栄養士連盟・アジア栄養士連盟の活動にかかる国際交流事業

事業内容の要旨 今日、公衆衛生上の課題は国内に限らず国際的である。公衆栄養についても同様で、公衆栄養上の課題と対応に関する共通の認識と協働・連携の関係を形成する意義は大きい。ため、国際栄養士連盟（International Confederation of Dietetic Associations ; ICDA、約 50 か国が加盟）ならびにアジア栄養士連盟（Asian Federation of Dietetic Associations ; AFDA、12 か国が加盟）の活動に参加して、各国栄養士会との交流を図る。

事業の趣旨等 具体的事業として、(1)国際栄養士連盟ならびにアジア栄養士連盟加盟、(2) 国際栄養士連盟理事会議ならびにアジア栄養士連盟常任理事国会議への参加、(3)国際交流委員会の開催を行う。また、「アジア栄養士フォーラム 2025」開催に向け、実行員会を中心に準備を

行う。財源は会費、国際交流資金とする。

3 国際交流助成事業

事業内容の要旨 国際的な公衆衛生・公衆栄養の観点から国際交流事業を推進するため、日本国内及び国外への栄養学・栄養施策等に関する研修及び留学等に対して支援、助成を行う。

事業の趣旨等 栄養・食生活の改善とこれに基づく健康増進に関する国際的な相互理解の促進、栄養・食事療法に関する専門職制度の国際標準化、同専門職の養成に関する相互支援等、わが国を含む国際的な公衆衛生の課題を解決するため国際的な公衆衛生・公衆栄養の観点から、日本国内の大学院の栄養学科に留学する者に対し、必要な費用の一部を助成する。なお、本事業は公募により、助成者の決定にあたっては、管理栄養士・栄養士の資格を有する大学研究者を中心に構成された委員会が、所定の基準に則り厳正に選考を行い決定する。

財源は、賛助会員からの協賛金、会費、国際交流資金とする。

VI その他（法人運営）に関する事業

事業の概要

本会は、公益目的事業を実施する団体であり、法人運営の基本は、本会が公益目的事業の旺盛な展開をととして本会の目的を達成する基盤として、透明で機動的な意思決定と責任ある執行、そして、健全な財務運営を確保することにある。2025 年度も、以上の見地から適切な法人運営を心がける。

1 会務運営に関する取り組み等

1-1 総会、理事会の適切な運営

総会は、対面型の開催とする。

理事会は、Web 会議システムを利用した開催及び対面型での開催とする。

1-2 各種事業の企画や本会の政策立案能力の向上のための事業部・事務局体制の整備、諮問会議・地区栄養士会長会議・各種委員会などの運営

Web 会議システムを利用した会議、集合型の会議、ハイブリッド型の会議を開催する。

1-3 その他、上記に関連した法人運営にかかる取り組み

2 会員に関する取り組み等

2-1 ホームページ（会員専用ページ）の充実

2-2 会員活動の活性化に向けた活動

2-3 業務支援システムの円滑な運用、保守管理

3 その他必要な取り組み等

その他、流動する情勢に的確に対応して、法人運営上必要な取り組み等を実施する。

2025年度政策・職域推進事業部執行計画

【政策・職域推進事業部】

■あるべき姿(方向性)

職域横断的な同職種間連携の強化を通して、地域(国)の優先的な健康・栄養課題を共有し、課題解決に向けた効果的な政策提言と実効性のある栄養改善活動の展開、及び人材の育成・発掘により、職域活動の更なる活性化を図る。

■基本方針

No	基本方針	内容
1	各職域における活動を共有し、公益活動の活性化を推進する。	① 各職域事業推進委員会における重点取組内容の共有、公益活動の活性化に向けた戦略の検討 ② 全職域において、①にかかる情報提供の実施(全国リーダー研修会等)
2	各職域における政策課題の明確化を図り、事業及び調査・研究のバックアップ体制を図る。	① 各職域のあるべき姿(方向性)と政策課題及び具体的な政策活動の明確化(政策活動に必要な指標の設定) ② 政策課題を解決するためのエビデンス収集に向けての事業、調査・研究の推進
3	各職域における人材育成の方向性を検討し、効果的・効率的な人材育成に向けての体制整備を図る。	① 各職域における専門管理栄養士、認定管理栄養士・栄養士、その他の人材育成にかかる目標の検討 ② 各職域の人材育成に向け、PDCAサイクルに基づく研修会の企画(全国リーダー研修等) ③ 職域横断的な研修会の企画
4	各職域における会員増対策の目標を設定し、戦略的活動を展開する。	① 各職域における会員増の目標値の設定 ② 目標達成に向けた戦略的活動方法の検討と実践(非会員の掘り起こし、学生に向けての出口戦略の検討、就業先での入会促進など)

■事業内容

No	事業名	内容(ねらい)	実施日	参加者数	目標数
1-1	政策・職域推進事業部会	政策・職域推進事業部の活動を計画・実施・評価するための事業部会を年4回、Web会議にて実施する。	年4回	-	9名
1-2	拡大政策・職域推進事業部会	事業部担当理事及び各職域の副委員長にて年2回実施。政策課題への対応策及び会員増対策等を検討する。	年2回	-	22名
1-3	理事勉強会	部会運営を円滑にかつ他職域との連携強化を図るため、各職域担当理事を中心に政策に関する勉強会(職域ごとにテーマ設定)を開催し、各職域の情報共有を図る。	年6回	-	100名
2	政策・職域推進事業部全体会議	全職域の事業推進委員の連携の推進、及び次期人材育成に向け日本栄養士会(日本の栄養施策)の課題・問題を共有し、グループディスカッションにより解決の糸口を探る。	1回	-	80名
3	職域全国リーダー育成のための研修会(派遣)	各職域の全国リーダー研修会に、政策・職域推進事業部長あるいは副部長を派遣し、各職域の事業および活動内容の把握及び意見交換を実施する。	各職域開催日に派遣	-	-

【医療】

■あるべき姿(方向性)

病院・医療関連機関に従事する管理栄養士・栄養士の資質の向上を図り、もってわが国の医療及び国民保健の向上に寄与する。

■基本方針

No	基本方針	内容(ねらい)
1	適切な栄養療法を通じて患者の早期回復、疾病の重症化予防に取り組む	1) 病棟への管理栄養士の適正な配置を目指す 2) 医師看護師負担軽減と充実を図るためにチーム医療を推進する 3) 入退院支援部門への管理栄養士の配置 4) 外来化学療法室への管理栄養士の配置 5) 外来栄養食事指導専属の管理栄養士の配置 6) 後方施設(他施設・介護施設等)との連携、情報提供、フードサービスの強化
2	医療を取り巻く社会構造の変化に対応し、適切な栄養療法を実践する	1) 地域包括ケアシステムの推進 2) 地域連携担当の管理栄養士の配置 3) 医療施設を経営主体とした栄養ケア・ステーション設置の勧奨
3	栄養療法に関する知識と技術を有する人材の育成を行う	1) 専門管理栄養士のさらなる推進 2) 栄養部門の教育・研修を担当する管理栄養士の育成、卒前卒後教育の充実

■事業内容

No	事業名	内容(ねらい)	実施日	参加者数	目標数
1	医療職域管理栄養士・栄養士育成のための全国リーダー研修会	1) 2024年度事業報告(政策課題報告含む)及び2025年度事業計画案 2) 医療施設と福祉施設における同職種間連携推進セミナーの各都道府県での実施について	2025.4.19(土) Web		47名
2	食事療法学会	臨床栄養に関する栄養管理・給食管理関連のマネジメントについて研鑽するとともに、診療報酬改定等の理解を深め、資質の向上を図る。また解決の場として、学会発表の機会を提供する。	2026.3.7(土) Web (予定)		1,500名
3	臨床栄養学術セミナー	臨床に関わる管理栄養士・栄養士にとって有益な最新の臨床情報提供の場として開催。栄養管理や栄養指導の資質向上を目的に実施する。 テーマ: 調整中	2025.7.5(土) Web 2025.8.6-10.5(オンラインデマンド配信)		800名
4	スキルアップセミナー	全国栄養士大会の講演において、栄養管理を行ううえでの実践的知識・技術を身につけることを目的に実施する。 テーマ: 調整中	2025.10-12(予定)		2,000 再生/本
5	コンサルテーションサロン	栄養関連の診療報酬の実績増やそれに基づく増収・増員などを目指す テーマ: 調整中	(調整中)		50名
6	コンサルテーションサロン(ニューカマーミーティング)	新入会会員を対象に、日栄の活動方針の共有・仲間づくりの場を提供し、帰属意識を高める。	(調整中)		40名
7	全国病院栄養部門実態調査	病院栄養部門の実態を把握することを目的に調査を実施する	2025.6(予定)		回収率 50%
8	診療報酬を1から学ぶ研修会	入職～3年目までの病院管理栄養士・栄養士を対象に、診療報酬を十分に理解し、管理栄養士・栄養士の仕事の実績が見える化することを目的とする。	2025.4-2026.2		500名
9	広報活動	診療報酬に係る資料の作成及びホームページへの掲載	-	-	-
10	常任事業推進委員会	事業推進委員会企画運営及び診療報酬改定等の戦略的的事业計画	年10回	-	-
11	事業推進委員会他	日常活動における組織強化充実と政策課題解決に向けた取り組み	年4回	-	-

【学校健康教育】

■あるべき姿(方向性)

児童生徒の生涯にわたる健康、命、幸せに貢献できる栄養教諭

■基本方針

No	基本方針	内容
1	栄養教諭配置1校1人を実現	①栄養教諭を必置義務の職員にするための配置法を改正するためのエビデンスを作成する。 ②栄養教諭・学校栄養職員の配置等の状況の、都道府県・市町村の格差を無くすために各都道府県リーダーと協働。 ③食に関する指導を実施したくても職場環境の要因で実施できていない人が80%を減らすために、職場環境の現状を把握しエビデンスを作成し、栄養教諭の標準的職務ができる環境にする。 ④栄養教諭を多くすると良いこと、例えば個別的な相談指導実践事例などを作成周知する。
2	栄養教諭が学校現場にあり、適時に直接相談・指導することにより子ども達が健康になり、栄養教諭が生涯の健康づくりには必須となる	①人材育成事業部と協働をして、特定分野における実践活動により優れた成果を生むことができると同時に、自ら必要とするスキルを認識し、常にその資質向上に向けた研鑽を行うことができると、日本栄養士会が認める特定分野管理栄養士・栄養士を増やす。
3	学校における栄養教諭(管理栄養士・栄養士)が、児童生徒に寄り添える時間と人的配置等のシステムで、給食管理と食に関する指導を一体的に行う。	①学校健康教育職域が栄養教諭に業務を効率化するためのツールを提供する。 ②栄養教諭の活動を実践事例としてとりまとめエビデンスとなるように構築する。

■事業内容

No	事業名	内容(ねらい)	実施日	参加者数	目標数
1	学校健康教育職域管理栄養士・栄養士育成のための全国リーダー研修会	日本栄養士会の活動や現在の課題に関する情報と解決方法を各都道府県代表者と共有・協働し、各地域で実践を行っていくことによって、学校における管理栄養士・栄養士がより良く児童生徒の生涯にわたる健康づくり実現に貢献するためのシステムを構築する。	2026.1.18(日) 予定		47
2	全国研修会	栄養教諭・学校栄養職員として児童生徒の行動変容を促し、生涯にわたる健康づくりに貢献することを目指し、今後の食育の推進、学校給食の発展および国民の栄養・健康に資するために本研修会を開催し、専門性を研鑽する。	2026.2.8(日) 予定		300
3	事業推進委員会	栄養・食事指導の専門性を用いて、児童生徒の生涯にわたる健康づくり実現に貢献できるように、学校における管理栄養士・栄養士のための事業を推進することを目標に、各事業の企画及び運営について協議していくために年1回集合型、年3回WEB会議の推進委員会を実施する。	2025.6.29(日) 予定(Web) 8.30(土) 予定(Web) 11.16(日) 予定(Web) 2026.2.28(土) 予定(集合型)		9名×4回
4	調査研究事業・事例収集	栄養教諭の活動を実践事例としてとりまとめエビデンスとなるように構築する。	年間		HPの事例を300名が閲覧
5	VCS(バーチャルコミュニティスペース)	ブロック(地区別)の連携強化・情報共有と解決へと導く。	1回(2025.5月～7月 予定)		7ブロック1回ずつ

【職域事業外】

6	「個別的な相談指導」等研修会(各都道府県栄養士会主催に向けて)	「個別的な相談指導」等の標準化を目指し、研修会を全国展開できるように進めていく。	年間		47力所
7	人材育成事業部生涯教育実務研修会	学校における管理栄養士・栄養士がより良く児童生徒の生涯にわたる健康づくり実現に貢献する。	年間		各100

【研究教育】

■あるべき姿(方向性)

栄養関連分野におけるエビデンスの作成・発信に寄与するとともに、将来の栄養関連分野を担う人材を育成する。

■基本方針

No	基本方針	内容
1	管理栄養士・栄養士養成カリキュラムの充実	1) 臨地・校外実習の実際の改訂の検討 2) 教育現場のIoT利用に関する展望や課題等抽出 3) Society5.0社会を見据えた専門職(養成)教育システムの基盤整備 (「臨地実習及び校外実習の実際」の見直しに関する事業における事例収集を通じた検討)
2	基礎研究・応用研究・政策研究等の戦略的推進	1) 研究環境等に関する各職域との情報交換・連携 2) 栄養関連分野に関連する研究論文や学会発表等の増加 (全国研修会で関連するプログラムを企画する)
3	卒後教育とのつながりの強化	1) 若手会員の増加 卒後3年以内の会員増を他職域及び都道府県栄養士会と協力して推進する 2) 職域内の会員増 3) 他職域会員の研究支援 (リーダー研修会を通じて課題点を抽出し、必要な事業を考案する)

■事業内容

No	事業名	内容(ねらい)	実施日	参加者数	目標数
1	「臨地実習及び校外実習の実際」の見直しに関する事業	1) 臨地実習・校外実習の事例集の作成	年2回	—	—
2	研究教育職域管理栄養士・栄養士育成のための全国リーダー研修会	1) 2025年度事業報告及び2026年度事業計画案 →都道府県代表者への事業内容の浸透及び連携強化	2026.2.21(土)WEB予定		47名
3	事業推進委員会	日常活動における組織強化充実と政策課題解決に向けた取り組み	2025.6.26(木)WEB予定 9.18(木)WEB予定 11.13(木)WEB予定 2026.1.29(木)WEB予定 2026.2月集合予定		5回
4	研究教育職域全国研修会	栄養士制度に関わる事項ならびに、教育・研究に関わる事項について学び、理解・認識を共通化する取り組み	2025.9.7(日)WEB予定		250名

【公衆衛生】

■あるべき姿(方向性)

国民の健康寿命の延伸及び健康格差の縮小に向けた成果の見える栄養政策の推進

■基本方針

No	基本方針	内容
1	健康日本21(第三次)を踏まえた栄養政策の推進と、健康な栄養・食生活の推進に向けたエビデンスの強化	①健康日本21(第三次)を踏まえた、成果の見える栄養政策の推進方策の検討 地域の健康・栄養課題の明確化とPDCAサイクルに基づく施策の企画立案、実施、評価 ②自然に健康になれる持続可能な食環境づくりに向け、自治体支援ツール等を活用した食環境づくりの取組実態把握(R7:事例収集) ③SNS等を活用した健康無(低)関心層への啓発方法検討(R7:事例収集)
2	地域包括ケアシステムの更なる推進に向けた栄養・食支援体制の確立(栄養CS設置拡大含む)	①医療－介護－地域一体での同職種間連携と多職種連携強化 ②高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の更なる推進(栄養CSとの連携) ③自治体栄養士配置促進要望活動の展開 ④栄養CS設置拡大と地域格差の是正
3	誰もが住民や同職種・他職種から信頼を得られる能力を有する人材育成と人材確保	【政策課題】自治体における栄養政策を適切に推進するための体制整備 ①人材育成ガイド、人材育成プログラムに基づく現任教育の拡充 ②自治体栄養士配置促進要望活動の展開(定員増と適正配置(多分野、多領域へ配置)) ③会員数の増加と都道府県加入率の差の縮小

■事業内容

No	事業名	内容(ねらい)	実施日	参加者数	目標数
1	公衆衛生職域行政栄養士育成のための全国リーダー研修会	・都道府県栄養士会公衆衛生職域代表者対象 ・県営での指導的役割が担えるようテーマ設定 ・2025年「自治体における栄養施策を適切に推進するための体制整備(人材育成と人材確保)」	2025.4.20(日)予定・WEB		47名
2	公衆衛生実務研修会	・行政栄養士対象、専門知識・技能向上が目的 ・講演2演題、事例発表2事例、グループワーク等 ・テーマ「健康日本21(第三次)」「人材育成」他	2026.2月WEB		250名
3	公衆衛生新任者研修	・行政栄養士勤務年数5年対象 ・基礎能力の獲得と仲間づくりが目的 ・講演2演題「厚労省栄養技官、中村会長」、事例発表2事例、グループワーク等	2026.1月WEB		150名
4	事業推進委員会	職域のあるべき姿の達成と政策課題の解決に向け、PDCAサイクルを踏まえた事業企画、実施、評価等	2025.4.5(土)WEB、8.9(土)集合、12月WEB		3回
5	公衆衛生事業活動事例集制作事業	・先駆的な実践活動のプロセスと成果を収集 ・1都道府県栄養士会あたり2事例提出依頼 ・事例集を作成し、ホームページ等で発信 ・優良事例は、雑誌、研修事例発表等へつなぐ	年間		47
6	自治体行政栄養士配置要望活動	・自治体栄養士配置促進に向けた要望書の発出(2025.5月頃予定)	年間		47
7	自治体栄養士配置要望活動事業及び会員増対策(ブロック別VCSの実施)	・全国7ブロックごとにVCS開催 ・一体的実施、配置促進、人材育成、栄養CS連携、事業推進、会員増等について意見交換	各1回(2025.10～12月)		7回

【福祉】

■あるべき姿(方向性)

地域共生社会において、誰もが健康で豊かな生活を送ることができるように食を通じて支援する。

■基本方針

No	基本方針	内容
1	【高齢】重度化防止を図り、科学的に効果が裏付けられた質の高い丁寧な栄養ケアサービスを提供するため、栄養ケア・マネジメントの質の担保と標準化を推進する	①専門管理栄養士、認定管理栄養士の取得及び配置促進 ②同職種合同・スキルアップ研修会の実施 ③施設入所サービスにおけるエビデンスの構築(リハ・口腔との連携、看取り、認知症対応、情報連携など) 介護保険施設における実態調査 ④通所系、居宅系サービスにおけるエビデンスの構築 通所サービス事業所等における実態調査 ⑤機能強化型認定栄養ケア・ステーションの配置促進
2	【障害】障害(児)者分野における栄養マネジメント体制を確立し、質の高い栄養ケアサービスを提供するため、栄養ケア・マネジメントの標準化を推進する	①専門管理栄養士、認定管理栄養士の取得及び配置促進 ②同職種合同・スキルアップ研修会の実施 ③施設入所サービス(児・者)におけるエビデンスの構築 ④通所系、居宅系サービスにおける栄養ケアのエビデンス構築
3	【児童】保育所における管理栄養士による栄養ケアサービスの提供体制構築のため、管理栄養士による個別栄養ケアを実施する	①専門管理栄養士、認定管理栄養士の取得及び配置促進 ②同職種合同・スキルアップ研修会の実施

■事業内容

No	事業名	内容(ねらい)	実施日	参加者数	目標数
1	福祉職域管理栄養士・栄養士育成のための全国リーダー研修会(WEB)	福祉の管理栄養士・栄養士活動を発展させるため、国民ニーズに関する課題に対応できる研修を行い、リーダーを育成する。	2025.8.3(日)予定、 2026.2.21(土)予定		各47名
2	高齢・Step00研修会 (生涯教育実務研修)	栄養スクリーニング・アセスメント・計画書の書き方の講義と演習	年間		200名
3	高齢・Step0研修会 (生涯教育実務研修)	経験年数1～3年対象 食事観察、多職種連携、LIFE入力などについて詳しく学ぶ	年間		200名
4	高齢・各種加算のとり方研修会 (生涯教育実務研修)	各種栄養関連加算について学ぶ	年間		
5-1	【NEW】今知っておきたい！実践例から学ぶ介護報酬(入所・通所)研修会(ライブ)	医療・介護・障害施設と地域(在宅)をつなぐシームレスな栄養管理、栄養食指導体制の構築に向けた評価の充実を図る為、報酬改定の内容をいち早く習得し、実践する	2025.6.8(日)予定		200名
5-2	【NEW】令和6年度介護報酬改定対応「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の一体的取組を学ぶ」研修会・オンデマンド配信【特養編/老健・通所リハ】	「リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組」の調査研究データをもとに管理栄養士とリハビリ専門職及び口腔専門職が一体的に行う取組の意義や連携の仕方、期待される効果等を学び、実務に活かす	年間(5月～視聴開始)		500名
6	地域共生セミナー(ライブ)	地域共生社会における管理栄養士・栄養士の役割を理解し実践できる	2025.10.26(日)予定		80名
7	障害・Step00研修会 (生涯教育実務研修)	栄養スクリーニング・アセスメント・計画書の書き方の講義と演習	年間		200名
8	障害・Step0研修会 (生涯教育実務研修)	栄養マネジメント加算／経口移行・経口維持加算／療養食加算	年間		200名
9	障害・スキルアップ研修会Step0(ライブ)	障害者特有の食行動や食関連課題に対する栄養介入方法について事例を用いて学ぶ	2025.9.28(日)予定		80名
10	児童・Step00研修会(ライブ)	保育所における栄養ケア・マネジメントについて基礎から学ぶ	10月		80名
11	児童・スキルアップ研修会Step0「食物アレルギーについて学ぶ」(ライブ)	食物アレルギーの基礎知識と最新情報を学ぶ	11月		120名
12	児童・スキルアップ研修会Step0「食べる機能の発達や偏食の対応について学ぶ」(ライブ)	口腔機能の発達について学ぶ	12月		120名
13	事例集作成／高齢・障害・児童	高齢・障害・児童分野の事例を収集し活用する	—		47事例
14	事業推進委員会	各事業の推進のため企画および運営についての協議を行う。 (年5回、Webうち1回集合)	2025.5.17(土)WEB予定、 7.6(日)集合予定、 9.13(土)WEB予定、 11.15(土)WEB予定、 2026.1.17(土)WEB予定		各11人
15	VCS (バーチャルコミュニティスペース)	リーダーへタイムリーな情報を提供するため・各ブロック連携強化(介護関連の研修会推進のための施策対応等含む)	年3回		7ブロック×3回
16	広報活動	介護報酬にかかわるホームページ掲載原稿等の資料作成および更新、問合せ対応	—		
17	政策事業	介護保険施設及び通所サービス事業所等における実態調査	10～11月		

【フリーランス・栄養関連企業等】

■あるべき姿(方向性)

誰一人取り残さない持続可能な社会の実現に向けて、自然に健康になれる食環境づくりを推進し、国民の健康保持増進、健康寿命の延伸に寄与する

■基本方針

No	基本方針	内容
1	自然に健康になれる食環境づくりのための連携体制の構築	・自然に健康になれる食環境づくりには、フードシステムのあり方が重要である。当職域には、フードシステム(食物の生産、加工、流通、販売)に関わる多くの所属(フードサービス、食品・栄養関連、保険薬局・ドラッグストア、健康情報関連、矯正施設・自衛隊、自営・フリーランスなど)において活動していることから、各所属の活動を共有、理解、連携し、誰もが地域で健康な食事にアクセスできる食環境づくりを推進するための連携体制を構築する。 ・健康な食事へのアクセスに加え、人々の食物選択を後押しする役割をもつ情報のアクセスとを相互に関連させて推進する。
2	健康日本21(第三次)の課題解決に向けた無関心層へのアプローチのための人材育成	・健康日本21(第三次)では、健康無関心層も含めた予防・健康づくりを推進している。この無関心層へのアプローチでは、ナッジなど新しい手法や実効性のあるポピュレーションアプローチが期待されている。また、栄養・食生活に関しては、特に「若い世代」に無関心層が多いことが重要課題となっている。このようなことから、他職域とは異なる当職域の特性を踏まえて、より多くの無関心層への取組みが実践できる管理栄養士・栄養士を育成する。
3	効果的な特定保健指導の実践とその成果の見える化	2024年度からスタートした第4期特定健診・特定保健指導制度の最大のポイントは「成果を重視した特定保健指導の評価体系(アウトカム評価)」が導入されたことにより、実施率の向上を目指す」ことである。当職域では、多くの管理栄養士が特定保健指導に従事していることから、効果的な特定保健指導の実践できる人材育成を推進するとともに、その成果(評価)の見える化について検討する。
4	食品のリスクとリスクコミュニケーションの推進	小林製菓の「紅麹」の健康被害を踏まえて、今後、健康被害を事前に防ぐためには、消費者の食品のリスクを含む健康食品に関する正しい情報提供など、リスクコミュニケーションの推進には、医師、薬剤師に加え管理栄養士・栄養士の役割も重要となっている。当職域においては、あらゆる消費者と直接関わる機会において、健康被害を防ぐための栄養教育を行うことが期待されている。そこで、消費者庁とも連携し、管理栄養士・栄養士が食品のリスクを正しく理解し、実践的な情報やリスクコミュニケーションに取り組む。

■事業内容

No	事業名	内容(ねらい)	実施日	参加者数	目標数
1	事業推進委員会	フリーランス・栄養関連企業等職域の事業に関する企画・立案・運営・進行管理を行う。各領域の課題抽出と対策を検討・議論する場とする。	年5回	-	-
2	全国リーダー研修会	全国のフリーランス・栄養関連企業等事業部に所属する管理栄養士・栄養士が社会の中での健康維持・増進の仕組み作りへの認識を共有し、新たな価値を見だし、かつ各都道府県において展開していく。	(調整中)		47名
3	矯正栄養士研修会	矯正施設に関連する職員(管理栄養士・栄養士含む)へ健康維持増進に関わる研修を開催し、他職種間で食の重要性を認識する	(調整中)		80名
4	全国研修会	保健指導・経営力などの最新情報の知識を習得し、実践に活かせる研修とする	(調整中)		330名

法人コード	A010636
法人名	公益社団法人日本栄養士会

収支予算の事業別区分経理の内訳表

2025年4月1日から2028年3月31日まで

(単位:円)

科 目	公益事業会計	法人会計	2025年度予算	2024年度予算	公益目的事業会計(内訳表)					
					公1	公2	公3	公4	公5	共通
I 一般正味財産増減の部										
1. 経常増減の部										
(1) 経常収益										
基本財産運用益	7	0	7	7	0	0	0	0	0	7
基本財産受取利息	7	0	7	7	0	0	0	0	0	7
特定資産運用益	131,289	0	131,289	1,419	0	21,912	49,895	14,824	44,658	0
特定資産受取利息	131,289	0	131,289	1,419	0	21,912	49,895	14,824	44,658	0
受取会費	185,780,000	162,500,000	348,280,000	354,420,000	0	0	0	0	0	185,780,000
正会員受取会費	162,500,000	162,500,000	325,000,000	331,500,000	0	0	0	0	0	162,500,000
賛助会員受取会費	23,280,000	0	23,280,000	22,920,000	0	0	0	0	0	23,280,000
事業収益	179,601,192	0	179,601,192	241,600,754	2,712,142	126,741,050	50,148,000	0	0	0
調査研究収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
書籍監修料収益	2,712,142	0	2,712,142	4,026,853	2,712,142	0	0	0	0	0
研修・セミナー事業収益	101,831,700	0	101,831,700	92,634,000	0	93,122,700	8,709,000	0	0	0
受託事業収益	2,021,350	0	2,021,350	3,767,201	0	2,021,350	0	0	0	0
認定・登録料収益	12,006,000	0	12,006,000	11,143,000	0	12,006,000	0	0	0	0
雑誌購読料収益	2,000,000	0	2,000,000	2,000,000	0	0	2,000,000	0	0	0
協賛金収益	5,152,000	0	5,152,000	71,595,500	0	152,000	5,000,000	0	0	0
情報提供事業収益	48,363,000	0	48,363,000	47,709,200	0	19,439,000	28,924,000	0	0	0
栄養ケア・ステーション事業収益	4,565,000	0	4,565,000	8,725,000	0	0	4,565,000	0	0	0
受取補助金等	50,000	0	50,000	0	0	50,000	0	0	0	0
厚労省受託収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国庫補助金収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
民間助成金収益	50,000	0	50,000	0	0	50,000	0	0	0	0
受取事業収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

法人コード	A010636
法人名	公益社団法人日本栄養士会

収支予算の事業別区分経理の内訳表

2025年4月1日から2028年3月31日まで

(単位:円)

科 目	公益事業会計	法人会計	2025年度予算	2024年度予算	公益目的事業会計(内訳表)					
					公1	公2	公3	公4	公5	共通
指定正味財産繰替額	18,585,000	0	18,585,000	23,585,000	2,400,000	3,000,000	2,885,000	300,000	10,000,000	0
指定正味財産振替額	18,585,000	0	18,585,000	23,585,000	2,400,000	3,000,000	2,885,000	300,000	10,000,000	0
受取寄付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取寄付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
災害寄付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雑収益	2,277,500	12,196,080	14,473,580	9,271,090	0	0	50,000	2,227,500	0	0
情報交換会費収益	1,800,000	2,400,000	4,200,000	2,376,000	0	0	0	1,800,000	0	0
その他の雑収益	477,500	8,146,080	8,623,580	5,695,090	0	0	50,000	427,500	0	0
経常収益計	386,424,988	174,696,080	561,121,068	628,878,270	5,112,142	129,812,962	53,132,895	2,542,324	10,044,658	185,780,007
(2)経常費用										
事業費	432,904,766	136,252,828	571,157,594	642,653,727	15,489,154	156,368,465	207,558,642	17,870,667	35,597,838	20,000
役員報酬	13,479,600	5,726,800	19,206,400	19,140,400	2,599,000	3,816,600	5,605,600	1,214,800	243,600	0
給料手当	70,946,760	39,903,840	110,850,600	105,172,800	3,331,920	28,819,440	25,494,120	1,108,440	12,192,840	0
臨時雇賃金	2,440,000	30,000	2,470,000	2,608,000	0	40,000	0	0	2,400,000	0
賞与	19,767,680	11,119,320	30,887,000	31,000,000	926,610	8,030,620	7,104,010	308,870	3,397,570	0
法定福利費	15,360,000	8,640,000	24,000,000	23,136,000	720,000	6,240,000	5,520,000	240,000	2,640,000	0
福利厚生費	2,594,816	1,459,584	4,054,400	3,922,400	121,632	1,054,144	932,512	40,544	445,984	0
役員退職慰労引当金繰入額	966,000	334,000	1,300,000	1,300,000	190,000	257,000	418,000	95,000	6,000	0
人材派遣料	0	0	0	4,926,225	0	0	0	0	0	0
燃料費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
会 議 費	341,100	439,400	780,500	831,030	1,700	205,000	47,100	69,500	17,800	0
旅費交通費	19,344,136	7,919,212	27,263,348	34,520,982	251,271	7,696,970	3,965,557	1,546,694	5,883,644	0
通信運搬費	56,222,090	6,129,540	62,351,630	68,557,822	884,160	3,872,630	50,286,750	833,020	325,530	20,000
減価償却費	9,492,477	1,178,365	10,670,842	11,545,247	274,953	5,318,630	3,781,057	78,558	39,279	0
消耗什器備品費	165,600	194,400	360,000	360,000	3,600	54,000	90,000	7,200	10,800	0
消耗品費	6,387,624	1,674,680	8,062,304	10,500,236	25,920	1,496,504	3,440,000	1,347,440	77,760	0
修 繕 費	606,800	583,200	1,190,000	1,690,000	10,800	162,000	380,000	21,600	32,400	0
印刷製本費	61,486,100	508,000	61,994,100	69,985,100	794,100	3,216,000	57,366,000	4,000	106,000	0
光熱水料費	883,200	1,036,800	1,920,000	1,440,000	19,200	288,000	480,000	38,400	57,600	0

法人コード	A010636
法人名	公益社団法人日本栄養士会

収支予算の事業別区分経理の内訳表

2025年4月1日から2028年3月31日まで

(単位:円)

科 目	公益事業会計	法人会計	2025年度予算	2024年度予算	公益目的事業会計(内訳表)					
					公1	公2	公3	公4	公5	共通
賃借料	19,791,977	21,722,251	41,514,228	43,288,874	919,484	6,649,044	8,989,027	2,388,609	845,813	0
保険料	5,745,440	228,560	5,974,000	6,122,000	4,940	60,800	707,100	4,956,380	16,220	0
諸謝金	20,345,787	90,000	20,435,787	23,793,393	105,400	18,198,067	1,862,320	0	180,000	0
租税公課	10,191,384	312,816	10,504,200	9,066,000	208,544	7,006,224	2,872,344	104,272	0	0
渉外費	1,244,000	840,000	2,084,000	1,909,800	0	14,400	288,000	535,600	406,000	0
諸会費	3,757,820	720,600	4,478,420	3,996,254	300	2,600	56,300	232,100	3,466,520	0
参加者負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
研修実習費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
情報交換会費	1,800,000	2,400,000	4,200,000	2,376,000	0	0	0	1,800,000	0	0
支払助成金	2,400,000	0	2,400,000	4,926,848	2,400,000	0	0	0	0	0
委託費	65,363,695	10,353,120	75,716,815	120,174,005	1,435,780	40,334,500	21,370,515	139,560	2,083,340	0
広報費	1,697,000	0	1,697,000	2,080,000	0	810,000	787,000	0	100,000	0
栄養指導教材費	0	0	0	80,400	0	0	0	0	0	0
システム使用料	8,686,852	1,898,640	10,585,492	8,912,680	35,160	7,585,132	890,760	70,320	105,480	0
図書資料費	559,834	550,144	1,109,978	819,678	8,336	125,040	226,400	16,672	183,386	0
原稿料	1,390,910	0	1,390,910	1,443,500	25,000	8,000	1,357,910	0	0	0
支払報酬	4,773,640	4,291,660	9,065,300	7,816,500	151,480	3,191,260	1,023,580	192,160	215,160	0
支払手数料	2,037,904	7,064,536	9,102,440	12,681,118	17,584	1,399,800	531,600	36,168	52,752	0
顕彰費	300,000	0	300,000	300,000	0	0	0	300,000	0	0
支払寄付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支援金	1,222,000	0	1,222,000	0	0	0	1,222,000	0	0	0
雑費	1,112,540	903,360	2,015,900	2,230,435	22,280	416,060	463,080	144,760	66,360	0
経常費用計	432,904,766	138,252,828	571,157,594	642,663,727	15,489,154	156,368,465	207,558,642	17,870,667	35,597,838	20,000
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 46,479,778	36,443,252	△ 10,036,526	△ 13,775,457	△ 10,377,012	△ 26,555,503	△ 154,425,747	△ 15,328,343	△ 25,553,180	185,760,007
基本財産評価損益等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
評価損益等計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常増減額	△ 46,479,778	36,443,252	△ 10,036,526	△ 13,775,457	△ 10,377,012	△ 26,555,503	△ 154,425,747	△ 15,328,343	△ 25,553,180	185,760,007

法人コード	A010636
法人名	公益社団法人日本栄養士会

収支予算の事業別区分経理の内訳表

2025年4月1日から2028年3月31日まで

(単位:円)

科 目	公益事業会計	法人会計	2025年度予算	2024年度予算	公益目的事業会計(内訳数)					
					公1	公2	公3	公4	公5	共通
2. 経常外増減の部										
(1) 経常外収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中科目別記載	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産除却損	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計振替額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 46,479,778	36,443,252	△ 10,036,526	△ 13,775,457	△ 10,377,012	△ 26,555,503	△ 154,425,747	△ 15,328,343	△ 25,553,180	185,760,007
一般正味財産期首残高			319,625,526	333,400,983						
一般正味財産期末残高	△ 46,479,778	36,443,252	309,589,000	319,625,526	△ 10,377,012	△ 26,555,503	△ 154,425,747	△ 15,328,343	△ 25,553,180	185,760,007
Ⅱ 指定正味財産増減の部										
受取補助金等			0	0						
受取寄付金			0	0						
一般正味財産への振替額			18,585,000	23,585,000						
当期指定正味財産増減額			△ 18,585,000	△ 23,585,000						
指定正味財産期首残高			141,934,515	139,587,692						
指定正味財産期末残高			123,349,515	141,934,515						
Ⅲ 正味財産期末残高			432,938,515	461,560,041						

資金調達及び設備投資の見込み

(2025年4月1日～2026年3月31日)

- 1 資金調達の見込みについて
当期中に資金調達の予定なし。
- 2 設備投資の見込みについて
当期中に設備投資の予定なし。
- 3 その他(特定資産等の収支見込み)

(単位:円)

項 目	金 額	備 考
特定資産取崩収入		
河 村 育 英 資 産 取 崩 収 入	2,400,000	
生 涯 教 育 積 立 資 産 取 崩 収 入	3,000,000	
災 害 支 援 事 業 積 立 資 産 取 崩 収 入	2,885,000	
栄 養 改 善 奨 励 資 産 取 崩 収 入	300,000	
国 際 事 業 資 産 取 崩 収 入	10,000,000	
収入計(A)	18,585,000	
特定資産積立額支出		
役 員 退 職 慰 労 引 当 資 産 積 立 支 出	1,300,000	
支出計(B)	1,300,000	
(A) - (B)	17,285,000	

宣 言 (案)

管理栄養士・栄養士は、専門職として、「栄養と食の営みのよろこびの中、自己実現を求め、健やかによりよく共に生きる」という人びとの願いに応え、最新の科学的根拠に裏付けられた高度な知識と技術を持って「栄養の指導」を実践する。本会は、健康を育む豊かな食生活の確立ならびに栄養の学術の進歩に資する事業を遂行し、公衆衛生の向上に寄与することを使命としている。

栄養・食生活は、生命を維持し、こどもたちが健やかに成長し、生涯にわたり誰一人取り残さず、人々が健康で幸福な生活を送るためには必要である。しかし、著しい社会環境の変化や人びとのニーズの多様化、複雑化を踏まえ、保健・医療・福祉など様々な領域の栄養課題を解決することが重要となる。この課題解決のために、管理栄養士・栄養士は、職業倫理に基づき、資質や能力の向上に努めるとともに、さらに栄養政策の充実強化を図らなければならない。

本会は、全国の管理栄養士・栄養士の力を集結し、個人では解決できない栄養課題を組織の力で解決し、社会に貢献する。

ここに、本総会の総意をもって次のスローガンを掲げ、その実現に向けて邁進することを宣言する。

2025年6月22日

2025年度公益社団法人日本栄養士会定時総会

《2025年度総会スローガン》

- 1 誰一人取り残さず、栄養の力で人びとの健康と幸せに貢献するために、栄養の指導の担い手である管理栄養士・栄養士の会員増対策を強化しよう
- 1 職業倫理を遵守し、専門的知識と技術を高め、実効性のある栄養改善活動に向けて、管理栄養士・栄養士の更なる生涯教育（卒後研修）を推進しよう
- 1 日本の栄養改善活動の成果 “Japan Nutrition”（ジャパン・ニュートリション）を世界に向け発信・提案し、東京栄養サミットのコミットメントを実現しよう
- 1 国内外の自然災害などにおいて栄養・食生活支援活動を通して、住民の命を守ろう
- 1 地域密着型の栄養ケア・ステーションの設置促進、機能拡充により、栄養・食生活支援のための社会環境の質の向上に寄与しよう
- 1 栄養の日・栄養週間の活動を通して、管理栄養士・栄養士の社会的認知を高めよう

公益社団法人日本栄養士会定款

制定施行 平成 24 年 8 月 1 日

一部改正 平成 26 年 9 月 1 日

目 次

第 1 章	総則（第 1 条—第 2 条）
第 2 章	目的及び事業（第 3 条—第 4 条）
第 3 章	会員（第 5 条—第 14 条）
第 4 章	総会（第 15 条—第 23 条）
第 5 章	役員（第 24 条—第 30 条）
第 6 章	理事会（第 31 条—第 35 条）
第 7 章	諮問会議等（第 36 条—第 38 条）
第 8 章	事業部（第 39 条）
第 9 章	事務局（第 40 条）
第 10 章	財産、事業年度及び会計（第 41 条—第 45 条）
第 11 章	定款の変更及び解散（第 46 条—第 49 条）
第 12 章	公告の方法（第 50 条）
第 13 章	雑則（第 51 条）
附 則	

第 1 章 総 則

（名 称）

第 1 条 この法人は、公益社団法人日本栄養士会（以下「本会」という。）と称する。

（事務所）

第 2 条 本会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

第 2 章 目的及び事業

（目 的）

第 3 条 食の営みのよろこびの中、自己実現を求め、健やかによりよく共に生きる。人びとのこの願いに応えることを職責とする管理栄養士・栄養士が組

織する本会は、国民との広範な協働のもと、栄養・食事指導にかかる科学とその専門的実用技術に立脚しながら、保健、医療、福祉及び教育等の分野において、健康を豊かに育む食生活の確立と栄養・食事療法の進歩に資する諸般の事業を遂行し、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）国民の健康と栄養の実態及び栄養・食事指導と同療法に関する事例や症例などを対象とした調査及び資料の収集、並びに、これらを踏まえた研究及び技術開発などをおして、わが国の人口構成と疾病構造の変動に対応して国民の健康を衛る食と栄養の総合的かつ実践的な科学及び技術の振興を図る事業
- （2）系統的で発展的な内容の教育、訓練及び学習からなる継続的研修と養成教育への支援により、保健、医療、福祉及び教育等の分野において、職業倫理に則り、高度な専門性に裏づけられた科学的根拠に基づく食と栄養の指導をとおして国民の健康づくりに貢献する管理栄養士・栄養士を育成する事業
- （3）栄養・食事指導と同療法に関し、国民参加の開かれた多種多様な活動をとおして、日常の食生活の質の向上に役立つ知識や実用技術の普及と、食事を含む生活習慣の見直しと改善のための社会的な合意の形成を図ることにより、健康を豊かに育む食生活の確立に向けた国民の取り組みを支援する事業
- （4）栄養・食生活の改善を支援する保健、医療、福祉及び教育等の分野の各職種の連携・協働関係の構築、食と栄養に関する公共又は民間の諸制度の運用の改善、在宅療養者などの適正な食生活を支援する制度の整備などに取り組むこととおして、国民の食環境の整備を推進する事業
- （5）栄養・食生活の改善とこれに基づく健康増進に関する国際的な相互理解の促進、栄養・食事療法に関する専門職制度の国際標準化とその普及のための取り組み、同専門職の養成に関する相互支援、感染症の国際的流行への対応、生活習慣病対策にかかる相互協力など、わが国を含む国際的な公衆衛生の課題の解決に資する事業
- （6）その他、本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号に定めた事業は、その実施区域を全国とする。

3 第1項各号の事業を、一又は複数の都道府県の区域で実施するときは、当

該区域において事業を行う都道府県栄養士会との連携のもと互いに協働することとする。

第 3 章 会 員

（本会の構成員）

第 5 条 本会の会員とは、栄養士法（昭和 22 年 12 月 29 日法律第 245 号）第 2 条第 1 項又は同条第 3 項に定める管理栄養士、栄養士の免許を有し、第 3 条の目的に賛同して第 9 条の手続により入会し、かつ、都道府県栄養士会の会員である者をいう。

（代議員の設置等）

第 6 条 本会に代議員を置く。その員数は 250 人とし、会員の中から選出する。

2 前項の代議員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年 6 月 2 日法律第 48 号。以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。

3 代議員の数は、都道府県栄養士会ごとに 2 人とし、その余の数は前年度の会員数（前年度末現在の会員数とする。）を基準に都道府県栄養士会ごとに決める。

4 会員は代議員選挙に立候補することができる。

5 代議員を選挙する権利は会員がこれを有する。

6 代議員は 2 年に 1 度、都道府県栄養士会毎に選挙により選出する。

7 代議員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、代議員が総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員の解任の訴えを提起している場合には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。

8 代議員が会員として第 11 条又は第 12 条の規定により退会したときは、当然に代議員でなくなる。

9 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

10 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなけ

ればならない。

- (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
 - (3) 同一の代議員(2人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の代議員)につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位
- 11 第9項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第6項の代議員選挙終了の時までとする。

(代議員制度と会員の権利)

第7条 会員は、一般法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、代議員と同様に本会に対して行使することができる。

- (1) 一般法人法第14条第2項の権利(定款の閲覧等)
- (2) 一般法人法第32条第2項の権利(代議員名簿の閲覧等)
- (3) 一般法人法第57条第4項の権利(総会の議事録の閲覧等)
- (4) 一般法人法第50条第6項の権利(代議員の代理権証明書等の閲覧等)
- (5) 一般法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利(議決権行使書面の閲覧等)
- (6) 一般法人法第129条第3項の権利(計算書類の閲覧等)
- (7) 一般法人法第229条第2項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)
- (8) 一般法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利(合併契約等の閲覧等)

(代議員制度と理事、監事の責任の免除)

第8条 理事、監事は、その任務を怠ったときは、本会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、一般法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての会員の同意がなければ、免除することができない。

(入会)

第9条 本会の会員になろうとする者は、本会に対して入会の申し込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

2 入会の申し込みに関し必要な事項は、理事会がこれを定める。

（経費の負担）

第 10 条 会員は、本会の事業活動に生ずる費用に充てるため、総会において別に定める会費を納入する義務を負う。

（任意退会）

第 11 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（法定退会）

第 12 条 前条の場合のほか、会員は、次の各号のいずれかに該当するときに退会する。

- （１）第 10 条の支払い義務を 1 年以上履行しなかったとき
- （２）管理栄養士、栄養士の免許を取り消されたとき
- （３）都道府県栄養士会の会員でなくなったとき
- （４）すべての会員の同意があるとき
- （５）死亡したとき
- （６）除名されたとき

（除 名）

第 13 条 会員の除名は、当該会員が次の各号のいずれかに該当するときに限り、総会の決議によってこれを行うことができる。この場合には、当該会員に対し、総会の日から一週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明の機会を与えなければならない。

- （１）この定款その他の規則に違反したとき
- （２）本会の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき
- （３）その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により除名された会員には、その旨を通知しなければならない。

（退会に伴う権利及び義務の帰趨）

第 14 条 会員が第 11 条又は第 12 条の規定により退会したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 既納の会費及びその他の拠出金は、会員が退会した場合でも、これを返還しない。

第4章 総 会

（構 成）

第15条 総会は、代議員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

（権 限）

第16条 総会は、次の事項について決議する。

- （1）会員の除名
- （2）役員の選任又は解任
- （3）管理栄養士・栄養士の職業倫理に関する規則の制定及び改廃
- （4）役員の報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の額
- （5）貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及び財産目録の承認
- （6）定款の変更
- （7）解散及び残余財産の処分の承認
- （8）その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開 催）

第17条 総会は、定時総会として毎年度1回、事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招 集）

第18条 総会は、次項による総会の招集の請求につき、代議員が一般法人法第37条第2項の規定により、総会を招集する場合を除き、理事会の決議に基づき会長（第24条第2項に規定する者。以下同じ。）が招集する。

2 総代議員の議決権の5分の1以上の議決権を有する代議員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集理由を示して、総会の招集の請求をすることができる。この場合、会長はすみやかに総会を招集しなければならない。

（議 長）

第19条 総会の議長は、当該総会において出席代議員の中から選出する。

(議決権)

第20条 総会における議決権は、代議員1人につき1個とする。

(決議)

第21条 総会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定めた事項

3 役員を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使等)

第22条 代議員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該代議員又は代理人は、代理権を証明する書面を本会に提出しなければならない。

2 代議員が書面によって議決権を行使することができる旨を定めて総会の招集の通知が行われ、同通知の際に議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類及び議決権を行使するための書面の交付を受けた代議員は、必要な事項を記載した同書面を、理事会が法令に従い定めた特定の時又は総会の日時の直前の業務時間の終了時までに本会に提出して議決権を行使することができる。

3 前項の規定に基づき書面によって行使した議決権の数は、前条における出席した代議員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第23条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成

する。

- 2 議長、会長並びに代議員から選出した議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

（役員の設置）

第24条 本会に、次の役員を置く。

- （1）理事 18人以上24人以内
- （2）監事 3人以内

- 2 理事のうち1人を会長、2人を副会長、1人を専務理事、1人を常務理事とする。
- 3 前項の会長及び副会長をもって一般法人法上の代表理事とする。
- 4 第2項の専務理事、常務理事をもって一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第25条 理事は、会員の中から総会の決議によって選任する。

- 2 前項の決議に際し、理事又は監事が欠けた場合、又は定款で定めた理事又は監事の員数を欠くことに備えて、総会は、補欠の理事又は監事を選任することができる。
- 3 理事会は、会長、副会長、専務理事及び常務理事を選定及び解職する。この場合において理事会は、総会にこれを付議した上で、その決議結果を参考にすることができる。
- 4 監事は、会員外である有識者より総会において選任する。

（理事の職務及び権限）

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を行う。

- 2 会長、副会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 専務理事、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- 4 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間

隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員（本会が雇用している者をいう。以下同じ。）に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

（役員任期）

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 役員は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員解任）

第29条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

（役員報酬等）

第30条 役員に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 理 事 会

（構成）

第31条 本会に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招 集)

第33条 理事会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、副会長が理事会を招集し、その議長となる。

(決 議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第7章 諮問会議等

(諮問会議)

第36条 本会に、任意の機関として、すべての都道府県栄養士会で組織する諮問会議を置く。

- 2 諮問会議は、理事会の決議に基づき会長が招集し、年に2回開催する。
- 3 諮問会議において各都道府県栄養士会を代表する者は、当該都道府県栄養士会の代表理事たる者（その者が本会の理事を兼ねるときは、当該都道府県栄養士会にて別に定める者）とする。
- 4 諮問会議の運営に関する規程は、理事会がこれを定める。

（諮問会議の職務）

第 37 条 諮問会議は、次に掲げる事項に関する理事会の諮問を受けて意見を述べる。

（１）本会の運営にかかる事項

（２）本会と都道府県栄養士会との連携による事業（以下「地域連携事業」という。）の企画・運営にかかる事項

2 前項に定めるもののほか、諮問会議の議事は次に掲げる事項とする。

（１）本会の業務執行に関する報告及び質疑

（２）地域連携事業又は都道府県栄養士会相互間の連携事業にかかる連絡並びに調整

（名誉会長）

第 38 条 本会に、任意の機関として、名誉会長 1 人を置くことができる。

2 名誉会長は、会長経験者より理事会がその議決によって委嘱し、かつ委嘱を解く。

3 名誉会長の任期は、理事のそれに準じ、理事会において再任することができる。

4 名誉会長は、本会の重要事項について会長からの諮問を受けて参考意見を述べる。

第 8 章 事 業 部

（事業部）

第 39 条 本会に次に掲げる事業部を置く。

（１）第 4 条第 1 項第 1 号から同項第 6 号までの事業の総務を所管するもの

（２）第 4 条第 1 項第 1 号から同項第 6 号までの事業の一又は複数を所管するもの

（３）地域連携事業を所管するもの

（４）職域（管理栄養士、栄養士の就業の種別に基づく区分で、別に定めるものをいう。以下同じ。）に関する事業を所管するもの

（５）その他、理事会において設置を必要と判断したもの

2 前項各号の事業部は、その所管にかかる第 4 条の事業の実施を担当する。

3 事業部の設置及び運営に関する細則規程は、理事会がこれを定める。

第9章 事務局

(事務局)

第40条 本会の事務を処理するため、本会に事務局を置く。

2 事務局には、職員を若干人置き、そのうち一人を事務局長とすることができる。

3 職員の任免は、事務局長たる職員を除き、専務理事が行う。

4 事務局長の選任及び解任は、理事会がこれを決定する。

5 職員は、専務理事の指示により事務に従事する。

6 事務局の組織、内部管理に必要な細則規程は、理事会がこれを定める。

第10章 財産、事業年度及び会計

(基本財産等)

第41条 第4条の事業を行うために理事会で定めた基本財産については、その適正な維持及び管理に努めるものとする。

(事業年度)

第42条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画書及び収支予算書等)

第43条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を得る。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第44条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を得なければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については定時総会に提出し、第1号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については、承認を得なければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、代議員名簿及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第45条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年9月7日内閣府令第68号。以下「公益法人認定法施行規則」という。）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第11章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第46条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解 散）

第47条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第48条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）

には、総会の決議を経て公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から１箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成１８年６月２日法律第４９号。以下「公益法人認定法」という。）第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第４９条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益法人認定法第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第１２章 公告の方法

（公告の方法）

第５０条 本会の公告は、電子公告により行う。

２ 事故その他やむをえない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は官報に掲載する方法による。

第１３章 雑 則

（委 任）

第５１条 この定款の施行について必要な事項は、この定款で別に定めるものを除いて、理事会（総会に関するものについては総会）がこれを定める。

附 則

- １ この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成１８年６月２日法律第５０号）第１０６条第１項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- ２ 本会の最初の代表理事は中村丁次、清水瑠美子、長谷川克己とする。
- ３ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１０６条第１項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記

を行ったときは、第 4 2 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

- 4 この定款の施行後最初の代議員は、第 6 条と同じ方法で予め行う代議員選挙において最初の代議員として選出されたものとする。

公益社団法人日本栄養士会定款施行規則

制定施行	平成 24 年 8 月 1 日
一部改正	平成 25 年 1 月 27 日
	平成 25 年 3 月 23 日
	平成 26 年 3 月 16 日
	平成 26 年 10 月 19 日
	平成 30 年 10 月 13 日
	2019 年 5 月 26 日
	2020 年 5 月 31 日
	2022 年 3 月 26 日
	2023 年 3 月 26 日

第 1 章 総 則

(規則の目的)

第 1 条 この規則は、定款第 5 1 条及び理事会に規則制定を個別に委任する定款の各条項に基づき、定款の施行に必要な事項を定める。

第 2 章 目的及び事業

(地域連携事業)

第 2 条 定款第 4 条第 3 項の本会と一または複数の都道府県栄養士会とが連携・協働して公益目的事業（以下「地域連携事業」という。）を実施する場合の所管は第 4 1 条の地域連携事業部とする。

第 3 章 会 員

(名誉会員、特別会員、賛助会員)

第 3 条 本会の会員に名誉会員の称号を、本会の会員外の者に賛助会員または特別会員の各名称を、それぞれ付与することができる。

2 前項の称号及び名称のうち、賛助会員、特別会員の各名称は、これを付与された者を会員とするものではない。

(名誉会員)

第 4 条 理事会は、次の各号に該当する会員を、名誉会員の称号を付与すべき者として総会に推挙しその

承認を求めることができる。

(1) 定款第24条第1項に定める役員、同第36条第3項に定める都道府県栄養士の代表理事を5期(通算10年)、もしくは、同第6条に定める代議員を通算20年以上歴任し、総会での承認時点で満70歳以上であって、その職を退いている者

(2) 本会に多額の寄付を行い、本会発展に貢献した者

(3) その他、前各号に準ずる者

2 名誉会員には、日本栄養士会雑誌を贈呈するほか、本会の事業への参加を認める。

3 総会は、前項の推挙にかかる会員に名誉会員の称号を付与することにつき、これを承認するか否かを議決する。

4 総会において承認されたときは、名誉会員として名誉会員台帳に登録するとともに、名誉会員の証を贈る。

5 定款第12条及び第13条の規定は、名誉会員の称号を受けた会員については適用しない。

(特別会員)

第5条 国際栄養士連盟に加盟している外国の栄養士の会員であって日本国に居住している者は、特別会員の入会申込みをすることができる。

2 特別会員になろうとする者は、次の事項を記載した入会申込書を本会に提出しなければならない。

(1) 本会の趣旨に賛同すること

(2) 会員となっている外国栄養士会名と国名

(3) 前号の外国栄養士の会員であることを証する情報

3 前項の入会申込書が提出された後、直近に開催される理事会は、当該申込書の内容その他の事情を勘案し、特別会員として入会を承認するか否かを決する。

4 前項の理事会において入会を承認したときは、特別会員名簿に登録しなければならない。

5 特別会員は、会員でないことによる制限を除き、会員に準じ、情報の授受・発信の機会を得るとともに、研修会、研究会、その他の催事へ参加することができる。

6 特別会員は、特別会員会費を納入しなければならない。

7 前項の特別会員会費は、年額金6,500円とし、前年度末までに支払うものとする。

8 特別会員会費には、日本栄養士会雑誌の購読料を含むものとする。

9 特別会員が、退会しようとするときは、退会届を提出しなければならない。

10 特別会員が、前項により退会したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることができない。また、既納の特別会員会費及びその他の拠出金は、退会した場合でもこれを返還しない。

11 特別会員名簿の登録事項に変更が生じたときは、特別会員は30日以内にこれを届け出なければならない。この届け出を受けたときは、変更内容を確認した上で、特別会員名簿の登録事項の訂正を行う。

(賛助会員)

第6条 賛助会員は、本会の事業を援助する個人または団体であって、理事会が、賛助会員の名称を付与した者をいう。

2 賛助会員になろうとする者は、次の事項を記載した申込書を、本会に提出しなければならない。

(1) 本会の目的に賛同すること

- (2) 管理栄養士・栄養士の業務に役立つ業務に携わっていること
- (3) その他必要な事項
- 3 前項の申込書が提出された後、直近に開催される理事会は、当該申込書の内容その他の事情を勘案し、賛助会員の名称を付与するかどうかを決する。
- 4 賛助会員の名称を付与する決定をしたときは、すみやかにその者を賛助会員名簿に登録する。
- 5 本会と賛助会員とは、円滑な意思の疎通や情報の交流を図るとともに、本会の公益目的事業の推進のため、互いに協働に努めるものとする。
- 6 賛助会員は、次の各号の賛助会費を納入しなければならない。
 - (1) 賛助会員名簿登録時賛助会費 賛助会員名簿登録時に一口金 120,000 円で一口以上
 - (2) 年度賛助会費 賛助会員名簿登録時の本会の事業年度の次年度 4 月末までに年額一口金 120,000 円で一口以上
- 7 賛助会費には、日本栄養士会雑誌の購読料を含むものとする。
- 8 賛助会費は、全額を公益目的事業の費用に充てる。
- 9 賛助会員に本会の趣旨に反する行為があったときは、理事会は、賛助会員の名称付与を取り消すことができる。
- 10 賛助会員の名称を辞退しようとするときは、名称辞退届を提出しなければならない。
- 11 賛助会員が、第 6 項に定める会費を 3 か月を超え支払わないときは、賛助会員の名称を辞退したものとみなすことができる。
- 12 前 3 項により賛助会員の名称を喪失したときは、当該賛助会員であった者は、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることができない。また、既納の賛助会費及びその他の拠出金は、賛助会員の名称を喪失した場合でもこれを返還しない。

(代議員の選出)

- 第 7 条 定款第 6 条第 6 項に定める代議員の選挙の実施にあたっては、すべての会員の投票と立候補の機会を保障すべく、会員に対し、あらかじめ次の各号を示した通知を行わなければならない。
- (1) 実施する選挙の趣旨（選出される代議員の任期、選挙される代議員の定数その他の関連事項）
 - (2) 投票の日時・場所
 - (3) 立候補届出の期間と方法
 - (4) 第 3 項に定める選挙の実施管理の責任者の氏名または名称と連絡先
- 2 理事会は、前項の選挙の公正かつ円滑な実施のため、これを管理する責任者を定めなければならない。
 - 3 第 1 項の選挙は、都道府県栄養士会を選挙区としてこれを実施する。
 - 4 前項に関する事務は、都道府県栄養士会に委任する。
 - 5 前項の委任を受けた都道府県栄養士会は、第 1 項及び第 2 項の規定に従って受任した事務を処理しなければならない。
 - 6 第 4 項の委任を受けた都道府県栄養士会は、本会の総会開催の 15 日前までに代議員を選出するよう努めなければならない。都道府県栄養士会が、新たに選出した代議員の任期を選出時と定めたときは、同選出時において既に代議員であった者は、同選出時以降、代議員としての権利の行使を新たに選出さ

れた代議員に委任したものとみなす。

（入会の手続）

第8条 定款第9条第2項に定める入会の申し込みにあたっては、次の事項を記載した入会申込書を、本会に提出しなければならない。

- （1）本会の目的に賛同すること
- （2）栄養士法第2条に定める管理栄養士または栄養士の免許を有すること
- （3）都道府県栄養士会の会員であること

- 2 前項の入会申込書が提出された後、直近に開催される理事会は、当該申込書の内容を本会の目的に照らして適正かつ公平に審査し、入会承認の可否を決する。
- 3 前項の理事会において入会を承認したときは、申込者に会員証を交付し、会員名簿に登録しなければならない。
- 4 前3項にかかる事務は、これを都道府県栄養士会に委託することができる。

（会員名簿）

第9条 会員名簿は、電磁的記録をもって作成する。

- 2 会員名簿の開示は、別に定める会員名簿取扱規程によってこれを行う。

（登録事項の変更）

第10条 会員は、入会申込書の記載事項について変更があったときは、30日以内に変更にかかる事項を本会に届け出なければならない。

- 2 前項の届け出を受けたときは、変更内容を確認した上で、会員名簿の登録事項を訂正する。
- 3 会員は、氏名を含め会員証の記載事項に変更があるときは、会員証の再交付を受けることができる。
- 4 会員が会員証の再交付を受けるときは、手数料金1,000円を納入する。
- 5 会員が本条第1項の届出をその所属する都道府県栄養士会に対して行ったときは、都道府県栄養士会はすみやかにこれを本会に取り次ぐものとする。

（会員証の再交付）

第11条 会員は、会員証を紛失し、または、会員証が破損その他の事由で機能を失ったときは、本会に会員証の再交付を申請することができる。

- 2 前項の申請にあたっては、既存の会員証を本会に返還しなければならない。ただし、会員証を紛失した場合には、これを発見したときに返還することをもって足りる。
- 3 会員が会員証の再交付を受けるときは、手数料金1,000円を納入する。
- 4 会員が本条第1項の申請をその所属する都道府県栄養士会に対して行ったときは、都道府県栄養士会はすみやかにこれを本会に取り次ぐものとする。

（会 費）

第12条 定款第10条の会費は、以下の2種とする。

(1) 年会費 毎年定額で支払うもの

(2) 特別会費 特別の使途・目的を定めて特定の期間に限り徴収するもの

2 年会費は、金 6,500 円とし、前年度末までに支払うものとする。

3 年会費には、日本栄養士会雑誌の購読料を含むものとする。

4 特別会費の徴収にあたっては、その額及び徴収の時期または期間について、あらかじめ財政運営委員の意見を聴取した上、理事会の議決を経て、総会の承認を得なければならない。

5 会費は少なくともその 50%を公益目的事業の実施費用に充てなければならない。

(拠出金)

第 13 条 本会は、研修会、講習会等において必要な経費及び賦課金等を徴収することができる。

2 前項の賦課金等の金額及び徴収方法は、当該拠出金が充てられる事業の計画にこれらの必要性並びに根拠を示して理事会の承認を得なければならない。

(退会の手続)

第 14 条 会員が定款第 11 条の規定により退会するときは、本会对し、別に定める事項を記載した退会届を提出し、併せて会員証を返納しなければならない。

2 会員が定款第 12 条の規定により退会したときは、本会对し、会員証を返納しなければならない。

(会員の懲戒)

第 15 条 定款第 13 条の除名を行う本会の権限に基づき、本会は、会員に定款第 13 条第 1 項第 1 号から同条同項第 3 号までの事由（以下「除名事由」という。）があつたとき、または、本会の秩序を害し、その他職務の内外を問わずその品位を損なうべき非行（以下「懲戒事由」という。）があつたときは、懲戒を行う。ただし、除名は除名事由があるときに限る。

2 除名事由または懲戒事由にあたる非行のあつた会員が懲戒を受ける前に定款第 11 条に基づき退会したときといえども、懲戒はこれを行うことができる。

(懲戒の種類)

第 16 条 本会の行う懲戒は、次の 4 種とする。

(1) 戒告

(2) 2 年以内の会員資格の停止

(3) 退会指示

(4) 除名

2 前項第 1 号または同項第 2 号の処分を行うにあたっては、これら処分に併せて、処分を受ける会員に本会の行う栄養士倫理に関する研修の受講を命ずることができる。

3 情状により懲戒を行わないときであっても、必要と認めるときは、前項の命令を発することができる。

(懲戒の議決)

第17条 懲戒は、前条第1項第4号を除き、理事会の議決をもってこれを行う。前条第2項及び同条第3項の命令についてもまた同じ。

2 懲戒をする議決には、理事の3分の2以上の賛成を得ることを要する。

(除名事由または懲戒事由の調査)

第18条 理事会は、会員に除名事由または懲戒事由の存するおそれがあると認めたときは、すみやかに専務理事に命じてこれら事由の存否に関する調査を行わせる。

2 専務理事は、前項の調査を終えたときは、その結果を直近の理事会に報告しなければならない。

(都道府県栄養士会との共助)

第19条 本会は、会員の除名事由または懲戒事由の存否の調査を開始したときは、直ちに当該会員の所属する都道府県栄養士会（以下「所属先都道府県栄養士会」という。）に通知する。

2 本会は、所属先都道府県栄養士会の協力を得て、または、これと共同で、除名事由または懲戒事由の存否の調査を行い、これによって得られ資料は、所属先都道府県栄養士会に開示する。

3 本会は、会員を懲戒したとき、または、調査の結果、懲戒しなかったとき、その理由を付して所属先都道府県栄養士会に通知する。

(懲戒の公示等)

第20条 懲戒をしたときは、処分の内容と理由の要旨を適宜の方法で公示または開示する。

2 懲戒をしたときは、処分の内容と理由の要旨を直近に開催される諮問会議に報告する。

(名誉回復)

第21条 懲戒が司法手続により取り消されたとき、または、懲戒の議決後に判明した事由により懲戒を取り消すべきときは、懲戒の無効を宣言するとともに、当該会員の名誉を回復するに必要な措置を講ずる。

(懲戒手続規程)

第22条 懲戒は、第15条から前条までの外、別に定める懲戒に関する手続規程によりこれを行う。

第4章 総 会

(総会の招集の決定)

第23条 定款第18条第1項に基づき、総会を招集する場合には、理事会は、次に掲げる事項を定めなければならない。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 総会の目的である事項があるときは、当該事項

(3) 総会に出席しない会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨

(4) 定款第22条の規定による代理人による議決権の行使について、代理権（代理人の資格を含む）を証明する方法、代理人の数その他代理人による議決権の行使に関する事項を定めるときはその事項

- 2 前項第1号の総会の場所とは、総会の議事に対する出席代議員（定款第22条第1項の代理人として出席した者を含む。本項において、以下同じ。）の公平かつ実質的な参加を確保することに適する一つの施設、又は、複数施設の出席代議員の議決権の行使等に関する電磁的情報を情報通信技術により同時に結合して仮想的に構築された一つの統合した場をいう。

（総会の招集通知）

第24条 定款第18条により総会を招集するには、会長は、総会の日の一週間前までに、会員に対してその通知を発ししなければならない。ただし、前条第3号に掲げる事項を定めた場合には、総会の二週間前までにその通知を発ししなければならない。

- 2 前項の通知は、書面でしなければならない。
- 3 前項の定めに関わらず、第1項の通知は、それに拠るべき合理的な理由があるときは、同通知の内容を記載した書面のファクシミリによる送信、または、同通知の内容を記載した電子ファイルの電子メールによる送信をもってこれを行うことができる。
- 4 前項の方法により第1項の通知を行ったときは、その後に開かれる理事会にこれを報告しなければならない。

（総会の運営等）

第25条 総会の議事運営は、別に定める総会議事運営規程によりこれを行う。

- 2 前項に関わらず、議長は、総会の円滑かつ充実した議事運営を確保するうえで必要な措置を講ずることができる。

（議長の権限）

第26条 議長は、総会を主宰し、その公正な進行と秩序を維持し、議事を整理する。

- 2 議長は、総会議事の適正かつ円滑な運営を保つ上で必要と認めたときは、発言を促し、または、制止し、発言の取り消しを求め、その命令に従わない者その他総会の秩序を乱す者の退場を命ずることができる。
- 3 総会の参加者は議長の指示または命令に従わなければならない。

（代議員の職責）

第27条 代議員は、総会において、全会員の代表として豊かな合意の形成に努めなければならない。

（総会の議事録）

第28条 議事録には、議事の要領を正確に記載しなければならない。

2 総会において議長が制止または取り消しを求めた発言は、その旨を記載した上、議事録から削除する。ただし、議事録からの削除は、その発言をした者の責めを免ずるものではない。

3 議事録の記載事項は、議長が、総会の承認を得て委嘱する書記団がこれを作成する。

4 書記団は、議事録の記載事項を作成したときは、すみやかに議長の校閲を受けなければならない。

5 前項の校閲後、書記団は、議事録を調製し、議長及び議事録署名人に議事録の確認を受け、その署名を得なければならない。

6 総会の議事録は、主たる事務所に備え置かなければならない。

7 会員は、前項の議事録の閲覧または謄写を請求することができる。

第5章 役員

（理事の選任）

第29条 定款第25条第1項に定める理事の選任は、別に定める理事選任総会決議手続規程によりこれを行う。

（監事の選任）

第30条 定款第25条第4項に定める監事の選任にあたっては、理事会が、定款第16条第1項第2号の総会の選任決議に付すべき監事の候補者を決定する。

2 理事会は、業務監査及び会計監査の専門性に鑑み、適任者をもって監事の候補者としなければならない。

3 定款第16条第1項第2号の総会の選任決議に付すべき監事の候補者の数は、定款第24条第1項第2号の定数以内とする。

（会長等の選定）

第31条 定款第25条3項の選定は、同条1項により理事が選任された後、すみやかに理事会を開催してこれを行わなければならない。

2 会長、副会長、専務理事、常務理事の選定は、理事の互選による。

3 第1項の理事会において、会長が選定されるまでの間の議事は、理事の中から適宜の方法で選ばれた仮議長がこれを執り行う。

4 第2項の選定の対象となる者は、選定に先立って自らの所信を述べなければならない。

5 第2項の選定結果は、すみやかに総会に報告しなければならない。

（理事の担当業務）

第32条 理事は、法令及び定款第26条に基づき、その職責を積極的に果たさなければならない。

2 会長は、必要と認めるときは、予め理事会の意見を聴取した上、理事の中から、継続的に特定の事務または事業の部門または分野の業務の実施管理を行うことを任務とする理事（以下「常任理事」とい

う。)を、若干名、指名することができる。

- 3 常任理事が、その業務の実施管理を担当する事務または事業の部門または分野は、会長がこれを指定する。
- 4 常任理事は、会長の命を受け、担当する事務または事業の部門または分野の適正な業務の実施管理に努めなければならない。

(常任理事会の開催等)

第33条 毎月1回、会長、副会長、専務理事、常務理事、常任理事から構成される会議(以下「常任理事会」という。)を開催する。但し、会長が必要と認めたときは、随時開催することができる。

- 2 常任理事会は、会長が招集してその議長となる。
- 3 常任理事会は、次の事項を審議し、その結果を理事会に報告する。
 - (1) 理事会に付議すべき事項
 - (2) 日常業務の執行に関すること及び緊急を要する事項
- 4 会長は必要に応じて理事その他の関係者を常任理事会に出席させることができる。

第6章 理事会

(理事会の開催)

- 第34条 理事会は、毎年5月、7月、10月、翌年1月及び3月に開催する。但し、会長が必要と認めたときは、開催する月を変更し、または、臨時にこれを開催することができる。
- 2 会員は、あらかじめ理事会の許可を得たときに限り、理事会を傍聴することができる。

(理事会の任務)

第35条 理事会は、次の事項について審議する。

- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
- (2) 定款の改正案作成に関する事項
- (3) 役員の辞任に関する事項
- (4) 事務局長の選任または解任に関する事項
- (5) 予算の補正に関する事項
- (6) 職業倫理の制定、改廃に関する事項
- (7) 諮問会議への諮問及び諮問会議の答申に関する事項
- (8) 月刊「日本栄養士会雑誌」及びその他の出版物に関する事項
- (9) 法令または定款で定めた事項
- (10) その他必要な事項

(理事会の議事録)

第36条 定款第35条第1項の議事録には、議事の要領を正確に記載しなければならない。

- 2 議事録の記載事項は、事務局長がこれを作成する。
- 3 議事録の記載事項を作成したときは、すみやかに議長の校閲を受けた上、議事録を調製し、定款第35条第2項に基づき出席した理事及び監事の署名を得なければならない。
- 4 議事録は、主たる事務所に備え置かなければならない。
- 5 会員は、前項の議事録の閲覧または謄写を請求することができる。

第7章 諮問会議等

(諮問会議)

第37条 諮問会議は、毎年5月、1月に開催する。但し、会長が必要と認めたときは、開催月を変更することができる。

- 2 諮問会議の議題は理事会がこれを定める。
- 3 諮問会議には、定款で定めるほか、次の事項を諮問することができる。
 - (1) 会費の改定に関する事項
 - (2) 定款の改正に関する事項
 - (3) 役員の報酬の額
 - (4) その他本会の運営に関する重要な事項
- 4 諮問会議の招集通知には次の各号の事項を掲げなければならない。
 - (1) 会議の日時・場所
 - (2) 議題の要旨
 - (3) 諮問があるときはその内容
- 5 諮問会議の議長は、出席した都道府県栄養士の各代表理事その他の代表者の中から互選により選出する。
- 6 諮問会議は、公行しない。
- 7 諮問会議の議事録は、同会議の開催から終了までを録音テープまたはビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録することができる物を含む。以下「録音テープ等」という。）に記録したものをもってその記載に代えることができる。
- 8 会員は、諮問会議の議事録の閲覧（前項に基づき議事録の記載が録音テープ等に記録したものであるときは、適宜の方法によるその再生）を請求することができる。
- 9 諮問会議に関する事務は、第41条の地域連携事業部がこれを担当する。

(顧問及び参与)

第38条 本会に任意の機関として、顧問及び参与を各々1名以上8名以内置くことができる。

- 2 顧問は本会の活動に功績のある有識者とし、参与は、本会の運営に功績のある会員とする。
- 3 顧問及び参与は、次の職務を行う。ただし、議決に加わることはできない。

会長から諮問を受けて、参考意見を述べる。

理事会から求めがあったときに、理事会に出席して参考意見を述べる。

- 4 顧問及び参与の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 5 顧問及び参与の任期は、2年とし、理事会において再任することができる。

(参与及び名誉会長の会費免除)

第39条 本会の会員で、参与及び定款第38条の名誉会長に就任した者は、定款第10条の会費の支払い義務を負わないものとする。

第8章 委員会

(委員会の設置・運営)

第40条 本会に以下の種類の委員会を置く。

- (1) 独立委員会 高度に専門技術的事項または特に中立公正さを要する審査事項等を調査審議するため、会長の附属機関として、常設もしくは特定の事項に関して臨時に設置される委員会
 - (2) 会務運営等にかかる委員会 本会の会務の円滑かつ効果的な実施等に関し、所要事項を調査審議し、または、理事会の諮問を受けて意見を答申するものとして常設もしくは特定の事項に関して臨時に設置される委員会
 - (3) 事業部委員会 定款第39条の事業部に設置され、事業部の所管する事業の実施にかかる各種事項を決定し、または、第31条第2項に定める部長の諮問を受けて事業部の所管する事業に関する意見を答申する委員会
- 2 前項の委員会の設置及び改廃は理事会の議決をもって行う。
 - 3 第1項の委員会の設置・運営にかかる規程は理事会が議決をもって定める。

第9章 事業部

(事業部の設置)

第41条 定款第39条に基づき、本会に以下の事業部を置く。

- (1) 総務部
- (2) 学術研究事業部
- (3) 人材育成事業部
- (4) 情報コミュニケーション事業部
- (5) 栄養ケア・ステーション事業部
- (6) 地域連携事業部

(7) 政策・職域推進事業部

(8) 災害対策事業部

2 事業部の設置、改編及び統廃合は理事会がこれを決する。

3 各事業部に、それぞれ部長及び部員を置く。

4 部長は常任理事をもって充てる。部長に事故あるときは、会長が第23条第2項に基づきこれを補充する。

(地域連携事業部の所管業務)

第42条 地域連携事業部は次の各号の業務を所管する。

(1) 地域連携事業に関する業務

(2) 次条に定める地区に関する業務

(3) 諮問会議に関する業務

(地区)

第43条 地域連携事業を円滑かつ効率的に実施するため、47都道府県栄養士会を別表のとおり地区に分ける。

2 理事会は、地区毎にこれを担当する理事（以下「地区担当理事」という。）を指定する。

3 地区担当理事は、地域連携事業部の部員となる。

4 地区担当理事は、地域連携事業部の部員として、地区内の都道府県栄養士会（以下「地区栄養士会」という。）の連携、調整に努めなければならない。

5 地域連携事業部は、必要に応じて地区栄養士会の会長会議を開催することができる。

6 地区栄養士会会長会議は、当該地区を代表する栄養士会長を選出できる。

7 地区を代表する栄養士会長は、施行規則第12条第4項に定める「財政運営委員」並びに役員選任総会決議にかかる手続規程第18条に定める「推薦委員」とする。

8 地域連携事業部は、地区を代表する栄養士会長を交えて、地域連携事業部合同部会を開催することができる。

(政策・職域推進事業部)

第44条 政策・職域推進事業部の職域は次の各号のとおりとする。

(1) 医療

(2) 学校健康教育

(3) 研究教育

(4) 公衆衛生

(5) 福祉

(6) フリーランス・栄養関連企業等

2 職域の設置、改編及び統廃合は理事会がこれを決する。

3 理事会は、職域毎の事業の実施管理を担当する理事（以下「職域担当理事」という。）を指定する。

4 職域担当理事は、当該職域ごとに調製された事業報告及び決算の案、並びに、事業計画及び収支予算

の案を会長に提出するとともに、その要旨を理事会に報告しなければならない。

- 5 定款第43条及び同第44条に基づき、会長が本会の事業報告及び損益計算書（正味財産増減計算書）の案、並びに、本会の事業計画書及び収支予算書（正味財産増減計算書）を作成し、または、理事会がこれらを審議し承認する上で、前項の各案の全部または一部に変更が加えられたときは、当該案を提出した職域担当理事は、当該職域にその内容を報告しなければならない。

（災害対策事業部の所管業務）

第45条 災害対策事業部の所管業務は、災害対策事業部運営規程に定めるところによる。

第10章 事務局

（事務局の取り扱い事務、事務局体制）

第46条 定款第40条第1項に定める事務局は次の各号に掲げる本会の事務を処理する。

- （1）本会の総務及び事業に関する事務
- （2）理事会の審議及び議決並びに本会の業務執行に関し必要と認められる事項の調査
- （3）対外窓口業務に関する事務

2 事務局に次の各号の課を置く。

- （1）主として前項第1号の本会の総務に関する事務及び同事務に関連する同項第2号、同第3号の事務を取り扱うもの
- （2）主として前項第1号の本会の事業に関する事務及び同事務に関連する同項第2号、同第3号の事務を取り扱うもの
- （3）前2号のほか、組織的かつ恒常的な対処が必要と認められる場合において、前項各号の事務の全部または一部を取り扱うもの

3 必要に応じて事務局に一または複数の室を置き、次の各号に掲げる事務の全部または一部を処理させる。

- （1）専門的または職能的な事務
- （2）各種事業の横断的または統合的な実施に関する事務
- （3）事業の企画立案に関する事務

（事務局長等）

第47条 定款第40条第2項に定める事務局長は、専務理事の監督を受けて、事務局の事務を掌理し、事務局の職員を指揮監督する。

2 事務局に事務局次長を置き、事務局次長は、事務局長の監督を受けて、前項の事務局長の職務を補佐し、同職務の全部または一部を事務局長と分掌する。

3 前条第3項の室に室長を置き、室長は、専務理事の命及び事務局長の指導を受けて、室の事務を掌理し、室の職員を指揮監督する。

(給与等)

第48条 職員の基本給、諸手当等の給与の額等、本会業務の委任、外注にかかる報酬の額等に関する事項は、専務理事が理事会の承認を得て定める。

第11章 財産、事業年度及び会計

(基本財産等)

第49条 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年9月7日内閣府令第68号）第22条第3項第1号から同項第6号までに掲げる財産に該当するとして理事会が定めた基本財産及び特定資産の管理は、理事会が別に定める手続規程に基づきこれを行う。

(会計規程)

第50条 本会の会計処理は、別に定める会計処理規程による。

(区分会計)

第51条 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年6月2日法律第49号。以下「公益法人認定法」という。）第19条に定めるところに基づき、本会が、公益目的事業以外の事業（以下「収益事業等」という。）を実施する場合には、収益事業等に関する会計は、公益目的事業に関する会計から区分し、各収益事業等ごとに特別の会計として経理しなければならない。

(事業計画書及び収支予算書（正味財産増減計算書）の作成指針)

第52条 事業計画書及び収支予算書（正味財産増減計算書）の作成は、本会の事業並びに運営が、公益法人認定法第14条及び第15条の要件を満たすよう、計画性と系統性をもってこれを行わなければならない。

第12章 雑 則

(規則の変更)

第53条 この規則の変更は、理事会の議決を経なければならない。

附 則

- 1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に基づく公益社団法人日本栄養士会の設立の登記の日から施行する。

2 2023年3月26日改正に関する条項は、2024年度の役員改選を行うときよりこれを適用する。

別表

地区別	都道府県名
北海道・東北区	北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東甲信越区	茨城、栃木、群馬、新潟、山梨、長野
京浜区	埼玉、千葉、東京、神奈川
東海・北陸区	富山、石川、福井、岐阜、静岡、愛知、三重
近畿区	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国・四国区	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
九州区	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

役員の報酬等に関する規程

制定施行 平成 24 年 8 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人日本栄養士会（以下「本会」という）の定款第 30 条の規定に基づき、役員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この規程における用語の意義は、以下のとおりとする。

- (1) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号で定める報酬、日当、賞与その他の職務遂行の対価として受け取る財産上の利益及び退職慰労金をいい、その名称のいかんを問わない。費用とは、明確に区別されるものとする。
- (2) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費（宿泊費を含む。）、通勤費、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。
- (3) 常勤とは、週 5 日本会の事務所にて勤務することをいう。
- (4) 非常勤とは、(3) の日数に至らない日数を本会の事務所にて勤務することをいう。

(報酬等の支給)

第 3 条 本会は、以下の各号に掲げる役員とこれに対する報酬等に限り、これを支給する。

- (1) 常勤の理事 月額報酬
- (2) 非常勤の理事 日当
- (3) 監事 月額報酬

2 前項各号に基づき支給される月額報酬、または、日当の額は、別表に定めるとおりとする。

3 第 1 項各号に該当しない限り、理事及び監事に対して報酬等は支払わない。但し、第 7 条に基づく退職慰労金の支払いについてはこの限りでない。

(規程の改正等の提案と諮問会議の意見)

第 4 条 第 9 条に基づくこの規程の改正、並びに、常勤の理事及び監事の別表中の該当する号棒の決定もしくは変更を総会に提案するときは、予め諮問会議に諮問しその意見を踏まえなければならない。

(月額報酬の支給)

第 5 条 常勤の理事に対する月額報酬の支給日、支給方法並びに月額報酬より控除する額等支給に関する詳細は、職員を対象として別に定める給与規程に準ずる。

(費 用)

第 6 条 本会は、理事及び監事が、その職務の執行にあたり負担した費用を速やかに支払う。前払いを要すると認められる場合は、前もってこれを支払う。

2 理事及び監事が、本会の行う会議及び本会によって派遣された会議その他の催事等への出席その他本会の職務を遂行するにあたり要する交通費は、実費をもってこれを支給する。

(退職慰労金)

第7条 常勤の理事が、次の各号に該当した場合には、当該理事またはその遺族に対して退職慰労金を支給する。

- (1) 任期を満了し退任したとき
- (2) 在任中死亡したとき
- (3) 辞任届を提出し、受理されたとき

2 任期を満了しても、引き続き常勤理事に就任した場合には、前項のいずれかに該当するまで支給しない。

3 退職慰労金の支給額は、退職慰労金支給時における1ヵ月の報酬額に在任年数(1年未満の端数を生じたときは1年として計算する。)を乗じて計算する。ただし、在任中に長期欠勤があったときは、その原因等の諸事情を勘案し半年(0.5年)を単位として相当年数を在任年数から控除することができる。

4 退職慰労金の支給に備えるため、それぞれの常勤の理事の任期または在任期間ごとにその時点において支給されるべき退職慰労金を算定し、積み立てを行うものとする。

(公表)

第8条 本会は、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改正)

第9条 この規程の改正は、総会の決議により行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定める。

附則

1 この規程は、公益社団法人の設立登記の日から施行する。

別表 日当(単位:円)

1日当たり	2,200
-------	-------

別表 常勤理事俸給表(単位:円)

号俸	月額	号俸	月額
1号俸	400,000	5号俸	750,000
2号俸	500,000	6号俸	800,000
3号俸	600,000	7号俸	850,000
4号俸	700,000	8号俸	900,000

別表 監事報酬表(単位:円)

号俸	月額	号俸	月額	号俸	月額
1号俸	30,000	2号俸	40,000	3号俸	50,000

総 会 議 事 運 営 規 程

制定施行 平成25年3月24日

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本規程は、定款施行規則第25条に基づき制定する。総会の議事運営については、定款に特に定めるもののほかは、本規程によらなければならない。

第2章 議 長 団

(議長団の選出)

第2条 総会の議長団は、出席代議員中より3名以内を選出し、交互に議長となる。

第3章 議場整理及び秩序

(代議員の議席及び会員等の席)

第3条 代議員の議席は、都道府県別にこれを定め、別に会員等の席を設ける。

(会議の出席)

第4条 総会に出席する代議員は、あらかじめ出席する旨を会長に届け、会議当日は、受付において名簿の照合をしなければ席に着くことができない。

(会議中の出席及び退席)

第5条 代議員が議事中に出席したときは、自らその旨を議長に申告し又退席しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

(議場の秩序)

第6条 議長が静粛を宣したときは、何人も沈黙しなければならない。

2 議事中は、みだりに発言し又は騒いで他人の発言を妨げてはならない。

3 すべての秩序に関する問題は、議長の指示に従わなければならない。

第4章 書記団及び運営委員会

(書記団の構成)

第7条 総会において、議長は、会議の記録をするため、書記若干名をもって書記団を構成する。その長は、理事の中から会議の承認を得て指名する。

(総会運営委員会の設置)

第8条 総会において、議長は会議を運営するため、出席代議員の中から会議の承認を得て、総会運営委員を指名する。

2 総会運営委員は若干名とし、指名された

委員で総会運営委員会を構成する。

3 総会運営委員長は、総会運営委員の互選より総会運営委員の中から選出する。

(総会運営委員会の任務)

第9条 総会運営委員会は会議の負託に基づいて次の事項を審議し、その結果を会議に図らなければならない。

一 議事日程の編成と変更

二 議場混乱のときの收拾

三 来賓・祝辞の処理

四 出席代議員の資格審査

五 発言申告書のとりまとめと扱いの順序についての審査

六 議事進行について

七 動議の受理と、それが順序にかなっているかの審議

八 その他、会議運営についての必要事項

第5章 発 言

(発 言)

第10条 総会において、代議員が発言しようとするときは、挙手をして「議長」と叫び、議長が発言を許可した場合は、起立して所属する都道府県栄養士会名及び氏名を告げ発言する。

2 代議員の発言は、すべて議長に向かってこれをなされなければならない

(発言の範囲と誹謗中傷の禁止)

第11条 総会の議事進行、議事内容等から、発言は、すべて議題外にわたり又はその範囲を越えてはならない。また、誹謗中傷の発言を行ってはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意を促し、なお従わないときは、発言を禁止することができる。

(議長の討議)

第12条 議長が討論しようとするときは、議案朗読後に代議員席につき、代わりの議長を議長席に着かせなければならない。

(質疑又は討議の終結)

第13条 質疑又は討論の終わったときは、議長は、その終結を宣言する。

2 代議員は発言が尽きないときは、質疑終結又は討論終結の動議を提出することができる。

3 質疑終結又は討論終結の動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないでこれを会議に諮って決める。

4 討論が終結したときは、議長は、表決をとらなければならない。

(緊急動議)

第14条 総会において、議長は、出席代議員により緊急動議の提案があったときは、出席代議員の5分の1以上の同意を得て議案とすることができる。

第6章 表 決

(表決の宣告)

第15条 議長が表決をとろうとするときは、表決に付する議題を宣ししなければならない。

2 議長が表決に付する議題を宣告した後は、何人も議題について発言することができない。

(表決の順序)

第16条 表決をする順序は、修正案を先とし、原案を後とする。

2 同一議案に対して数個の修正案があるときは、原案に対しその趣旨の最も遠いものから先にしなければならない。

3 修正案が否決されたときは、原案について表決しなければならない。

(表決の方法)

第17条 表決の方法は、起立又は挙手の2種とし、議長が適宜これを決める。この場合においては、議長は、議題を可とする者を起立させ又は挙手させ、その可否の結果を宣告する。

2 総会において、議長が起立若しくは挙手の数を認定しがたいとき又は前項の宣告について出席代議員5分の1以上から異議の申立てがあったとき又は議長が必要と認めたときは、無記名投票で表決しなければならない。可否同数のときは、議長がこれを決する。

(可否の宣告)

第18条 議長は、議題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めたときは、議長は、可否の旨を宣告する。

(案の廃棄)

第19条 修正案及び原案がともに過半数の賛成を得なかった場合は、当該議題の全部若しくは一部を廃棄するものとする。

第7章 傍 聴

(傍聴席の設置)

第20条 傍聴席は、必要に応じこれを設ける。

(傍聴人の席)

第21条 傍聴人は、如何なる理由があっても定められた席以外に入ることができない。

(傍聴人の承認と員数制限)

第22条 議長は、会員等からの傍聴申し込みを受けてこの可否を決することができる。また、必要と認めたときは、傍聴人の員数を制限することができる。

(傍聴人等の退場)

第23条 議長は、秘密会議を開く議決があったとき及び議事運営に支障があると認めたときは、会員、特定の傍聴人又はすべての傍聴人を退場させることができる。そのとき議長は、会議運営委員に指示し、執行させる。

第8章 雑 則

(議題外の質問)

第24条 代議員が議題以外の問題について質問しようとするときは、あらかじめその趣旨を議長に通告しなければならない。議長は、会議中にその時期を決する。

(諮問会議の議事運営)

第25条 諮問会議の議事運営に関しては、本規程を準用する。準用に疑義ある時は、理事会がこれを決する。

(規則の変更)

第26条 この規定を変更しようとするときは、理事会の議決を経なければならない。この場合においては、定款第34条を準用する。

事業部及び事務局設置運営規程

制定・施行	平成25年3月24日
改正	平成26年3月16日
	2019年5月26日
	2022年3月26日
	2023年3月26日
	2024年7月20日

(目的)

第1条 本規程は、定款第39条第3項に基づき、事業部の業務所管を整えとともに、定款第40条第6項および定款施行規則第46条、第47条に基づき、事務局の組織、事務所管及び内部管理について定め、もって本会業務の円滑な執行の確保と所轄及び職責を明確にすることを目的とする。

(業務実施にかかる組織)

第2条 本会業務の実施にあたる組織は、定款施行規則第41条第1項に定める事業部、定款施行規則第40条、第46条に定める委員会及び事務局とする。

(総務部の所管業務)

第3条 総務部は、定款第39条第1項第1号に定める事業の総務及び次の各号に関する業務を所管する。

- 一 本会の総合的企画及び調整
- 二 理事会、常任理事会等の運営等
- 三 管理栄養士・栄養士制度の運用等
- 四 会員の資格の異動、登録等
- 五 会員への広報
- 六 渉外
- 七 本会所有財産の管理
- 八 本会の予算、財務
- 九 国その他の委託事業
- 十 危機管理への対応
- 十一 賛助会員制度の運営等
- 十二 事務局の運営、職員の人事
- 十三 その他、他の部の所管に属さない事項及び前各号に付随する事項の実施等

- 2 次条以下の複数の事業部の所管に属すべき複数の事業からなる事業で、本会が、暫時取り組むものに関する業務は、定款第39条第1項第2号に基づき、総務部がこれを所管する。

(学術研究事業部の所管業務)

第4条 学術研究事業部は、定款第39条第1項第2号に基づき、定款第4条第1項第1号、第5号に定める事業及び次の各号に関する業務を所管する。

- 一 食と科学に関する調査・研究・技術開発
- 二 日本栄養士会雑誌の学術記事の管理等
- 三 本会発行図書の編さん
- 四 国際公衆衛生活動の実施等
- 五 その他前各号に付随する事項の実施等

(人材育成事業部の所管業務)

第5条 人材育成事業部は、定款第39条第1項第2号に基づき、定款第4条第1項第2号に定める事業及び次の各号に関する業務を所管する。

- 一 生涯教育制度及び同制度にかかる研修会等の立案・運営等
- 二 生涯教育制度外の各種の管理栄養士・栄養士の技能開発等にかかる研修会の企画・運営等
- 三 前2号の外、人材育成事業に付随する事項の実施等

(情報コミュニケーション事業部の所管業務)

第6条 情報コミュニケーション事業部は、定款第39条第1項第2号に基づき、定款第4条第1項第3号に定める事業及び次の各号に関する業務を所管する。

- 一 本会の広報
- 二 日本栄養士会雑誌の発行
- 三 ホームページの運営
- 四 国民栄養関連情報の普及等
- 五 その他前各号に付随する事項の実施等

(栄養ケア・ステーション事業部の所管業務)

第7条 栄養ケア・ステーション事業部は、定款第39条第1項第2号に基づき、定款第4条第1項第2号、第3号、第4号に定める事業及び次の各号に関する業務を所管する。

- 一 栄養ケア・ステーション制度の企画・運営・実施支援等
- 二 栄養ケア・ステーション認定制度の企画・運営等
- 三 管理栄養士・栄養士業務関連指導媒体の企画・制作等

四 在宅療養等食品の認証制度の企画・運営・実施等

五 その他前各号に付随する事項の実施等

(地域連携事業部の所管業務)

第8条 地域連携事業部は、定款第39条第1項第3号に基づき、定款施行規則第42条に定める業務を所管する。

(政策・職域推進事業部の所管業務)

第9条 政策・職域推進事業部は、定款第39条第1項第4号に基づき、定款第4条第1項第1号、第2号、第3号、第4号に定める事業及び次の各号に関する業務を所管する。

- 一 職域制度の編成・運営等
- 二 職域特性の開発関連事業の企画・調整等
- 三 その他前各号に付随する事項の実施等

(災害対策事業部の所管業務)

第10条 災害対策事業部は、定款第39条第1項第2号及び第5号に基づき、定款第4条第1項第2号、第3号、第4号に定める事業及び次の各号に関する業務を所管する。

- 一 本会の災害及び復興対策本部の設置及び運営に関する業務
- 二 被災者支援活動に関する業務
- 三 平常時防災活動に関する業務
- 四 日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）の運営に関する業務
- 五 災害発生時の本会の機能保全に関する業務
- 六 前各号に付随関連する業務

(独立委員会)

第11条 定款施行規則第40条第1項第1号の委員会は、別表1に掲げるものとする。

2 前項の委員会の運営に関する事務は総務課および事業2課がこれを所掌する。

(会務運営等にかかる委員会)

第12条 定款施行規則第40条第1項第2号の委員会は、別表2に掲げるものとする。

2 前項の委員会の運営に関する事務は総務課、企画広報課、事業1課、国際交流室がこれを所掌する。

(事業部委員会)

第13条 定款施行規則第40条第1項第3号の委員会は、別表3に掲げるものとする。

2 前項の委員会の運営に関する事務は企画広報課、事業1課、事業2課がこれを所掌す

る。

(事務局の構成)

第14条 事務局に総務課、企画広報課、事業1課、事業2課、国際交流室を置く。

2 課には課長および室には室長を置く。

3 課、室には、その長の補佐、並びに、主任、主事を置くことができる。

(総務課の所掌事務)

第15条 総務課は、次の事務を所掌する。

- 一 総務部の所管業務のうち企画広報課の所掌業務以外の業務に関する事務
- 二 本会取扱物品等の販売に関する事務
- 三 地域連携事業部の所管業務に関する事務
- 四 経理に関する事務
- 五 事務所の管理に関する事務
- 六 役員制度の運営に関する事務
- 七 その他企画広報課、事業1課、事業2課、国際交流室の所掌しない事項に関する事務

(企画広報課の所掌事務)

第16条 企画広報課は、次の各号の事務を所掌する。

- 一 本会の各種事業の企画及びその実施計画の立案、企画運営の調整等に関する事務
- 二 本会の広報活動の方針の立案及びその実施に関する事務
- 三 前2号の事務に関連する調査事務
- 2 前項第1号の事務が、総務部その他の事業部の所管業務について行われるときは、同業務を所掌する総務課、事業1課、事業2課、国際交流室がこれを補佐する。
- 3 前項第2号の事務が、情報コミュニケーション事業部の所管業務について行われるときは、総務課、事業1課、事業2課、国際交流室がこれを補佐する。

(事業1課の所掌事務)

第17条 事業1課は、次の事務を所掌する。

- 一 栄養ケア・ステーション事業部の所管業務に関する事務
- 二 政策・職域推進事業部の所管業務に関する事務

(事業2課の所掌事務)

第18条 事業2課は、次の事務を所掌する。

- 一 学術研究事業部の所管業務のうち国際交流室の所管業務以外の業務に関する事務

- 二 人材育成事業部の所管業務に関する事務
- 三 災害対策事業部の所管業務に関する事務

(国際交流室の所掌事務)

第19条 国際交流室は、次の事務を所掌する。

- 一 東京栄養サミット 2021 コミットメントの具体的な実施に関する事務
- 二 国際栄養士連盟 (ICDA)、アジア栄養士連盟 (AFDA) の活動に関する事務
- 三 その他国際公衆衛生活動に関する事務

(調 整)

第20条 第15条、第16条、第17条、第18条及び前条に定める事務所掌の運用に関する細則事項は、必要のあるときに専務理事がこれを定める。

(本規程の変更)

第21条 本規程の変更は、理事会の議決を経なければならない。

付則 平成25年3月24日 本変更は即日施行する。

2023年3月26日改正に関する条項は、2024年度役員改選をおこなうときよりこれを適用する。

別表１ 第１１条 独立委員会

種 類	目 的
顕彰審査会	栄養改善奨励賞等本会の表彰者の選考に関わる事項
河村育英資金選考委員会	河村育英資金の交付適任者の選考に関わる事項
生涯教育運営評価委員会	生涯教育のあり方、資格等の認定に関する事項

別表２ 第１２条 会務運営等にかかる委員会

種 類	目 的
組織・財政運営委員会	定款施行規則第１２条に定める会費の改定に関する事項
診療報酬・介護報酬等改定検討委員会	診療報酬・介護報酬等改定に向けた要望事項の検討
会員増対策検討委員会	本会財政の基盤である会員の確保、増に関する事項
国際交流委員会	国際栄養士会議等栄養に関する国際会議等を通じ、国際交流を図るとともに、留学生の派遣、受入れを推進する事項

別表３ 第１３条 事業部委員会

種 類	目 的
倫理綱領・業務規範検討委員会	「管理栄養士・栄養士倫理綱領」に基づいた業務規範策定に関する事項
生涯教育委員会	生涯教育に関する事項
生涯教育認定制度認定適格審査委員会	認定管理栄養士及び認定栄養士の適格審査に関する事項
特定保健指導担当管理栄養士運営委員会	保健指導に係る研修事業の運営に関する事項
静脈経腸栄養（ＴＮＴ－Ｄ）管理栄養士運営委員会	特定分野「静脈経腸栄養（ＴＮＴ－Ｄ）管理栄養士」に関する事項
食物アレルギー分野管理栄養士・栄養士認定委員会	特定分野「食物アレルギー管理栄養士・栄養士」に関する事項
小児栄養分野管理栄養士・栄養士認定委員会	特定分野「小児栄養分野管理栄養士・栄養士」に関する事項

健康栄養スポーツ分野推進委員会	生涯教育「健康・スポーツ栄養」や特定分野「公認スポーツ栄養士」に関する事項
がん病態栄養専門管理栄養士運営委員会	がん病態栄養専門管理栄養士に係る研修事業の運営に関する事項
腎臓病病態栄養専門管理栄養士運営委員会	腎臓病病態栄養専門管理栄養士に係る研修事業の運営に関する事項
糖尿病病態栄養専門管理栄養士運営委員会	糖尿病病態栄養専門管理栄養士に係る研修事業の運営に関する事項
摂食嚥下リハビリテーション栄養専門管理栄養士認定委員会	専門分野「摂食嚥下リハビリテーション栄養専門管理栄養士」に関する事項
在宅栄養専門管理栄養士認定委員会	専門分野「在宅栄養専門管理栄養士」に関する事項
栄養ケア・マネジメント（NCM）運営委員会	栄養ケア・マネジメント（NCM）に係る研修事業の運営に関する事項
日本栄養士会雑誌編集委員会 （企画委員会・論文委員会を含む）	月刊「日本栄養士会雑誌」の企画、編集及び論文に関する事項
ホームページ運営委員会	ホームページの企画運営に関する事項
栄養ケア・ステーション推進委員会	「栄養ケア・ステーション」に関する事項
栄養ケア・ステーション認定委員会	「認定栄養ケア・ステーション」の認定に関する事項
栄養ケア・ステーション認定審査会	「認定栄養ケア・ステーション」の審査に関する事項
JDA-DAT運営委員会	JDA-DATに関する事項

政策・職域推進事業部運営規程

制定施行 平成25年 3月24日

一部変更 平成26年10月19日

一部変更 平成26年12月 1日

一部変更 平成31年 3月17日

一部変更 2019年10月20日

一部変更 2023年 3月26日

(目 的)

第1条 この規程は、定款第39条第3項に基づき定款施行規則第41条第1項第7号及び同規則第44条に定める政策・職域推進事業部の運営に関し必要な事項を定める。

(職域に係る就業先)

第2条 定款施行規則第44条第1項の職域に係る就業先の分類は別表のとおりとする。

(政策・職域推進事業部の所管業務)

第3条 政策・職域推進事業部は、事業部及び事務局設置運営規程第9条に基づき、以下の各号の業務を所管する。

- 一 定款第4条第1項第1号、同条第2号、同条第3号、及び、同条第4号に定める事業の実施に関する業務
- 二 前号の業務相互の連携と調整に関する業務
- 三 職域の区分の調整に関する業務
- 四 職域の開発及び拡充に関する業務
- 五 その他前各号に付随する業務

(政策・職域推進事業部の部長及び部員)

第4条 政策・職域推進事業部に定款施行規則第41条第3項に定める部長（以下「政策・職域推進事業部長」という。）1名を置く。
2 定款施行規則第41条第3項に定める政策・職域推進事業部の部員は、第7条第1項に定める委員長をもってこれに充てる。
3 政策・職域推進事業部長は、部員の補佐を得て、第3条の所管業務に関する事項を決裁する。

(職域事業推進委員会)

第5条 政策・職域推進事業部に、各職域ごとに編成する事業推進委員会を置き、当該職域の事業の実施に必要な事務を掌らせる。

2 前項の職域ごとの事業推進委員会は、職域

の名称を付して事業推進委員会（「〇〇(職域の名称)事業推進委員会」と呼称する。

3 以下の各条のうち事業推進委員会に関するものは、すべての職域の事業推進委員会に共通する事項を定める。

(事業推進委員会の委員)

第6条 事業推進委員会は、7人以上24人以内の委員（以下「委員」という。）をもって構成する。

- 2 委員は、職域ごとの事業推進委員会が、当該職域に属する者の中から選任する。事業推進委員会は、委員の選任に合わせて若干名の補欠の委員を選任することができる。
- 3 委員及び補欠の委員を選任する方法は、職域ごとの事業推進委員会がそれぞれこれを定め、理事会の承認を得る。
- 4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。補欠の委員が委員となったときの任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、その属する職域の変更により、委員たる資格を失う。ただし、補欠の委員に欠き、かつ、新たに委員を選任することなくして委員の定員を満たすことができないときは、委員たる資格を失った者といえども、理事会の承認を得て、新たに委員が選任されるまで委員としての職務を行うことができる。
- 6 前項本文により委員たる資格を失った者であっても、その者が定款施行規則第44条第3項の理事（以下「職域担当理事」という。）であるときは、同規則同条同項の指定の変更のない限り、職域担当理事たる資格を失わない。

(事業推進委員会委員長等)

第7条 事業推進委員会に、委員長（以下「委員長」という。）1名及び副委員長（以下「副委員長」という。）若干名を置く。

- 2 委員長には、職域担当理事を充てる。
- 3 副委員長は、委員の互選により選任する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐するほか、次項

の職責を負う。

- 5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、事故の解消に要すると見込まれる期間と、後任者たる職域担当理事の選任に要する期間のうちの短い方の期間に限り、副委員長が、その職務を代理し、又はその職務を行う。

(事業推進委員会の会議等)

第8条 事業推進委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 事業推進委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者に会議の傍聴を認めることができる。傍聴の可否は、傍聴をする会議と傍聴者を特定して事業推進委員会が決定する。
- 3 前項で傍聴を許された者は、委員長の許可を得て会議で発言をすることができる。

(事業推進委員会の事務)

第9条 事業推進委員会は、以下の各号の事務を取り扱う。

- 一 第5条第1項の事務
 - 二 各職域の特性その他の事情に応じた当該職域ごとの研修会の実施に関する事務
 - 三 各職域に属する都道府県栄養士会の会員で、当該都道府県栄養士会の当該職域において指導的役割を担うべき者（以下「リーダー」という。）による当該職域ごとの集合研修（以下「全国リーダー研修会」という。）の実施に関する事務
 - 四 本会の事業報告及び損益計算書（正味財産増減計算書）の案、並びに、本会の事業計画書及び収支予算書（正味財産増減計算書）の作成に必要な資料の調製に関する事務
 - 五 本会の総会の理事選任決議における各職域の職域理事選任決議分野の立候補者の推薦に関する事務
- 2 前項第3号に定める全国リーダー研修会に付随して、事業推進委員会は、以下の各号の事務の取り扱いに係る会議を開催することができる。
- 一 前項第5号の事務
 - 二 第6条第2項の委員の選任に関する事務
 - 三 その他前項第1号に関し必要な事務

(全国リーダー研修会等)

第10条 全国リーダー研修会（第9条第2項の会議を含む。）は、日本栄養士会長が招集する。

- 2 全国リーダー研修会は以下の各号の事項に関する研修を行う。

- 一 職域に関する公益目的事業の実施に関する事項
- 二 リーダーたりうる人材の養成に関する事項
- 三 その他必要な事項

3 全国リーダー研修会（第9条第2項の会議を含む。以下、本項において同じ。）を開催したときは、事業推進委員会は、その結果（第9条第2項の会議の結果を含む。）を理事会に報告する。全国リーダー研修会を開催しないときは、事業推進委員会は、第9条第2項各号の事務の取り扱いについて、同研修会に参加すべきリーダーから書面をもって意見を徴し、その結果を取りまとめて日本栄養士会に報告する。

4 事業推進委員会は、必要と認めるときは、全国リーダー研修会（第9条第2項の会議を含む。以下、本項において同じ。）に代えて、又は、同研修会を補うために、適宜の範囲の地域ごとにリーダー研修会（第9条第2項の会議を含む。）を開催することができる。

5 全国リーダー研修会に参加したリーダーは、同研修会の内容を、その属する都道府県栄養士会及び同栄養士会の職域において共有、咀嚼、発展させるため、研修会その他の取り組みを行う。

(準 則)

第11条 本規程の解釈及び本規程に定めのない事項の取り扱いは、理事会が、これを決する。

(規程の改正)

第12条 本規程の改正は、理事会がこれを行う。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。ただし、事業推進委員会委員の選任に関する条項は、2020年度と同委員の選任を行うときよりこれを適用する。

2023年3月26日改正に関する条項は、2024年度の役員改選を行うときよりこれを適用する。

別表（第2条）

職域のカテゴリとその名称およびカテゴリごとの就業先				
大分類	中分類	小分類		
医療	病院	一般病院（地域医療中心とした中小規模病院）		
		地域医療支援病院（地域での基幹病院、急性期医療を中心）		
		特定機能病院		
		リハビリテーション病院		
		慢性期病院		
		精神科病院		
	診療所・クリニック	クリニック・無床診療所		
		有床診療所		
		歯科診療所（有床・無床）		
学校健康教育	学校	幼稚園		
		小中学校		
		義務教育学校		
		中等教育学校		
		高等学校		
		特別支援学校		
	その他	教育委員会		
		給食センター（共同調理場）		
		上記以外の学校および学校給食関連施設等		
研究教育	管理栄養士・栄養士養成施設	管理栄養士養成の専門学校、大学、大学院		
	栄養士養成の専門学校、短期大学、大学、大学院			
	管理栄養士・栄養士養成以外の専門学校、短期大学、大学、大学院			
公衆衛生	行政	都道府県（本庁、保健所）		
		保健所設置市・特別区（本庁、保健所等）		
		市町村（本庁、保健センター等）		
	その他	地方衛生研究所		
		健康増進施設		
		自治体立健診センター、健康保険組合、全国健康保険協会、後期高齢者医療広域連合等		
福祉	高齢	介護老人福祉施設（特養）		
		介護老人保健施設（老健）		
		介護医療院		
		介護療養型医療施設		
		養護老人ホーム（一般・盲）		
		有料老人ホーム		
		サービス付き高齢者向け住宅		
		軽費老人ホーム・ケアハウス		
		介護予防サービス事業所（訪問看護、通所リハ等）		
		地域密着型介護予防サービス事業所（認知症対応型、小規模多機能型）		
		介護予防支援事業所（地域包括支援センター）		
		居宅サービス事業所（通所介護、訪問介護、訪問看護、通所リハ等）		
		地域密着型サービス事業所（通所介護、小規模多機能型、複合型）		
		居宅介護支援事業所		
		上記以外の高齢者関連施設等		
		障がい	障害者支援施設	
	身体障害者社会参加支援施設（身体障害者福祉センター等）			
	障害福祉サービス事業所			
	上記以外の障がい者関連施設等			
	児童	保育所		
		認定こども園		
		児童養護施設		
		障害児入所施設（福祉型、医療型）		
		助産施設		
		乳児院		
		母子生活支援施設		
		児童厚生施設		
		児童発達支援センター		
		児童心理治療施設		
		児童自立支援施設		
		児童家庭支援センター		
		上記以外の児童関連施設等		
		フリーランス・栄養関連企業等	フードサービス	受託給食会社
				直営の社員食堂や寮などの給食施設
			食品・栄養関連	食品企業
				飲食サービス（食堂、飲食店、惣菜など・メニュー開発、配食サービスなど）
				製菓企業
	その他企業等			
	保険薬局・ドラッグストア		保険薬局	
			ドラッグストア	
健康情報関連	情報サービス（新聞、出版、インターネットサービスなど）			
	スポーツ関連施設			
矯正施設・自衛隊	民間等健診保険指導機関・施設・団体等			
	矯正施設			
自営・フリーランス	自衛隊			
	自営			
	認定栄養ケア・ステーション（責任者・従事者）			
	特定の組織等に属さない者、自由契約の者、栄養ケア・ステーションに登録している者			
	その他の就職先（無職含む）			
	その他			